

令和7年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和7年8月26日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君
3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 遠藤 豪君 8番 渡辺 悦郎君
9番 岩田 治和君 10番 藺田 豊造君
11番 米山 千晴君 12番 室伏 辰彦君
13番 鈴木 豊君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 正彦君
経済産業部長	岩田 幸生君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	大庭 和広君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	石田 洋丈君	総務課長	渡邊 徹君
社会福祉課長	長田 孝代君	長寿介護課長	野木 雅代君
住民課長	渡辺 史武君	健康増進課長	藤曲 喜久君
こども未来課長	武藤 浩君	商工観光課長	湯山 浩二君
農業振興課長	安部 将彦君	都市整備課長	遠山 洋行君
建設課長	山口 幸治君	学校教育課長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長	杉山 則行君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	3番 石原 和美君	4番 牧野 恵一君	

散 会 午後2時02分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度小山町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第5 報告第5号 令和6年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について
- 日程第6 報告第6号 令和6年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報告第7号 令和6年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について
- 日程第8 同意第2号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 同意第3号 小山町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第60号 菅沼地域優良賃貸住宅整備事業に関する契約の締結について
- 日程第12 議案第61号 小山町職員の育児休業等に関する条例及び小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第62号 小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第63号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第64号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第65号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第66号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第67号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第68号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第69号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第70号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第71号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第72号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 認定第1号 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第2号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第3号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第27 認定第4号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第28 認定第5号 令和6年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第29 認定第6号 令和6年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

- 日程第30 認定第7号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第31 認定第8号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第32 認定第9号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第33 認定第10号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第34 議案第73号 令和6年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第35 議案第74号 令和6年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（鈴木 豊君） おはようございます。本日は御苦労さまです。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（鈴木 豊君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和7年第4回小山町議会9月定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配布しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、3番 石原和美君、4番 牧野 恵一君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木 豊君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの25日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの25日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配布してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（鈴木 豊君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第4号から議案第74号までの32議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 令和7年第4回小山町議会9月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、承認1件、報告3件、同意3件、契約の締結1件、条例の制定1件、一部改正2件、補正予算9件、決算の認定10件、利益の処分及び決算の認定2件の合計32件であります。

初めに、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度小山町一般会計補正予算（第2号））についてであります。

本件は、令和6年度に実施した定額減税当初調整給付金を補足する給付金に関する経費として、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度一般会計補正予算（第2号）を令和7年7月9日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第5号 令和6年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

令和6年度で継続費が終了しました事業の精算報告書について、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第6号 令和6年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について及び報告第7号 令和6年度小山町特別会計等資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

次に、同意第2号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の選任について、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第3号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

本件は、本年9月30日をもって辞職される委員の後任として、新たな委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第60号 菅沼地域優良賃貸住宅整備事業に関する契約の締結についてであります。

本案は、菅沼地域優良賃貸住宅整備事業の事業契約について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号 小山町職員の育児休業等に関する条例及び小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年4月の人事院規則の改正等に伴い、職員の仕事と育児等の両立を支援するため、関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第62号 小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、小山町乳児等通園支援事業の実施に当たり、実施する設備及び運営に関する基準につきまして、必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第63号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、湯船地内の町営住宅湯船団地の一部を用途廃止することに伴い、小山町営住宅条例第3条第2項に規定する戸数を改正するため、小山町営住宅条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第64号から議案第72号までについては、一般会計のほか、八つの特別会計の補正予算であります。

初めに、議案第64号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億340万5,000円を追加し、歳入歳出総額を153億8,125万6,000円とするとともに、地方債の補正をするものであります。

次に、議案第65号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,851万7,000円を追加し、歳入歳出総額を19億551万7,000円とするものであります。

次に、議案第66号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ137万3,000円を追加し、歳入歳出総額を431万9,000円とするものであります。

令和6年度決算により、歳入の繰越金を137万3,000円増額するとともに、同額を積み立てするものであります。

次に、議案第67号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ934万1,000円を追加し、歳入歳出総額を3億3,394万1,000円とするものであります。

次に、議案第68号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億504万6,000円を追加し、歳入歳出総額を20億2,504万6,000円とするものであります。

次に、議案第69号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ113万6,000円を減額し、歳入歳出総額を1億8,438万円とするものであります。

令和6年度決算により、歳入の繰越金を113万6,000円減額するとともに、同額を予備費で調整するものであります。

次に、議案第70号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ263万9,000円を追加し、歳入歳出総額を7,034万7,000円とするものであります。

令和6年度決算により、歳入の繰越金を263万9,000円増額するとともに、同額を予備費で調整するものであります。

次に、議案第71号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計（第1号）についてであります。

地方創生の取組を応援する制度である企業版ふるさと寄附金を活用して事業の推進ができるように歳入予算の補正をするものであります。

次に、議案第72号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ49万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を453万4,000円とするものであります。

令和6年度決算により、歳入の繰越金を49万7,000円増額するとともに、同額を予備費で調整するものであります。

次に、認定第1号から認定第10号までの令和6年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算10件についてであります。

初めに、認定第1号 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の主要な施策の成果と予算執行状況報告書の3ページをお開きください。

令和6年度一般会計の決算額は、歳入総額161億9,923万7,000円で前年度対比7.8%の増、歳出総額155億1,962万7,000円で7.2%の増となり、歳入歳出差引額は6億7,961万円となりました。

この差引額には、町道3975号線他1道路整備事業（用沢工区）の通次繰越、旧すばしりこども園解体事業ほか10件の繰越明許費2億397万9,000円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差し引きすると、4億7,563万1,000円が実質収支額となり、純繰越金となりました。

また、実質収支額を標準財政規模60億1,677万2,000円で除した実質収支比率は、7.9%となりました。

次に、歳入について、前年度と比較すると、全体で11億6,807万円増加しました。

増加したものは、町税が1億1,288万4,000円の増、ふるさと寄附金の増等により寄附金が6億465万3,000円の増が主なものであります。

一方、減少したものは、県支出金が11億9,585万円の減、前年度からの繰越金が6,771万5,000円の減が主なものであります。

次に、歳出について、前年度と比較すると、全体で10億4,623万6,000円の増加となりました。

目的別に見ると、増加したものは、総務費がふるさと納税返礼品等のふるさと振興事業費の増

などにより9億4,633万1,000円の増、消防費が消防庁舎整備事業等の増により7億1,567万円の増が主なものであります。

一方、減少したものは、農林水産業費が産地パワーアップ事業の完了等により10億9,504万5,000円の減、商工労働費が地域産業立地事業費補助金の減等により5億18万3,000円の減が主なものであります。

また、性質別に見ると、義務的経費が47億7,383万6,000円で全体の30.8%、投資的経費が34億6,056万6,000円で全体の22.3%となりました。

なお、義務的経費のうち、人件費は25億3,085万3,000円で、前年度対比で1億5,879万円の増、扶助費が13億5,099万円で、前年度対比1億5,359万6,000円の増、公債費は8億9,199万3,000円で、対前年度比2,230万3,000円の増となりました。

投資的経費では、普通建設事業費は34億6,056万5,000円で、前年度対比11億7,208万6,000円の増となりました。

日本経済においては、令和6年度も引き続き物価高騰の影響が続いたものの、国内の経済社会活動は持ち直しつつあります。

小山町においては、歳入の根幹である町税が、湯船原地区への企業立地が着実に進捗し、固定資産税が堅調に推移したことにより、大幅な増収となりました。

一方、歳出については、民間こども園施設型給付や児童手当の増等に伴う扶助費の増や人事院勧告に則した給与改定による人件費の増が、義務的経費を押し上げる結果となりました。

そのような中、交付税措置のある有利な地方債を活用し、教育施設の長寿命化改修事業や河川改修事業、消防庁舎整備事業を実施したほか、ふるさと寄附金により積み立てを行った基金の活用により、小中学校デジタル学習環境整備事業、町道整備事業、給食費の無償化などに取り組むとともに、ふじのくにのフロンティアを拓く取組として、足柄SA周辺地区開発道路整備、新東名関連町道整備等を推進しました。

以上、令和6年度一般会計の決算の概要を説明いたしました。その詳細につきましては、お手元の主要な施策の成果を御参照ください。

次に、認定第2号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は17億6,152万7,000円で、前年度に比べ9,070万3,000円の減、歳出総額は17億850万円で、前年度に比べ1億1,736万7,000円の減、実質収支額は5,302万7,000円であります。

次に、認定第3号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は418万3,000円、歳出総額は181万円で、実質収支額は237万3,000円であります。

次に、認定第4号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は3億2,132万7,000円で、前年度に比べ5,509万7,000円の増、歳出総額は3億1,098万6,000円で、前年度に比べ5,450万5,000円の増、実質収支額は1,034万1,000円であります。

次に、認定第5号 令和6年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出総額は、いずれも20万6,000円であります。

次に、認定第6号 令和6年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は19億7,902万2,000円で、前年度に比べ1億3,876万円の減、歳出総額は17億4,076万2,000円で、前年度に比べ1億5,150万8,000円の減、実質収支額は2億3,826万円であります。

次に、認定第7号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は9,251万9,000円、歳出総額は4,813万9,000円で、実質収支額は4,438万円であります。

次に、認定第8号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は7,061万円、歳出総額は6,697万円で、実質収支額は364万円であります。

次に、認定第9号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1,707万3,000円、歳出総額は1,181万1,000円で、実質収支額は20万円であります。

次に、認定第10号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は408万5,000円、歳出総額は43万3,000円で、実質収支額は365万2,000円であります。

次に、議案第73号 令和6年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

本会計の収益的収入及び支出は、収入額4億156万7,000円に対し、支出額3億6,520万1,000円となりました。

また、資本的収入及び支出は、収入額2億2,900万円に対し、支出額は3億452万4,000円となりました。

なお、純利益につきましては、その処分案により処分をお諮りするものであります。

次に、議案第74号 令和6年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

本会計の収益的収入及び支出は、収入額2億3,455万9,000円に対し、支出額2億3,345万5,000円となりました。

また、資本的収入及び支出は、収入額7,242万4,000円に対し、支出額は1億1,102万8,000円となりました。

なお、純利益につきましては、その処分案により処分をお諮りするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました32議案につきましてはの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、同意案件につきましては私から内容説明をし、議案第66号、議案第69号から議案第72号を除き、その他の案件は関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

また、認定第1号から認定第10号までの令和6年度歳入歳出決算及び議案第73号及び議案第74

号の令和6年度利益の処分及び決算の認定につきましては、認定第5号を除き、8月28日の決算補足説明において、関係部長等からそれぞれ説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度小山町一般会計補正予算（第2号））

○議長（鈴木 豊君） 日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度小山町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、令和6年度に実施した定額減税当初調整給付金を補足する給付金に関する経費として、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度一般会計補正予算（第2号）を本年7月9日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

別紙、一般会計補正予算（第2号）2ページをお開きください。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,453万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を149億7,785万1,000円としたものであります。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

16款2項11目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を5,453万8,000円増額しますのは、国から令和6年度に実施した定額減税当初調整給付金の不足を補う給付金事業への交付金を見込むものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち説明欄（4）定額減税不足額給付金費を5,453万8,000円増額しますのは、令和6年度に実施しました定額減税において、減税しきれない方への定額減税当初調整給付金は、令和5年分の所得や扶養状況により推計した所得税額を用いて給付額を算出して給付したものであります。このたび、令和6年分の所得税と定額減税の実績の額が確定した後、本来給付すべき所要額と、当初給付額に不足がある方に対する給付金5,100万円を計上いたしました。また、電算処理委託275万円などの事務費を計上したものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第4号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定しました。

日程第5 報告第5号 令和6年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について

○議長(鈴木 豊君) 日程第5 報告第5号 令和6年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長(長田忠典君) 報告第5号 令和6年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

議案書は6ページをお開きください。

本件は、平成29年度から令和6年度までの8か年にわたる継続費を設定し、実施いたしました足柄SA周辺地区開発道路整備事業と、令和5年度から令和6年度までの2か年にわたる継続費を設定し、実施いたしました北郷小学校長寿命化改良事業についてであります。

足柄SA周辺地区開発道路整備事業は総額18億2,899万4,608円、北郷小学校長寿命化改良事業は総額3億1,216万2,400円を支出し、2件の継続事業が全て終了し、継続費の精算をしたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により調製しました報告書を提出するものであります。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 部長の報告は終わりました。本報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 報告第6号 令和6年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長(鈴木 豊君) 日程第6 報告第6号 令和6年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長(長田忠典君) 報告第6号 令和6年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

議案書は7ページをお開きください。

令和6年度の小山町の健全化判断比率の算定した基礎数値及び4指標については、本年7月31日に監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査の審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されているとおりであります。後ほど、代表監査委員から令和6年度決算審査の意見と併せて報告がございしますので、御承知おきください。

それでは、財政指標のうち、初めに実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越す財源を差し引きますと、実質収支額が算出されます。

その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対して何%であるかを示すものが、実質赤字比率であります。

令和6年度の小山町の標準財政規模は60億1,677万2,000円で、令和6年度の実質収支額は、育英奨学資金特別会計、土地取得特別会計と合わせて4億7,800万4,000円の黒字でありますので、実質赤字比率は算定されないこととなります。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

先ほどの実質赤字比率の対象となる普通会計に、国民健康保険特別会計をはじめ、町の全ての会計を対象とした実質収支額等の合計が赤字の場合、その実質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

令和6年度の実質収支額等の合計は10億9,258万1,000円の黒字でありますので、連結実質赤字比率も算定されないこととなります。

次に、実質公債費比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、令和4年度から令和6年度まで年度ごとに算出し、3年間の平均値を表したものであります。

この実質的な公債費相当額とは、年度ごと支出している一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、特別会計及び事業会計へ支出している一般会計からの繰出金並びに出資金のうち公債費に準ずるものと、債務負担行為のうち土地の購入費用などの公債費に準ずるものや、御殿場市小山町広域行政組合などの一部事務組合へ支出している負担金のうち公債費に準ずるものなどを含めた合計額から、それらに充てた特定財源などの額を差し引いたものであります。

本町の実質公債費比率は10.5%であり、早期健全化基準の25%を下回っております。

最後に、将来負担比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。この一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債残高96億3,325万4,000円や、公営企業債等繰入見込額3億3,574万5,000円のほかに、一部事務組合などに関する負担見込額などを含めた一般会計が負担するであろう負債の全体額から、町全体の基金残高35億

2,583万9,000円や、交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

本町の将来負担比率は51.2%であり、早期健全化基準の350%を下回っております。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告いたします。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第7 報告第7号 令和6年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について

○議長（鈴木 豊君） 日程第7 報告第7号 令和6年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 報告第7号 令和6年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

議案書は8ページをお開きください。

本件は、先の報告第6号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度の決算数値を基に算定し、本年7月31日に監査委員の審査を受けたところであります。

この資金不足比率は、公営企業ごとに資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのかを表す指標であります。

個々の会計の状況ですが、初めに、宅地造成事業特別会計の実質収支額は、4,438万円の黒字となり、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、木質バイオマス発電事業特別会計の実質収支額は、364万円の黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、小山PA周辺開発事業特別会計の実質収支額は、20万円の黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、温泉供給事業特別会計の実質収支額は、365万2,000円の黒字となっておりますので、同じく資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、水道事業会計の資金不足比率であります。水道事業会計の資金不足比率は貸借対照表の流動資産総額と、流動負債総額から建設改良費等の財源に充てるための企業債を引いた額との差引額が1億7,158万7,000円の黒字でありますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

最後に、下水道事業会計の資金不足比率であります。下水道事業会計の資金不足比率につきましても貸借対照表の流動資産総額と、流動負債総額から建設改良費等の財源に充てるための企業債を引いた額との差し引きが5,170万6,000円の黒字でありますので、資金不足比率は算定され

ないこととなります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 同意第2号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（鈴木 豊君） 日程第8 同意第2号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第2号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、本町では、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置いたしております。

この委員のうち、平成28年10月1日から委員をお願いしております湯山正敏さんが、本年9月30日で任期満了になります。湯山さんには、3期9年間、委員を務めていただいております。ここに改めて心より感謝を申し上げるところであります。

後任には、明倫地区の菅沼区にお住まいの秋月千宏さんを委員として選任いたしたくお願いするものであります。

秋月千宏さんは、小山町役場職員として勤務され、固定資産評価の知識が豊富で、人格、識見ともに優れた方であり、選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年10月1日から令和10年9月30日までの3年間です。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

日程第9 同意第3号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長(鈴木 豊君) 日程第9 同意第3号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 同意第3号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

小山町教育委員会は、教育長と4人の委員で組織しております。その中で、眞田拓史委員が、本年9月30日をもって任期満了となります。

眞田拓史さんは、令和3年10月1日に教育委員に就任され、以来4年間にわたり小山町の教育行政推進に御尽力をいただいております。

眞田拓史さんは、人格高潔で、地域からの信望も厚く、教育、学術及び文化について高い識見を有しておられ、教育委員に適任の方でありますので、引き続き教育委員に任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年10月1日から令和11年9月30日までの4年間であります。

以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

日程第10 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長(鈴木 豊君) 日程第10 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

小山町教育委員会は、教育長と4人の委員で組織しております。その中で、山岸繁子委員が、任期途中でありますが、一身上の都合により本年9月30日をもって辞職されることとなりました。

山岸繁子さんは、令和元年10月1日に教育委員に就任され、以来6年間にわたり小山町の教育行政推進に御尽力をいただいております。ここに改めて心より感謝を申し上げるところでございます。

後任には、須走地区の下本町区にお住まいの岩田佳代子さんを委員として任命いたしたくお願いするものであります。

岩田佳代子さんは、県内外の県立高校で家庭科の教員として勤務してまいりました。人格高潔で、地域からの信望も厚く、教育、学術及び文化について高い識見を有しておられ、教育委員に適任の方でありますので、教育委員に任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年10月1日から前任者の残任期間である令和9年9月30日までの2年間です。

以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。

日程第11 議案第60号 菅沼地域優良賃貸住宅整備事業に関する契約の締結について

○議長（鈴木 豊君） 日程第11 議案第60号 菅沼地域優良賃貸住宅整備事業に関する契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第60号 菅沼地域優良賃貸住宅整備事業に関する契約の締結についてであります。

議案書は9ページからであります。

本案は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法第12条及び同法施行令第3条の規定に基づき、菅沼地域優良賃貸住宅整備事業の実施に当たり、事業者と事業契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

本事業は、明倫地区のにぎわいの創出と地域活性化を目的とし、菅沼の坂下区内において、子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅を整備し、管理運営を行うものであります。

事業の主な内容は、施設の設計、建設及び30年間の維持管理・運営に係るもので、契約金額は11億9,513万2,663円、契約の相手方は、優先交渉権者に決定した事業者が町内に設立いたしました、おやま菅沼住宅パートナーズ株式会社であります。

施設の概要は、敷地面積4,684.16平方メートル、木造2階建てで2LDK以上の住宅が27戸で、延べ床面積の合計は2,382.45平方メートルであります。駐車場は1戸当たり2台を確保し、その他、広場などの外構及び附属施設を整備いたします。

なお、契約期間は、議決日から令和39年3月31日までとしております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（臼井光昭君） 菅沼地域優良賃貸住宅整備事業についてお伺いします。

本事業は、町が30年間にわたり約12億円を支払う契約であり、家賃収入で相殺する計画と理解しています。

しかし、私達議会に示されたのは契約金だけであり、家賃収入計画、収支シミュレーション、入居率低下時のリスク分担といった最も重要な情報が全く示されていません。これでは、議会は住民を代表して判断する責任を果たせません。当局が議会に対して説明責任を放棄し、議회를軽視していると言わざるを得ません。

そこで伺います。

なぜ今回収支計画やリスク想定を議会に提示せず、契約金だけで議会に判断を求めたのか。こ

れは説明責任の放棄ではありませんでしょうか。

次に、この事業の家賃収入計画と収支シミュレーションを御説明ください。

最後に、小山町が発行した小山町高齢者保健福祉計画に記されている小山町の人口予測では、20年後に約1万1,000人と記されております。15歳から64歳の勤労世帯人口は、約5,700人です。急激に人口が減少している中、もし入居率が下がり、家賃収入が想定を下回った場合、町とSPCのどちらが不足分を負担するのか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 臼井議員にお答えいたします。

まず、1点目の御質問ですが、収支計画とリスクの想定等の説明がなされていないということですが、収支計画につきましては、全体の支出については、契約金額の11億9,513万2,663円ということで、議案で提案のとおりです。

こちらの収入の内訳といたしましては、整備費に関して、一部国土交通省の、国からの補助金が充当されますので、そちらを除いた部分につきましては全て家賃収入で賄っていくというような収支計画となっております。

入居者低下のリスクの対策ですが、こちらにつきましては、入居者低下の防止をする対策といたしまして、今回提案のあった事業者等と協力いたしまして、入居の募集の支援や、町をサポートしていただきながら入居者の確保、維持ということに努めながら事業を実施していく計画でございます。

2点目の家賃収入の計画と収支のシミュレーションということになりますが、家賃収入といたしましては、今回提案のあった事業、提案による家賃収入につきましては、現在想定されているのが、家賃は1戸当たり一月8万8,000円から9万円程度、その他に駐車場代、共益費等が入りまして、合計しますと9万円台後半というような想定をしております。

こちらにつきましては、支出のシミュレーションといたしましては、こちらの家賃収入をもって、維持管理、すみません、建設費の国庫補助分を除いた残額を毎年割賦払いで支払っていくということになりまして、建設後は、維持管理・運営費につきましては、毎年所要金額を支払っていくこととなります。

年間の収支につきましては、整備費の割賦払い分が約2,000万円ほど、1年間ですね。維持管理・運営費については850万円ほどを予定しておりまして、収入と支出については、収入が上回るということで計画をしております。

最後に、人口の予測で、家賃収入が想定を下回った場合にどちらが負担になるかということになりますが、家賃収入につきましては、下回らないような形で入居の募集とか維持をしていくこととなりますが、万が一、家賃収入が下回った場合のリスクについては、町が負っているというようなこととなります。

これにつきましては、SPCを使って経営のリスクとかを十分配慮した中で、ただ入居者の方の、万が一の際に入居者の住民サービス等が低下することを懸念しまして、これがないような形でやるために、こちらのリスクについては町が負っているという状況でございます。

以上でございます。

○政策監（湯山博一君） ただいま都市整備課長の答弁に若干補足をします。

臼井議員の最後の質問で、SPCか町かどちらかということなんですけど、PFI事業はすごくそんな単純ではなくて、はっきり言いますと、SPCというのはPFI事業を進める上での、言ってみればペーパーカンパニー、従業員もいません。なぜこういうのをつくるかというのと、A、B、C、Dという応募者グループがそれぞれ建築であるとか設計であるとか家賃収入の管理であるとか維持管理って、それぞれの事業をやっている会社なので、このPFI事業に限っては、SPCをつくってPFI事業だけの会社をつくる。それが何がいいかといいますと、そのA、B、C、Dの各会社の、例えば経営状況悪化とか、その他の事業の損益の影響とかがPFI事業に及ばないようにするというので、これは私が知る限り全国のPFI事業、ほぼこの形でやっていると思います。SPCと町、それからSPCの下につながるA、B、C、Dという構成企業の中で、先ほど課長からリスク分担は町だよという話なんですけれども、そのリスクはなるべく負わないように、SPCは、さっきも言いましたように、資本金も少なくペーパーカンパニーでありますので、そこが負うべき業務の委託契約というのを、それぞれA、B、C、Dの会社とリスク分担も含めて全部行います。それがPFIの仕組みでして、なぜこれをやるかというのと、SPCと町との間でPFI事業をやる上では、一番肝腎な金融機関がいます。連建て資金を融資する方が。その資金を融資する金融機関も、PFI事業としてのお金の流れ、キャッシュフローというのをしっかりとつかむためにSPCをつくりなさいということでもありますので、先ほど町かSPCかという話だったんですけれども、実際のところは町も一部あるでしょうし、SPCの構成、実質株主と言っていいんでしょうか、A、B、C、Dという実際の業務を行う事業者、その中でそれぞれの契約、恐らく10本以上の契約を思うんですけれども、その契約の中でそれぞれリスク分担を決めていくという話になりますので、そこら辺がPFI事業の仕組みということでぜひ御理解いただければと思います。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（藺田豊造君） 先ほどの臼井君がだいぶ質問しちゃったので、私も限られた質問をさせていただきます。長いからしっかり覚えてください。

まず、おやま菅沼住宅パートナーズ株式会社の代表取締役として、西山和成氏がなっています。私の謄本では、8月14日時点においては、4人の取締役の1人でした。これがいつから代表となったのかをまずお伺いします。

次に、小山町における「優良」と名付けることについてお伺いします。今事業も優良賃貸住宅となっています。また、優良田園住宅などもあります。この定義、意義について、どうあるのか

を二つ目にお伺いします。

さて、今回は J P I グループの代表企業は、株式会社日本 P F I インベストメントであります。インベストメントとは、英語で投資という意味ですが、この会社の今回の役割についてお伺いいたします。

さて、今回は消費税込みですけれども、11億9,513万2,663円の事業です。これらの、日本 P F I インベストメントの資本金は2,000万円、ちなみにおやま菅沼住宅パートナーズ株式会社の場合は500万円です。少額資本であるのに長期にわたってこの事業を任せるに至ったその理由についてお伺いします。

また、J P I グループとおやま菅沼住宅パートナーズ株式会社との承継はどうなっているでしょうか、併せてお答えください。

次に、30年間という長期の事業に、いろいろな会社が、全部で5社が加わっていますけど、そういうふうな長期の事業に加わった経験がこの会社の中にあるのかなのか。

今度はちょっと法律的な問題を聞きます。代表企業の日本 P F I インベストメントの社長と構成企業の丸山アーバンの社長は同一人物であります。法的に不都合があるのかなのかを次にお伺いします。

それから、インターネットで見ると、連絡先未指定となっています。しっかりと連絡が取れているのかどうかを併せてお伺いします。

先ほどいろいろな説明がありました。金額について、9万円位の家賃収入を充てるということですが、私がこの11億円というふうな計算をしてみると、年間3,989万円を30年間で町に納めなきゃならない。これを住宅利用者27にすると、年間1,475万185円となります。これを1か月にすると、12万2,932円が1か月の家賃収入でなくては、この11億円は払い切れません。すごい高いものになります。これらについての、9万円も高いんですけども、お伺いをいたします。

また、これとは別に、今回の全予算の中から27戸を建てるということになると、1戸当たりが4,426万4,000円余となります。これは事業費を単純に割ったものであるから町の考えとは違うと思いますけど、町はどのような積算をしている、方法を取っているのか、併せてお答えください。

最後になりますが、町のコンセプトとしてお伺いします。

最近の傾向として、全室フローリングとなっています。以前、町の町営住宅は、台所、便所、玄関以外は全てが畳でした。しかも庭つきです。日本の伝統文化が失われていくような気がしますが、町が理想とする考えはいかがにあるでしょうか。

お金のことばかり言って申し訳ないですけど、お金についても一言。今回の家づくりについて、1戸当たり86平米、89平米となっています。これを建てることで計算しますと、平米当たりが49万7,303円です。坪でいけば、164万1,099円です。この事業で町は何をしようとするのか、改めてお伺いします。

さらに、高齢者の町民で「私も納税者だ」と入居希望者された場合、どのような対応をするか

併せてお伺いします。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 藪田議員の質問にお答えします。

私からは、3点目の主にコンセプトということで、町が菅沼地域優良賃貸住宅にどのような機能を求めて、実施方針を立てて、優先交渉権者を決定して、今回事業契約の締結を皆様にお諮りしたかというところについて御説明いたします。

まず、一番最初に、ちょっと前後するんですけれども、地域優良賃貸住宅という、その優良というところをまずお尋ねがあったかと思うんですけれども、そもそもこの地域優良賃貸住宅というのは、国の法律に基づいて定められておまして、子育て世代であったり、障がい者、高齢者という方々、そういう方々に対して良好な居住環境を供給する、良好な賃貸住宅を供給するということの下で進められているのが地域優良賃貸住宅でございます。なお、このような地域優良賃貸住宅を、PFI制度、30年にわたるPFIを活用してやっているというようなのは、小山町だけではなくて、令和2年現在で全国で80か所程度、もう既にこのような賃貸住宅をPFIを使って進めているというデータも残っております。

そういう中で、今回小山町が菅沼地域優良賃貸住宅に求めたコンセプトですが、子育て世帯を対象として、周囲の生活環境や自然環境を調和して、立派な小山で住んでいくライフスタイルを確立させる、そのような賃貸住宅を計画した次第でございます。

子育て世帯ということでありまして、働き盛りのお父さん、お母さん、そして子ども、お子様がいらっしゃるような住宅でございますけれども、そのような方々のライフスタイルに合わせた形でいきますと、皆様にお示ししているような、畳が今回ないんですけれども、フローリングや開放された公共空間というものをベースに計画をまとめているという状況でございます。

それが、ひいては、明倫地域でも、全国でも深刻ですけれども、子どもが少なくなっているというようなことに対して、少子化対策であったり、また地域に開かれたコミュニティを形成することによりまして、明倫地域全体のコミュニティを活性化させていく。それが最終的には小山町に対する移住、定住、人口対策に大きく寄与するのではないかと考えております。

そういうことで、地元の方も、この事業に対しては大きな期待を寄せられているということで、いろいろ30年にわたっての維持管理に対して皆様のいろいろ心配される声もしっかりと踏まえた上で、新たな事業契約者と、子育て世帯に対してしっかりした賃貸住宅を整備して、コミュニティを形成して、しっかりと移住、定住対策に取り組んでいくという所存で、今回事業契約を結びたいということで議案を上程した次第でございます。

なお、コンセプトは以上となりますが、細かい金額の内容については、後ほど課長の方から説明をさせていただきます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 藺田議員の残りの質問にお答えいたします。

1点目のSPCの代表取締役が代表にいつなったかということですが、こちらで持っている資料によりますと、7月18日に登記された段階で既に代表取締役として西山様となっております。

3点目の、代表会社の日本PFIインベストメントの役割ですが、こちらについては、プロジェクトマネジメントと資金調達を行うということが役割分担となっております。

次の、資本金が2,000万円というのが日本PFIインベストメントで、SPCでも500万円、少額なんですけど、こちらに任せた理由はということですが、こちらにつきましては、募集要項の条件の中で、優先交渉権者が町内にSPCを設立して、そちらと仮契約を締結した上で、議決をいただいた後に本契約の締結をするということで条件設定をしておりますので、これに基づいて契約をするものでございます。

こちらの構成した企業が、30年間という長期の事業に関わったことがあるのかというようなところでございますが、こちらについては、代表企業である日本PFIインベストメントは、他市町等で事業について何個か同様の形で実施をしております。

また、アイ・エフ建築設計研究所につきましても、小山町でいうと落合の方にも絡んでおりまして、ほかにも経験があるということです。

あと、建設企業になります丸山工務所、こちらも落合のグランファミリアでも入っております、こちらにも経験があると、その他、他市町でもやっております。

維持管理の方の合人社計画研究所につきましても、こちらやはり落合の方にも参画しておりまして、全国でも民間、公共の住宅ともにPFI事業もかなりやっているということで聞いております。

続いて、丸山アーバンと日本PFIインベストメントの社長が同一人物であることの不都合はということですが、これについては、法的に不都合はございません。

連絡先が明確になってないということですが、こちらの方には連絡先が明確に来ておりますので、代表企業との連絡を取りながらやっているところでございます。

あと、家賃収入が12万円、月ということで、藺田議員の試算で高いんだということなんですけど、こちらにつきましては、計算しますと12万円かもしれませんが、一応こちらには全体事業費の中で整備費のうち国庫補助金の一部入ってきますので、こちらを差し引いた額で27戸で割っていくと、先ほど申し上げましたが、家賃については月に8万8,000円から9万円の設定で、その他、駐車場代金と共益費等が含まれますので、9万円台後半というような形で計算をしております。

27戸で割ると1戸当たり4,400万円ほどかかるということで、これが高額なんですけどどのような積算をということですが、こちらにつきましては、事業の中に設計とか維持管理とかも含まれておりますので、全て30年間の維持管理・運営まで含んで4,400万円、1戸当たりというような形になります。実際の建設費だけでいいますと、金利等を抜きますと、建設費自体は約3,000万円ぐ

らしい1戸当たりの金額となっております。

あと、畳と庭つきが町営住宅の昔は標準だったということになりますが、こちらにつきましては、今回、若者向けの、子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅の整備ということになりますので、今回の提案の中で畳の提案はございませんで、町としても、それについては提案内容に問題はないということで、審査委員会等で審査された結果、今そのような形になっております。

最後にですが、平米当たりの単価が49万円、坪当たり169万円の事業で何をしようとしているのかというようなところになりますが、こちらについては、今回の事業目的としまして、やはり人口減少とか少子高齢化の対応としまして、子育て世代の入居を促して、それによって地域を活性化していこうというような目標で行っている事業となっております。

最後に、高齢者の入居につきましては、今回完成に当たって、設置管理条例の中でその辺のこともうたっていくんですが、一応地域優良賃貸住宅につきましては、落合も同じになっていますが、子育て世代向けに限定しておりますので、高齢者のみの入居というのはできないような形になろうかと思えます。こちらについては、後ほどまた定めていくというような形になっていきます。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありますか。

○5番（白井光昭君） 再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、ちょっと私、理解し損なったところがあったので、その確認をさせていただきたいと思えます。

総額12億円の30年間払い以外に、国の補助金が別にあるというふうに私は理解しているんですけども、12億円の中に国の補助金が含まれるというような理解でよろしいのでしょうか。ということ、町が実質支払う金額は幾らになるのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 白井議員の再質問にお答えいたします。

全体契約額の約12億円の中に、国庫補助金が別か含まれるかということですが、こちらの収入になる国庫補助金につきましては、12億円の中に含まれる形になります。

この金額については、現状の試算でいきますと、国庫補助金は純粋な整備費の約45%、こちらが国庫補助がいただける形になっておりまして、現状で試算している中では約3億円強の国庫補助金をいただく予定になっておりますので、残りの9億円程度、こちらが町の家賃収入で賄う分というような形になります。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（菌田豊造君） 先ほど当局の答えにおいて、別人格の法人と別人格の法人の社長は一緒だったと、それには何も問題ないということですがけれども、こういうことによって利益相反という

ものが生まれる、これが現状ですので、もう一度法律を調べて、合っているのか合っていないのか。また後日でもいいですけども、それが間違っていたらば、速やかに訂正してください。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） すみません、都市整備課長の先ほどの答弁を受けての再質問で、同一人物が違う企業の代表であることについて問題はないという答弁をいたしました。今回SPCを立ち上げて、おやま菅沼住宅パートナーズという会社を立ち上げて、今後管理、運営を行っていくわけですけども、その中においては今回同じ方がそれぞれ違う企業の代表であっても問題はないという解釈と答弁でございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（平野正紀君） 過日の全員協議会でも聞いたわけなんです。ちょっとその件について、いま一度確認をしたくて、改めてお伺いさせていただきたいと思います。

私が伺いたいのは、SPCが7月24日に法人登記をされたわけなんです。ここの本拠の位置、いわゆる事業所の位置が、町内藤曲341番地の5ということで、これを調べますと、藤曲地区の住宅設備会社のところの住所ということになるわけなんです。ちょっと前例になりますけれども、その落合にありますグランファミリアの例のときをちょっと見てみたんですが、そのときは富士山麓きんたろう住宅株式会社ということで、そのときのSPCの本拠については、町内藤曲109-1という番地でした。これは皆様御存じと思いますが、大手の総合建設業の本拠の位置と、会社の位置ということになるわけなんです。そのグランファミリアを施工したときには、その藤曲の業者が、いわゆるその構成企業ということで、丸山工務所とその企業が共同企業体ということで構成企業の中に入っていた、建設と施工を請け負うということが入っていたわけなんです。今回については、その住宅設備会社という失礼になりますが、そちらの方の関連がどのようなになっているかというのは、ちょっと見えないわけです。

代表企業が日本PFIインベストメント、構成企業がアイ・エフ建築設計研究所、丸山アーバン、丸山工務所、合人社計画研究所ということで、町内の企業ではないと言うと語弊があるかもしれませんが、何かその辺の関連が私自身不可解なわけです。この辺りの関連性といいますか、経過について、改めて分かりやすく説明をいただきたいと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 平野議員にお答えいたします。

今回のSPCの拠点の住所の設備会社につきましては、今回事業をやる中で代表企業と構成企業4社は優先交渉権者の中で既に設定されておりましたが、その事業を実施するに当たり、その下に関連企業、協力企業ということで、設備ですとか、木の工事関係とか、あと造成の設計とか申請業務とか、そういうような形で何社か協力会社を募って、全体的なことをそういう協力会社

も含めてやっていくというような体制を構築しております。

今回その住所の設備会社につきましては、協力会社の1社になっておりまして、この事業に関連する会社の1社というような形になります。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（岩田治和君） 今回の菅沼地域優良賃貸住宅の関係で、ちょっと私も記憶がはっきりしていない点があるんですけど、以前、小山町については、公営賃貸住宅の戸数が県内でも一番多いから今後は減らしていくというような、首長さんが判断されて、これから造らないというような答弁をいただいていたわけですけど、私が考えるには、落合のグランファミリアの件も同じなんですけど、公営賃貸住宅として考えるには、新たに造る必要がないんじゃないかと思います。特に今回の坂下地域のアラヤというところでは、今まで道路が狭過ぎて、どうしても公営住宅が建てられないということが地域の方からも言われておりました。それを何とかしてくれということで、今回県道側から新しい道を造るということで新しく公営住宅ができてはいるわけですけど、実際には、このような行為は民住圧迫の行為だと思います。

実際に道路さえ入れてくれれば、民間の事業者が自分ちでアパートを建てるとか、そういう方向でやってくれる。やってくれるというか、やるはずですよ。ですから、私は、道路1本だけ町で入れてもらえれば、今後住宅化することも有利になると思われます。この点について考え方を伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○副町長（室伏博行君） 岩田議員の質問にお答えします。

確かに昭和50年代、町の公営住宅で、確か私の記憶では954戸あったと思います。それ以来、公営住宅をなくそうということで順々に減らしてきているわけですけども、今回も湯船町営住宅とか解体してやるんですけども、今回の地域優良賃貸住宅というのは、先ほど答弁しましたように、若者向けのことで造るわけですね、落合と同じように。そこで定住してもらって人口を増やそうと、そういう意味で造るものですから、ぜひそこは理解をしてもらいたいと思います。

それから、道を入れるということは、確かに民間の活力で住宅地の開発が進むと思いますけれども、小山町としては、あくまでも若者向けの優良賃貸住宅を造るということで、そこが狙いですので、その辺をぜひ理解してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

10番 藺田豊造君。

○10番(藺田豊造君) ちょっと入れ歯の具合が悪いから聞き取りにくい点があると思いますが、御容赦ください。

私は、議案第60号 菅沼地域優良賃貸住宅整備事業に関する契約の締結について、以下の理由をもって反対します。

まず、11億円余の投資の回収が不可能であるからです。いろいろな計算をしていくと、町に住むのに、当局の試算であれば月に9万円もかかるとすれば、子育て支援などとは相反するものであると私は考えます。私の計算でいけば、12万円です。お金を使うことでしか町の発展が望めないとすれば、私は公務員として皆様方に大いに失望します。最も大切なことは、最少費用の最大効果であります。

また、需要があつての供給であれば、今事業のように投機的な要素を含まなくても済みます。さらに、移住、定住を考えるならば、500軒余になる空き家対策をもっと真剣に考えるべきです。本事業のような予算でなくても済みます。

さらに、当局の在り方にもう一つ疑問があります。

10年近く前に、明倫小学校の西側ですか、土地6,000平米を1億円弱でもって買い求めました。当時は田んぼでありました。住民からの要望で、明倫地区にコミュニティセンターを造るのが目的だった。さらには、職員住宅を造るというような要望がありました。議会でも取り上げられましたが、その後、長い間放置されたままです。今回ここの利用を考えた様子はいかがえません。さらに加えれば、この先行投資が足柄三保線への禍根を残したことは否めません。

今、温水プール建設にも多額の財政出動を予定されています。行政の失敗は町民に直接かかってきますけれども、その失敗を誰も負わないようです。それが常です。

需要があつて供給、基本に立ち返ってもらいたいと思います。それでも熟慮して財政出動するのは、私は健全な在り方だと思っています。町は投機場所でもなく、実験室でもありません。これが私の反対理由です。

以上です。

○議長(鈴木 豊君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

11番 米山千晴。

○11番(米山千晴君) 私は、議案第60号 菅沼地域優良賃貸住宅整備事業に関する契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

菅沼地域優良賃貸住宅整備事業は、子育て世代向けの住宅を整備することで、定住促進や少子化対策に対応し、明倫地区のにぎわい創出のためにぜひとも必要な事業でございます。

事業手法については、PFI手法により、民間の資金や技術力、経営能力を活用し、令和7年度から令和38年度まで、整備から30年間の維持管理、運営をしていくものであり、事業に要する費用は国の補助金と家賃収入で賄うことができ、町の財政負担の軽減を図りつつ、質の高いサー

ビスの提供を可能とした、実に有益かつ有効な仕組みになっていると思っております。

整備する施設は、市街化区域内の未利用土地を有効活用し、低層の住宅や寺院、農地に囲まれた周辺環境によくなじむ木造2階建ての住宅27戸と、駐車場や広場など必要な施設を一体的かつ合理的に配置する計画で、これにより良好な住環境が確保され、入居者並びに周辺住民からも親しまれる住宅になるものと確信しております。

2回にわたる地元、坂下区への説明会においても、地域からは反対の意見はなく、新たに27戸の子育て世代が入ってくることで、子ども達を含む若者世代が増加し、地域住民との交流をつうじて地域コミュニティの拠点となり、明倫地区全体の活性化につながると、大いに期待していると聞き及んでおります。

人口減少が進む中で、地元の期待に応え、多くの子ども達でにぎわうこの地域優良賃貸住宅を中心に、活気に満ちたこの地域の未来を実現するために、ぜひともこの賃貸住宅を整備していただきたいと思い、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に反対者の発言を許します。

4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、議案第60号 菅沼地域優良賃貸住宅整備事業に関する契約の締結について、反対の討論を行います。

まず、この事業は、建設から30年間の賃貸住宅の維持管理を11億9,513万2,663円で、おやま菅沼住宅パートナーズに行わせるという契約であります。

つまり、町民が30年間にわたって総額12億円を負担するということになるわけであります。これは使用料で払うから町民負担がないんだと言うんだったら、債務負担行為で12億円を議決する必要もないんですね。ちょっと基本的な考え方が間違っていると思います。町民が支払い責任を有する総額が、12億円ということになるわけであります。

本来であれば、この事業を開始する時点で、12億円の支出に関して町民の理解を得る。そのためには議会で明確に審議し議決を得る必要があるわけであります。

しかしながら、小山町の場合、この金額を明示することなく、債務負担行為が議決されてしまいました。町民が長期にわたって支払い義務を必要とする契約を結ぶには、地方自治法の規定にのっとり、事業の内容、期間、限度額を示した議案を可決していなければなりません。落合でも金額を示さなかったと言いますが、それは合理的な理由にはなりません。

議案として審議したときの額と契約額が一致していなければ、契約は無効だというふうになるはずであります。

今回示されました契約額、約12億円は、議決されていないので契約は無効だというふうになるという疑問を抱かざるを得ないのであります。

次に、役場の手続に関する疑問であります。4月11日に、この事業の優先交渉権者は日本PFIインベストメントに決定したと議会に説明がありました。しかし、今回の議案では、おやま菅

沼住宅パートナーズ株式会社が契約相手となっているわけであり、両者は社長が同じであっても別法人であります。これでは違法ではないのか、誰もが疑問に思う内容であるのに、事業手法とか、この事業の経緯を事前に説明しないという姿勢は全く理解できません。

また、30年間にわたり12億円で契約しようとする会社は、資本金は500万円であり、長期契約で生ずる様々なリスクに耐えられるのか大きな不安も感じます。

災害時や家賃収入が見込みより低い場合の会社と行政とのリスク分担の話も、事前の説明がありませんでした。

加えて、この事業では、県道との取付け、信号機設置の公安委員会との協議、町道の拡幅整備、橋の新設、交通安全対策など、地域の住民の安心安全対策についての説明がされておられません。賃貸住宅を建設する以上、地域の必要な環境整備への方策が示されないのも大変疑問であります。

これらを考えれば、全体の事業費は大幅に膨れ上がると思われ、12億円のほかに大きな予算が必要なのに、そうした部分を説明せずに進める行政では疑問がいっぱいあります。

以上が、議案60号に反対する理由です。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議題となっております議案第60号 菅沼地域優良賃貸住宅整備事業に関する契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

町は、人口が減少する中、町民をはじめ進出企業からも住居の整備が要望されております。これは喫緊の課題でもあります。

菅沼地域に優良賃貸住宅を整備するものであり、先にPFI方式により整備された優良賃貸住宅グランファミリア、こちらの方に引き続き、グランファミリア同様、子育て現役世代の住居を提供するものであります。グランファミリアにおいては、現在も満室状態が続いているようであります。

人口減少の対応策として、菅沼地域優良賃貸住宅整備事業は必要と考え、賛成するものであります。議員の皆様においては、現状を理解し、賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に対し反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に対し賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立多数です。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時15分まで休憩します。

午後0時18分 休憩

午後 1 時15分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第61号 小山町職員の育児休業等に関する条例及び小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第12 議案第61号 小山町職員の育児休業等に関する条例及び小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第61号 小山町職員の育児休業等に関する条例及び小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年4月の人事院規則の改正等に伴い、職員が仕事をしながら子を養育することを容易にするため、育児部分休業の取得パターンの多様化及び仕事と育児・介護等の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るため、条例を改正するものであります。

それでは、条例改正資料、新旧対照表の2ページをお開きください。

初めに、小山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

初めに、第20条の部分休業の承認について、これまでの30分を単位として、1日2時間を上限に取得可能な部分休業を第1号部分休業とするものであります。

次のページをお開きください。

新たに第20条の2から第20条の5までを追加し、第2号部分休業を新設いたします。

第2号部分休業は、一つの年度において、常勤職員は77時間30分、非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を上限として、1日単位でも部分休業が取得可能となります。

次に、6ページをお開きください。

こちらは、小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

第8条の3第2項では、育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象を、3歳に満たない子から小学校就学前の子に拡大しております。

次のページをお開きください。

下段の第17条の2第1項では、妊娠、出産等の申出をした職員に対し、出生児両立支援制度等を周知し、制度の利用に関する意向確認等を行うことを、第2項では、3歳未満の子を養育する職員に対し、育児期両立支援制度等を周知し、制度の利用に関する意向確認等を行うことを定めております。

9ページをお開きください。

第17条の3では、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときに、介護両立支援制度等を周知し、制度の利用に関する意向確認等を行うことを、また職員が40歳になる年度

には、介護両立支援制度等を周知することを定めております。

第17条の4では、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするための措置について規定しております。

今後も、職員へこれらの制度の周知を図り、職員の育児等と仕事の両立支援に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第62号 小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（鈴木 豊君） 日程第13 議案第62号 小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 議案第62号 小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

議案書は16ページからであります。

この条例は、令和8年度から、町内の三つの公立こども園で実施を予定している小山町乳児等通園支援事業、（通称）こども誰でも通園制度に関する設備及び運営に関する基準を定めるため、国の基準にのっとり条例を制定するものであります。

こども誰でも通園制度は、国のこども未来戦略に基づき新たに創設された制度で、来年度から全国的に実施されます。

それでは、内容について順次説明をいたします。

17ページを御覧ください。

本条例は、28か条から構成されています。

初めに、第1条では、先ほど説明しました条例の目的を定め、第2条から第19条までは、乳児等通園支援事業者の一般原則、安全対策、衛生管理、秘密保持などの運営上の原則や基準を定め

ております。

第20条では、乳児等通園支援事業の区分を、第21条から第24条では、一般型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準等を定め、第25条・第26条では、余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準等を、第27条・第28条では、雑則を定めております。

なお、施行日は、公布の日であります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第63号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第14 議案第63号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第63号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は27ページをお開きください。

本案は、公営住宅法に定められた耐用年数を経過した町営湯船団地、鉄筋コンクリート造り2階建て4棟16戸を、小山町営住宅等長寿命化計画に基づき解体いたしますので、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、新旧対照表の10ページをお開きください。

別表の湯船団地の戸数を、36戸から20戸に改めるものであります。

なお、施行日につきましては、令和7年10月1日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第64号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第3号)

○議長(鈴木 豊君) 日程第15 議案第64号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長(長田忠典君) 議案第64号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第3号)についてであります。

別添の補正予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億340万5,000円を追加し、予算の総額を153億8,125万6,000円とするものであります。

初めに、6ページの地方債の補正であります。

危機管理事業は、Jアラート受信機を更新するため、地方債を追加するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

初めに、14款1項1目農林水産業費分担金を31万3,000円増額しますのは、町単土地改良事業として行う海苔川用水の補償井戸の取水ポンプ取替工事の分担金であります。

次に、16款1項1目民生費国庫負担金を231万2,000円と、10ページ、17款1項1目民生費県負担金を77万円増額しますのは、町外のこども園等に通園する子どもの増加に伴い、国及び県の給付費負担金の増額を見込むものであります。

次に、9ページにお戻りください。

16款2項1目総務費国庫補助金を68万2,000円増額しますのは、戸籍住基システムの振り仮名対応に伴うシステム改修に関する補助金であります。

その下、同じく2目民生費国庫補助金を267万7,000円増額しますのは、国が来年4月から施行する子ども・子育て支援金制度に伴う後期高齢者医療システムの改修に関する補助金264万円が主なものであります。

次に、同じく4目土木費国庫補助金を57万5,000円と、次のページ、17款2項6目土木費県補助金を40万円増額しますのは、木造住宅補強計画一体型事業1件分の増加を見込み、国及び県からの補助金を増額するものであります。

次に、9ページにお戻りください。

同じく11目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を613万6,000円増額しますのは、プレミアム地域通貨推進事業へ追加交付決定されたことに伴うものであります。

次に、11ページをお開きください。

20款2項2目須走地域振興事業基金繰入金を200万円増額しますのは、須走中学校体育館LED化改修工事費の増額に伴うものであります。

次に、21款1項1目繰越金を3億7,563万1,000円増額しますのは、令和6年度決算の実質収支額4億7,563万1,000円によるものであります。

次に、12ページをお開きください。

23款1項4目消防債を280万円増額しますのは、先ほど地方債の補正で説明したとおり、Jアラート受信機更新に伴うものであります。

次に、歳出予算は13ページからになります。

初めに、このたびの人件費の補正は、4月以降の人事異動等に伴い生じる常勤職員、会計年度任用職員の給与費など、12月補正前までに予算に不足が生じる科目に関連して調整するものほか、時間外勤務手当の増額をするものであります。

次に、14ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費、説明欄(2)一般行政事務費を165万円増額しますのは、個人情報内部監査を実施するための委託料であります。

同じく2目財政管理費、説明欄(2)財政管理費を257万7,000円増額しますのは、長期行財政運営計画の時点更新などを行うための委託料であります。

同じく4目財産管理費、説明欄(3)基金管理費を1億7,000万円増額しますのは、財政調整基金積立金を1億円、庁舎建設基金積立金を5,000万円、公共施設等総合管理基金積立金を2,000万円増額するものであります。

15ページにかけまして、同じく説明欄(4)庁舎管理費を300万円増額しますのは、本庁舎の外来駐車場、防火設備などの修繕を行うものであります。

2款1項7目ICT推進費、説明欄(3)DX推進費を583万円増額しますのは、書かない窓口を推進するために導入したシステムを標準化仕様に改修する委託料であります。

次に、17ページをお開きください。

中段、2款7項4目広域行政組合管理費を1,255万5,000円増額しますのは、令和6年度決算の負担金の精算等による御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第1号)に伴うものであります。このほかに4款衛生費、8款消防費の負担金においても同様に補正を行うもので、全体では629万7,000円の減額となるものであります。

その下段、2款8項1目広報広聴費、説明欄(2)広報広聴費を150万円増額しますのは、広く町の各施策を紹介するための動画を制作するための委託料であります。

次に、19ページをお開きください。

上段、3款1項3目健康福祉会館管理費、説明欄(2)健康福祉会館管理運営費を791万8,000円増額しますのは、空調設備の改修が主なものであります。

ページ一番下から20ページにかけまして、3款2項3目後期高齢者医療費、説明欄(2)後期高齢者医療事業費を264万円増額しますのは、歳入で御説明しました、国が来年4月から施行する子ども・子育て支援金制度に伴う、後期高齢者医療システムを改修するための委託料であります。

3款3項3目こども園費、説明欄(2)こども園管理運営費を296万1,000円減額しますのは、勤務時間数の減に伴う会計年度任用職員の報酬の減額と、19節地域型給付扶助費を町外のこども園等に通園する子どもの増加に伴う385万4,000円の増額が主なものであります。

同じく説明欄(5)こども園整備事業費を238万7,000円増額しますのは、きたごうこども園園舎の廊下及び一部保育室の床を改修するものであります。

次に、21ページ下から22ページにかけまして、4款1項1目保健衛生総務費、説明欄(3)救急医療対策事業費を315万8,000円増額しますのは、御殿場市救急医療センターに電子カルテを導入する費用の町の負担金であります。

次に、23ページをお開きください。

5款1項3目農業農村整備事業費、説明欄(3)農業農村整備事業費を250万8,000円増額しますのは、歳入で御説明しました、町単土地改良事業として行う海苔川用水の補償井戸取水ポンプの取替工事であります。

次に、24ページをお開きください。

6款1項1目商工業振興費、説明欄(2)商工業振興費を613万6,000円増額しますのは、歳入で説明しましたプレミアム地域通貨推進事業への追加助成金であります。

次に、6款2項1目観光スポーツ推進費、説明欄(5)スポーツツーリズム推進事業費を450万円増額しますのは、合宿誘致促進事業助成金を昨年度以上の実績を見込み増額するものであります。

次に、26ページをお開きください。

7款2項3目町道整備事業費、説明欄(2)町道整備事業費を2,000万円増額しますのは、町道大胡田用沢線へ照明灯を設置するものであります。

同じく4目公共道路整備事業費、説明欄(2)新東名関連町道整備事業費を2,450万円増額しますのは、新東名関連の事業進捗に合わせ、町道3628号線等の舗装工事を行うものであります。

次に、7款5項1目住宅管理費、説明欄(2)町営住宅維持管理費を2,491万5,000円増額しますのは、町営住宅湯船団地のうち4棟の解体工事を行うものであります。

次に、27ページをお開きください。

7款5項2目建築指導費、説明欄(2)建築指導費を135万円増額しますのは、歳入で説明いたしました木造住宅補強計画一体型事業1件分の増加を見込むものであります。

次に、8款1項2目非常備消防費、説明欄(3)消防団消防施設維持管理費を432万8,000円増額しますのは、第6分団車庫修繕ほか、分団車庫のトイレを洋式化するものであります。

次に、28ページをお開きください。

8款1項4目危機管理費、説明欄（2）危機対策費を473万5,000円増額しますのは、備蓄用食料品等を購入するものが主なものであります。

同じく説明欄（4）国民保護事業費を284万9,000円増額しますのは、歳入でも説明しましたJアラート受信機の更新を消防庁からの要請に伴い行うものであります。

次に、31ページをお開きください。

9款3項1目学校管理費、説明欄（4）中学校給食費を645万8,000円増額しますのは、小山中学校給食室の食材を急速に冷却する真空冷却機を更新する増額が主なものであります。

同じく説明欄（5）中学校施設整備費を833万8,000円増額しますのは、北郷中学校屋外トイレの改修工事が主なものであります。

最後に、32ページ、12款1項1目予備費を7,841万9,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

日程第16 議案第65号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第16 議案第65号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 議案第65号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3,851万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億551万7,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページをお開きください。

4款1項1目社会保障・税番号制度整備費補助金の4万円の増額は、マイナンバーカードと健

康保険証の一体化に伴う周知広報等事業にかかる補助金であります。

4款1項3目子ども・子育て支援事業費補助金の1,045万円の増額は、令和8年4月から創設される子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備等にかかる補助金であります。

8款1項1目繰越金の2,802万7,000円の増額は、令和6年度の決算剰余金として確定した5,302万7,000円と、当初予算で見込んでおりました2,500万円との差額を増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費、説明欄(2)一般管理費の12節委託料、国保制度改正システム改修を1,045万円増額しますのは、令和8年4月から創設される子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に要する事業費を増額するものであります。

8款1項1目予備費を2,806万7,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第66号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)

○議長(鈴木 豊君) 日程第17 議案第66号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第67号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第18 議案第67号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 議案第67号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ934万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,394万1,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

3款1項1目繰越金の934万1,000円の増額は、令和6年度の決算剰余金として確定した1,034万1,000円と、当初見込んでおりました100万円との差額を増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を934万1,000円増額しますのは、前年度納付しきれず繰り越した保険料を本年度納付するため、前年度繰越金と同額を増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第68号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第19 議案第68号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 議案第68号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

予算書2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億504万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億2,504万6,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

4款1項1目介護給付費負担金を253万5,000円増額しますのは、前年度分の介護給付費の精算に伴い、県からの負担金を増額するものであります。

次に、5款1項1目利子及び配当金を6万1,000円増額しますのは、金利の上昇に伴い、介護給付費準備基金利子の増額を見込むものであります。

次に、6款1項4目低所得者保険料軽減繰入金を28万6,000円、次の7ページ、同じく5目その他一般会計繰入金を327万9,000円それぞれ増額しますのは、前年度分の低所得者保険料軽減事業、前年度一般会計で行った事業に対する繰入金の精算に伴い、一般会計から繰入金の不足分を増額するものであります。

7款1項1目繰越金を1億9,888万5,000円増額しますのは、令和6年度の決算において、決算剰余金として確定した金額2億3,825万9,000円と、繰越金の当初予算額3,937万4,000円との差額分を増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお開きください。

3款1項1目介護給付費準備基金積立金を5,506万1,000円増額しますのは、先ほど歳入で御説明しました令和6年度の決算剰余金の一部と、金利の上昇により増額となる介護給付費準備基金利子を積み立てるものであります。

5款1項2目償還金を6,806万8,000円増額しますのは、説明欄、22節国庫負担金返還金4,117万3,000円、県負担金返還金118万円、次の9ページ、説明欄、支払基金交付金返還金2,571万5,000円で、いずれも前年度の介護給付費や地域支援事業費の精算により、負担金・交付金を返還するものであります。

次に、5款2項1目他会計繰出金を877万8,000円増額しますのは、説明欄、27節一般会計繰出金（給付費等）827万円と、一般会計繰出金（一般会計事業・その他）50万8,000円で、前年度の精算に伴う一般会計への繰出金であります。

6款1項1目予備費を7,313万9,000円増額しますのは、今回の補正による歳入歳出予算の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文

教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第69号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(鈴木 豊君) 日程第20 議案第69号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第70号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(鈴木 豊君) 日程第21 議案第70号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第71号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(鈴木 豊君) 日程第22 議案第71号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第72号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(鈴木 豊君) 日程第23 議案第72号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、8月28日木曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第10号までの令和6年度会計決算10件と議案第73号及び議案第74号の令和6年度地方公営企業会計利益の処分及び決算の認定2件の計12件を順次議題として、決算等の補足説明及び決算監査報告を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時02分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鈴 木 豊

署 名 議 員 石 原 和 美

署 名 議 員 牧 野 恵 一

令和7年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和7年8月28日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時13分 宣告

出席議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君
3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 遠藤 豪君 8番 渡辺 悦郎君
9番 岩田 治和君 10番 藺田 豊造君
12番 室伏 辰彦君

欠席議員 11番 米山 千晴君 13番 鈴木 豊君

説明のために出席した者

副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	勝俣 純君
政 策 監	湯山 博一君	未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君
企 画 総 務 部 長	長田 忠典君	危 機 管 理 局 長	高村 良文君
住 民 福 祉 部 長	小野 正彦君	経 済 産 業 部 長	岩田 幸生君
都 市 基 盤 部 長	清水 良久君	教 育 次 長	大庭 和広君
企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
代 表 監 査 委 員	池谷 浩君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 杉山 則行君 議 会 事 務 局 書 記 鈴木 史幸君

会議録署名議員 3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君

散 会 午後2時59分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和6年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和6年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和6年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 議案第73号 | 令和6年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |
| 日程第12 | 議案第74号 | 令和6年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |

議

事

午前10時13分 開議

○副議長（室伏辰彦君） 本日は御苦労さまです。

ただいま議長が体調不良により欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長である私が議長職を務めさせていただきます。

ここで御報告します。

町長は公務のため本日の会議を欠席しておりますので、御報告します。

米山千晴君は公務のため本日の会議を欠席するため、届出が出されておりますので、報告します。

ただいま出席議員は11名です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和6年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和6年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和6年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 議案第73号 | 令和6年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |
| 日程第12 | 議案第74号 | 令和6年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |

○副議長（室伏辰彦君） 日程第1 認定第1号から日程第10 認定第10号までの令和6年度会計決算10件と、日程第11 議案第73号及び日程第12 議案第74号の令和6年度地方公営企業会計利益の処分及び決算の認定2件の計12件を一括議題とします。

あらかじめ御了承願います。

令和6年度決算関係については、本日は当局から補足説明及び代表監査委員から決算監査報告を受け、質疑、委員会付託については、9月2日の本会議において行いますので、御了承願います。

補足説明は初めに一般会計を行い、終了後、特別会計及び地方公営企業会計を行います。

なお、補足説明順については、配布した資料のとおりですので、御了承ください。

それでは、順次、各部長等から一般会計の補足説明を求めます。

初めに、企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 令和6年度一般会計決算の企画総務部関係の補足説明を行います。

なお、これからの補足説明につきまして、私を含めた各部長等は、決算額については1,000円未満を、執行率については小数点第1未満を切り捨てて説明いたします。また、執行率については、翌年度繰越額を差し引いた予算額で計算しておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

7ページをお開きください。1款町税であります。令和6年度の町税全体の収入済額は45億2,887万2,000円で、収納率は99.0%、一般会計の歳入に占める割合は27.9%となりました。前年度に比べ、町税全体で1億1,288万3,000円、2.5%の増となり、収納率は0.4ポイント上がりました。

項目ごとに見ますと、1項町民税の収入済額は12億2,922万8,000円で、前年度に比べ6,777万3,000円、5.2%の減となりました。

1目町民税個人の収入済額は9億7,871万円で、前年度に比べ7,678万6,000円、7.2%の減額となりました。

次に、2目町民税法人の収入済額は2億5,051万7,000円で、前年度に比べ901万3,000円、3.7%の増額となりました。町民税全体の減額の主な要因は、法人町民税が増額したものの、定額減税により、町民税個人の約8,000万円の減額が影響したものと考えております。

次に、2項固定資産税の収入済額は30億4,685万円で、前年度に比べ1億7,409万5,000円、6.0%の増となりました。

1目1節固定資産税の現年課税分の収入済額は29億9,912万6,000円で、そのうち、土地が7億9,350万8,000円、家屋が10億1,410万2,000円、償却資産が11億9,151万6,000円でした。土地は、標準宅地の評価額が下落傾向にあるものの、一部の土地においては開発に伴い、課税地目をその他雑種地から宅地に変更したことにより、前年度に比べ5,240万2,000円、7.0%の増となりました。また、家屋については、大規模工場や観光施設が新築され、新たに課税を始めたことから、前年度に比べ5,241万6,000円、5.4%の増となりました。償却資産では、既設工場等での償却資産の残存価額が減少した一方で、新築工場等において設備投資があったため、前年度に比べ4,872万3,000円、4.2%の増となりました。

次に、3項軽自動車税の収入済額は7,006万8,000円で、前年度に比べ245万8,000円、3.6%の増となりました。自家用軽乗用車の買い替えによる届出台数の増加によるものと考えております。

次に、8ページをお開きください。4項町たばこ税の収入済額は1億5,934万4,000円で、前年度に比べ183万2,000円、1.1%の減となりました。

次に、5項入湯税の収入済額は2,338万円で、前年度に比べ593万5,000円、34%の増となりまし

た。増額の要因は宿泊を伴う入湯客数が増加したためと考えております。

次に、2款地方譲与税の収入済額1億2,073万2,000円ですが、前年度に比べ3.9%の増額となっております。

次に、9ページの3款利子割交付金は138万8,000円で、前年度に比べ19.6%の増額となりました。増額の理由は、預金利子の上昇により県全体の調定額が増額したことによるものであります。

次に、4款配当割交付金は2,549万6,000円で、前年度に比べ41.9%の増額となりました。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金は4,385万6,000円で、前年度に比べ51.1%の増額となりました。増額の要因は、株式譲渡が活発に行われたことによるものと考えられます。

次に、10ページ、6款法人事業税交付金は、7,538万3,000円で、前年度に比べ14.9%の増額となりました。

次に、7款地方消費税交付金は5億3,334万5,000円で、前年度に比べ5.4%の増額となっております。

次に、8款ゴルフ場利用税交付金は2億298万8,000円で、利用者数は35万3,461人です。前年度に比べ1.8%の増額、利用者数は4,571人増加いたしました。

次に、11ページ、9款環境性能割交付金は2,018万8,000円で、前年度に比べ12.7%の増額となっております。

その下、10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は4,961万円で、国が所有する固定資産のうち演習場内の施設、弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に国から交付されるものであり、対象施設の新設により前年度に比べ0.3%の減額であります。

その下段の11款地方特例交付金は1億3,235万8,000円で、前年度に比べ128.7%の増額となりました。これは定額減税によって減額した町民税個人分に対して交付されたことが主な理由であります。

次に、12ページの12款地方交付税は6億869万1,000円で、前年度に比べ2.8%の減額となりました。減額の主な要因は、普通交付税が前年度に比べ2,341万5,000円減額となったものであります。なお、普通交付税の収入額は4億6,925万7,000円で、単年度財政力指数は0.902となり、前年度に比べ0.009ポイント増加しております。

次に、17ページの16款2項3目2節環境保全費補助金、備考欄の合併処理浄化槽設置奨励事業補助金336万5,000円は、合併処理浄化槽の設置に対する国庫補助金であります。

次に、18ページの16款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金は2億3,964万円で、いわゆる防衛9条交付金で東富士演習場が存在することにより交付されるものであります。昨年度は東富士演習場使用協定の締結の年度により沖縄県道104号線越え実弾演習の分散実施の受入れ訓練が行われなかったことにより、前年度に比べ32.6%の減額となりました。令和6年度は、町道原向中日向線舗装補修工事などの道路事業、正倉用排水路などの農業施設整備事業、こども園の運営に関する事業などの基金をつうじた特定事業の計8件に充当いたしました。

その下、9目デジタル田園都市国家構想交付金は1億5,033万9,000円で、地方創生拠点整備交付金として、多世代交流拠点谷戸山の家整備事業に、デジタル田園都市国家構想交付金としてデジタルフロントヤード事業、健康インセンティブ事業、地域と学ぶ協働型学習サービス構築事業に対し充当いたしました。

次に、19ページ、10目物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金は2億2,162万7,000円で、物価高騰対策として住民税非課税世帯等給付金事業と、プレミアム付商品券発行事業に対し充当いたしました。

次に、23ページ、17款3項1目1節徴税費委託金3,341万3,000円は、県民税の徴収委託金であります。

次に、24ページの18款1項1目財産貸付収入3億6,506万6,000円の主なものは、1節土地貸付収入、備考欄上段の東富士演習場貸付収入3億3,095万7,000円で、251.7ヘクタールの町有地を東富士演習場用地として国に貸し付けているものであります。

次に、26ページ、19款1項2目総務費寄附金は5,250万円で、主なものは一般社団法人須走彰徳山林会様からの財産管理費寄附金であります。

次に、27ページ、5目ふるさと寄附金は11億3,509万5,000円で、内訳は、ふるさと寄附金が9億7,069万5,000円で、その件数は4万2,928件、55事業所から返礼品796品目を御提供いただきました。また、企業版ふるさと寄附金は1億6,440万円で、13件の寄附をいただきました。

次に、同じページ、20款2項1目財政調整基金繰入金は6億6,000万円で、令和6年度予算において不足する財源として繰入れを行ったものであります。

同じく2目東富士演習場関連特定事業基金繰入金は1億6,492万8,000円で、防衛9条交付金の事業執行に当たり、当該基金を介してこども園の運営に関する事業、定期予防接種事業、医療費助成事業の三つの特定事業を執行するための繰入金であります。

次の28ページ、3目須走地域振興事業基金繰入金は4,498万2,000円で、須走彰徳山林会様からの財産管理費寄附金を積み立てた基金からの繰入金であります。

その下、4目総合計画推進基金繰入金は5億9,427万2,000円で、総合計画に基づき実施する様々な事業の財源として繰り入れたものであります。

その下、5目教育振興基金繰入金は5億3,747万8,000円で、教育施設の整備や給食費等に関する事業の財源として繰り入れたものであります。

次に、32ページ、22款5項1目の2節雑入のうち、備考欄の中段になります、ミニポートピア富士おやま環境整備協力費2,078万4,000円は、協定に基づき当該施設の売上額の1%を協力費として収入しているものであります。

次に、33ページ、23款町債は14億4,757万4,000円で、前年度に比べ46.4%の増額となりました。充当事業の内容を精査の上、後年度負担が過大にならないよう、交付税措置など有利である起債の借り入れなどに心がけております。

続いて歳入について主なものを説明いたします。

初めに、39ページをお開きください。2款1項2目財政管理費の決算額は703万9,000円で、執行率は95.6%であります。うち、次のページ、備考欄（2）財政管理費450万9,000円の主なものは、12節の財務会計の電算委託料であります。

備考欄（3）行財政改革推進事業費233万7,000円の主なものは、7節行政アドバイザー謝礼146万円で、研修会の講師、審査委員会の委員など延べ33人のアドバイザーへの謝礼であります。

次に、41ページ、2款1項4目財産管理費の決算額は14億9,539万3,000円で、執行率は95.1%であります。うち、備考欄（2）財産管理費5,070万3,000円の主なものは、旧すばしりこども園解体事業に伴う14節工事費の2,498万円と、同敷地の一部の用地購入費16節896万2,000円であります。

備考欄（3）基金管理費12億7,698万1,000円の主なものは、各基金への積立金で、次のページ備考欄中段の財政調整基金積立金4億3,000万円、総合計画推進基金積立金3億2,061万4,000円、教育振興基金積立金2億1,374万2,000円であります。また、防衛の9条交付金を充てる特定事業を実施するための東富士演習場関連特定事業基金へ1億6,492万8,000円、須走地域振興事業基金へ5,250万円であります。なお、積立基金の現在高につきましては、決算書の後ろの方になります、263ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、その下の備考欄（4）庁舎管理費1億4,009万1,000円の主なものは、10節需用費の光熱水費や、次のページ、12節保守管理を行っていく各種委託料のほか、14節本庁舎1階改修事業4,996万2,000円と、同事業に伴う17節本庁舎備品2,997万9,000円あります。

次に、45ページの最下段を御覧ください。2款1項6目自治振興費の決算額は、3,844万2,000円で、執行率は97.9%です。うち、次のページ備考欄（2）自治振興費2,509万3,000円の主なものは、18節の区運営交付金1,482万8,000円あります。

備考欄（3）防犯推進費920万5,000円の主なものは、13節LED防犯灯等リース料341万8,000円と、その下、18節防犯灯維持交付金309万6,000円あります。

次の47ページ、2款1項7目ICT推進費の決算額は1億8,736万1,000円で、執行率は98.1%でありました。うち、備考欄（2）情報システム管理費1億1,622万1,000円の主なものは、11節通信運搬費の2,526万円、13節総合行政システム機器使用料3,037万1,000円あります。また、備考欄（3）DX推進費6,994万3,000円の主なものは、次のページ、12節窓口業務の改善として書かない窓口を進めるためのデジタルフロントヤード事業5,460万4,000円あります。

次に、2款1項9目諸費の決算額は4,207万9,000円で、執行率は97.8%です。主なものは社会保険に加入する必要がある会計年度任用職員等の社会保険料3,006万2,000円あります。

続いて50ページをお開きください。

2款2項2目賦課徴収費の決算額は5,429万8,000円で、執行率は96.2%です。うち、備考欄（2）課税事務費4,875万2,000円の主なものは、12節電算処理の委託料1,464万3,000円で、町民税、固

定資産税及び軽自動車税の課税事務に要するものと、その下、固定資産管理評価業務842万4,000円の委託料であります。

次に、54ページをお願いいたします。令和6年には5月に静岡県知事選挙、10月に衆議院議員選挙が行われ、それらの決算額は2款4項3目県知事選挙費が888万4,000円、執行率は93.9%、次の55ページ、同じく4目衆議院議員選挙費が1,075万2,000円、執行率98.6%でありました。

次に、58ページを御覧ください。2款7項1目企画渉外総務費の決算額は1億6,030万8,000円で、執行率は97.4%です。うち、備考欄(2)企画調査費4,525万4,000円の主なものは、次の59ページ、備考欄上段12節温水プール基本計画及び関連事業1,303万5,000円と、23節まちづくり公社出資金2,000万円であります。

その下の備考欄(3)地域公共交通活性化事業費9,519万7,000円の主なものは、昨年8月から11月に、5地区で実証実験運行を行った巡回バスの委託料954万円と、その車両賃借料480万8,000円、それと小山町コミュニティバス運行業務を行っている事業者への18節自主運行バス負担金7,883万9,000円であります。

次の60ページ、備考欄(5)公営塾事業費1,356万円は、昨年3月から須走地区で運営しております公営塾の事業費であります。

次に、62ページ、2款7項4目広域行政組合管理費の決算額は、7,676万1,000円で、執行率は100%、広域行政組合の議会費及び総務費となります。

次に、2款8項1目広報広聴費の決算額は5億357万6,000円で、執行率は90.5%であります。うち、次の63ページ、備考欄(2)広報広聴費1,757万9,000円の主なものは、広報おやま等の発行に係る10節の印刷製本費1,033万1,000円であります。

その下の備考欄(3)国際交流姉妹都市交流費786万7,000円の主なものは、令和6年8月から新たに配置した国際交流員1名の報酬407万6,000円などの人件費であります。

次の64ページ、備考欄(4)ふるさと振興事業費は4億3,633万8,000円で、ふるさと納税の返礼品等に要する経費であります。主なものは7節ふるさと納税返礼品2億9,974万4,000円と、11節通信運搬費ふるさと納税ポータルサイト利用料等1億2,640万2,000円で、令和6年度はベットなどの寝具、ゴルフ場利用券、清涼飲料水などの返礼品が好調で増額となりました。

備考欄(5)スタジオタウン小山推進事業費950万円は、小山フィルムファクトリーの12節指定管理料900万円と、映画祭開催の交付金50万円であります。

次に、2款9項1目交通安全対策費の決算額は1,384万5,000円で、執行率は94.6%であります。

次の65ページ、備考欄(2)交通安全推進費453万3,000円の主なものは、18節交通安全指導員設置費負担金の345万3,000円で、静岡県交通安全協会御殿場地区支部に在籍する4人の交通安全指導員の人件費等を静岡県と御殿場市及び小山町で負担するものであります。

また、備考欄(3)交通指導員活動費415万2,000円の主なものは、交通指導員24人の活動に対する謝礼、費用弁償などであります。

次に、87ページをお開きください。4款2項1目環境保全総務費の決算額は6,617万4,000円で、執行率は97.4%であります。うち、次のページ、備考欄（2）環境保全事業費430万3,000円の主なものは、昨年度策定しました第2次環境基本計画のアクションプログラム等策定委託料143万円です。

ページ一番下、備考欄（5）クリーンエネルギー機器設置等推進事業費222万5,000円は、太陽光発電システム設置等へ補助をしているものであります。

次の89ページ、備考欄（6）浄化槽設置推進事業費1,169万7,000円の主なものは、18節浄化槽設置事業補助金1,166万8,000円で、34件の合併処理浄化槽の設置に対しての補助金です。

備考欄（7）広域行政組合斎場費負担金1,981万円は、広域行政組合が運営している斎場に係る小山町の負担分です。

次に、4款2項2目公害対策費の決算額は382万5,000円で、執行率は92.4%です。河川や特定事業場、工業排水路等の水質測定委託業務が主なものです。

次に、4款3項1目清掃総務費の決算額は8,627万5,000円で、執行率は99.7%です。うち、次のページ、備考欄（2）塵芥収集事業費6,941万6,000円の主なものは、町内を4地区に分けて収集運搬を実施している12節塵芥収集運搬6,838万3,000円です。

次に、4款3項2目塵芥処理費の決算額は1億8,282万4,000円で、執行率は99.3%です。備考欄（2）塵芥処理費1,458万7,000円の主なものは、生土地先の一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費です。その下、備考欄（3）広域行政組合塵芥処理費負担金1億68,283万7,000円及び4款3項3目し尿処理費の7,515万4,000円は、広域行政組合が管理運営する富士山エコパークの焼却施設、再資源化施設及び衛生センターに係る本町の負担分です。

次に、飛びまして、99ページから100ページにかけて、6款1項3目消費者行政推進費の決算額は380万2,000円で、執行率は96.1%です。町の消費生活センターに有資格者を配置し、消費生活相談を実施するとともに、消費者教育を推進することにより消費トラブルの発生防止及び解決を図っております。

最後に、142ページをお開きください。11款1項1目元金の決算額は8億5,829万7,000円で、執行率は99.9%です。これは206件の借入れに対する償還金です。次の143ページ、同じく2目利子の決算額は3,369万5,000円で、執行率は99.1%です。248件の借入れに対する利子の償還分です。

以上で、令和6年度一般会計歳出歳出決算の企画総務関係の補足説明を終わります。

○副議長（室伏辰彦君） 次に、未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 未来創造部が所管をいたします認定第1号 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算に関わる補足説明をいたします。

初めに歳入の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

決算書の17ページを御覧ください。16款2項4目1節道路橋梁費補助金、備考欄10行目、防災

安全交付金9,437万4,000円のうち8,800万円は、後ほど歳出の部でも御説明をいたしますが、町道2415号線他1路線道路改良舗装工事に対する国からの交付金であります。

続きまして、その2行下、防災安全交付金（逡次繰越分）5,198万6,000円は、社会資本整備総合交付金事業町道2415号線道路改良工事（逡次繰越分）に対する国からの交付金であります。

次に、21ページを御覧ください。17款2項1目1節企画渉外費補助金、備考欄2行目、移住・就業支援事業補助金360万円は、東京23区内に居住又は通勤されている方の本町への移住に対し支援を行うもので、交付実績の4分の3を県からいただいたものであります。

次に、23ページを御覧ください。17款2項10目1節地域少子化対策重点推進交付金133万4,000円は、新規婚姻世帯を対象に、住居費や引っ越し費用を補助する結婚新生活支援補助金7件に対し、交付実績の3分の2を県から補助金としていただいたものであります。

次に、25ページを御覧ください。18款1項1目1節土地貸付収入の備考欄1行目、太陽光発電事業敷地貸付収入285万7,000円は、湯船原地区のドリームソーラーふじおやまの事業地としての町有地の貸付料であります。

次に、27ページを御覧ください。19款1項5目1節ふるさと寄附金、備考欄2行目、企業版ふるさと寄附金1億6,440万円のうち、足柄S A周辺地区の道路整備を目的として、8社の企業様から計1億5,440万円の御寄附をいただきました。

次に、33ページを御覧ください。22款5項1目2節雑入、備考欄9行目、町道整備事業協力金1,288万8,000円と、下から6行目、町道整備事業協力金（過年度分）8,254万1,000円は、足柄S A周辺地区の町道整備事業に対しまして、その財源の一部となる開発事業者による協力金であります。

次に、歳出の主な内容につきまして御説明をいたします。

61ページを御覧ください。2款7項3目人口政策推進費の決算額は1億6,316万5,000円で、執行率は96.9%であります。主なものは、備考欄（2）定住促進事業費のうち、62ページ、備考欄14、多世代交流拠点谷戸山のいえ整備工事9,496万3,000円で、国のデジタル田園都市国家構想交付金をいただきながら、菅沼の古民家をリノベーションし、地域の多世代交流の拠点整備を図るための工事請負費であります。

続きまして、その下、18節4行目、おやまライフサポート事業補助金550万1,000円は、遠距離通学定期券購入費助成金交付事業の191件、奨学金返還支援助成事業22件の実施に対し助成したものであります。

次に、その4行下、移住・就業支援金480万円は東京23区内に居住又は通学されている方の本町への移住に対し支援させていただくもので、計5組に交付をいたしました。

次に、98ページ最下段を御覧ください。6款1項2目フロンティア推進費の決算額は2,391万9,000円で、執行率は97.3%となりました。主なものは99ページの備考欄（2）三来拠点事業費のうち、12節水文調査682万円ですが、企業が湯船原工業団地に立地する際、井水を利用するケース

が増加しており、周辺地域の河川の流量、地下水位、水質等の項目により影響があるかを定点観測しているものであります。

続きまして、備考欄（3）27節小山PA周辺開発事業特別会計繰出金1,533万3,000円は、小山PA周辺開発事業における第2期工区分の事業費分といたしまして、一般会計から繰り出したものであります。

次に、107ページを御覧ください。6款3項1目備考欄（3）雇用対策事業費の主なものは、12節合同企業説明会会場設営等128万円で、昨年7月に総合文化会館におきまして、22社の企業様と95人の相談者様に御参加をいただき開催いたしました、合同就職フェアの運營業務委託料であります。

最後に111ページを御覧ください。7款2項3目町道整備事業費、備考欄（3）足柄SA周辺地区町道整備事業費1億6,982万3,000円の内訳は、112ページ、備考欄1行目、12節町道2415号線の移管に伴う用地測量業務委託料982万3,000円と、その下、14節現年度分の防災安全交付金事業町道2415号線他1路線の道路改良舗装工事請負費1億6,000万円の合計額であります。その下、同じく備考欄（3）足柄SA周辺地区町道整備事業費の通次繰越分1億887万3,000円は、通次繰越分の社会資本整備総合交付金事業、町道2415号線道路改良工事の工事請負費9,900万円と、付帯工事費等987万3,000円を合わせた金額であります。

以上で、未来創造部所管の令和6年度一般会計歳入歳出決算に係る補足説明を終わります。

○副議長（室伏辰彦君） 次に、危機管理局长 高村良文君。

○危機管理局长（高村良文君） 私からは小山消防署と危機管理局の令和6年度一般会計の歳入歳出決算につきまして、御説明をいたします。

初めに歳入についてであります。

決算書の17ページをお開きください。16款2項5目消防費国庫補助金、説明は18ページとなります。備考欄、演習場周辺デジタル無線整備事業費補助金6,350万2,000円は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、いわゆる防衛8条補助金で実施いたしました同報無線のデジタル化整備事業に対する補助金であります。

次に、19ページ中段になります。16款2項16目新しい地方経済生活環境創生交付金1,700万円は、トイレカー整備事業に対する交付金で、令和7年度に事業を繰越明許していることから、収入未済となっております。

次に、22ページをお開きください。22ページ下段の17款2項7目消防費県補助金、備考欄、地震津波対策等減災交付金1,576万5,000円は、本町の地震対策アクションプログラムに基づき整備する経費に対しまして、交付されたものであります。

昨年度は、災害対策本部、救護所及び消防団等の防災・医療用資機材の充実を図るため、毛布、救急医療セット、消防用ホース、消防団活動服等の購入や、電線接触等予防伐採負担金、自主防災対策事業補助金及び感震ブレーカー設置助成費事業に充てております。

次に、31ページをお開きください。31ページ下段、22款4項4目消防費受託事業収入4億9,040万円、説明は、次ページ1行目となります。説明欄、消防施設費受託事業は、御殿場市・小山町広域行政組合から令和6年度の小山消防署新庁舎建設事業に対する受託事業費となります。

次に、歳出について御説明いたします。

121ページをお開きください。121ページ、8款1項2目非常備消防費の決算額は4,808万6,000円で、執行率は94.8%であります。こちらは小山町消防団の活動、運営に関する費用で、主なものは備考欄(2)消防団運営費3,980万8,000円では、1節報酬、小山町消防団員166人の年額報酬618万4,000円と、その下、出動報酬の1,276万9,000円は、消防団員が火災、警戒及び訓練等に出動した際の経費です。令和6年度では、火災3回、その他警戒25回、手入れ作業・訓練等を含めた全ての出動回数は839回で、延べ6,017人でありました。

次に、10節需用費のうち備考欄、消耗品費985万6,000円は、消防団員の活動服、防火服、クーリングベスト及び分団の消防ホース等の購入費であります。

次に、122ページをお開きください。8款1項3目消防施設費の決算額は11億3,466万3,000円で、執行率は99.9%であります。こちらは小山町常備消防の活動、施設整備、維持管理費に対する費用となります。主なものは123ページをお開きください。

備考欄(3)消防施設整備事業費11億3,340万円で、現在進めております小山消防署新庁舎建設事業に関する14節工事費小山消防署新庁舎建設事業6億4,300万円と、その下、18節広域行政組合小山消防署建設費負担金は、歳入と同じ4億9,040万円であります。

次に、8款1項4目危機管理費の決算額は7,625万5,000円で、執行率は、97.1%であります。こちらは本町の防災関連事業に対する費用であります。主なものは、備考欄(2)、危機対策費3,368万5,000円で、説明は次ページをお開きください。備考欄3行目、10節消耗品費1,237万円は、避難所等の備蓄食料品、アルファ化米等1万2,000食分、避難所用簡易トイレ、防災毛布等、防災資機材の購入や、12節委託費では、備考欄中段、国土強靱化地域計画改訂更新業務405万9,000円、18節負担金補助及び交付金では、備考欄、電線接触等予防伐採負担金520万3,000円、そこから3行下の感震ブレーカー設置事業費補助金は、令和6年度から新たに創設した事業で、実績は33件、156万1,000円でありました。

その下、(3)自主防災推進事業費499万円では、3行下、18節自主防災対策事業補助金450万2,000円で、小山町内27区の自主防災会の防災資機材購入や防災倉庫の整備に対し、自主防災対策事業補助金交付要綱に基づき交付いたしました。

次に、125ページをお開きください。8款1項5目無線設備管理費の決算額は1億143万7,000円で、執行率は99.7%であります。こちらは町の移動系、同報系無線設備の維持管理や新設する同報系無線の整備費になります。主なものは、備考欄中段(3)同報系無線施設設営施設管理費860万6,000円は、同報系無線設備の保守点検費と、備考欄(4)同報系無線設備デジタル化整備事業費8,807万円は、歳入でも御説明いたしましたが、防衛8条補助金を活用し同報無線のデジタル化

整備事業を主に明倫地区1,150世帯を対象に実施したものであります。

詳細は126ページをお開きください。12節委託料、説明欄ダイポールアンテナ設置3,130万4,000円と17節戸別受信機購入5,161万2,000円であります。

以上で、小山消防署と危機管理局の令和6年度一般会計決算の補足説明を終わりにします。

○副議長（室伏辰彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時19分 再開

○副議長（室伏辰彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算のうち、住民福祉部関係について補足説明を行います。

初めに、歳入の主なものについてであります。

決算書14ページをお開きください。上段の15款1項2目2節児童福祉費使用料のうち、備考欄の1行目、保育所保育料1,258万4,000円はこども園の保育料で、令和6年度末では町立こども園に339人が在籍しております。

次に、15ページの下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、備考欄の1行目、障害者自立支援給付費負担金1億9,538万7,000円は、障がい者の施設入所支援などの扶助費の約2分の1を国が負担するものであります。

同じ備考欄の二つ下、国民健康保険基金安定負担金1,354万2,000円は、低所得者が多い国保の保険者に対する支援分の2分の1を国が負担するものであります。

次に、16ページ上段の16款1項1目3節児童福祉負担金のうち、備考欄の1行目、児童手当負担金1億5,928万1,000円は、児童手当に対する国からの負担金、その下、子どものための教育・保育給付費負担金1億412万7,000円は、民間保育園等に通園する園児の園運営費への国からの負担金であります。

また、その下、障害児施設措置費負担金4,347万円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児利用施設に対する国からの負担金であります。

同じページの16款1項2目1節保健衛生費負担金のうち、備考欄、予防接種健康被害給付費負担金4,450万4,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害に対する給付金に対して全額国から交付される負担金であります。

次に、同じページ、16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、備考欄、重層的支援体制整備事業交付金3,100万5,000円は、包括的な支援を提供するための事業に要する経費を国が補助するものであります。

次に、17ページ上段、16款2項2目3節児童福祉費補助金のうち、備考欄、子ども・子育て支

援交付金2,163万5,000円は、放課後児童健全育成事業及び一時預かり保育事業等に対する国からの補助金であります。

次に、20ページをお開きください。17款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、備考欄2行目の障害者自立支援給付費負担金9,769万3,000円は、先ほど国庫負担金で説明いたしました、自立支援給付費の約4分の1を県が負担するものであります。

その二つ下、国民健康保険基盤安定負担金4,281万8,000円は、国保税軽減分の4分の3と先ほど国庫負担金で説明をいたしました、国民健康保険基盤安定負担金の4分の1を県が負担するものであります。

次に、その下、2節の老人福祉負担金のうち、備考欄、後期高齢者保険基盤安定負担金2,931万6,000円は、後期高齢者医療保険料軽減分の4分の3を県が負担するものであります。

次に、その下の3節、児童福祉負担金のうち、備考欄、児童手当負担金2,821万4,000円は、児童手当に対する県からの負担金で、その下の子ども・子育て支援負担金4,086万円は、民間保育園等の運営費に対する県からの負担金であります。

また、その下、障害児施設措置費負担金2,173万5,000円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児利用施設に対する県からの負担金であります。

次に、21ページの中段、17款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、備考欄の重度障害者（児）医療費補助金1,370万4,000円は、重度障害者（児）医療費扶助額の約2分の1を県が補助するものであります。

その下、重層的支援体制整備事業交付金1,948万2,000円は、先ほど国庫補助金で説明をいたしました、重層的支援体制整備事業費を県が補助するものであります。

同じページの17款2項2目3節児童福祉費補助金のうち、備考欄2行目、放課後児童クラブ補助金1,373万4,000円は、放課後児童クラブ運営に対する県からの補助金であります。

次に、下段の17款2項3目1節保健衛生費補助金のうち、備考欄1行目、こども医療費助成事業費補助金1,772万2,000円は、18歳までの子どもの入院、通院に係る医療費に対する県の補助金であります。

次に、31ページをお開きください。中段の22款4項2目1節老人福祉費受託事業収入のうち、備考欄、健康診査受託事業1,208万9,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合からの健康診査等の受託料であります。

その下、保健事業と介護予防の一体的実施受託事業の666万9,000円は、高齢者のフレイル対策等として実施している事業へ、後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

51ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の決算額は8,115万2,000円で、執行率は98.4%であります。主なものは、次のページ中段備考欄（2）12節戸籍情報システム改修721万6,000円、その下、13節戸籍総合システム使用料909万6,000円であります。

次に、66ページをお開きください。66ページの最上段3款1項1目社会福祉総務費の決算額は3億1,443万9,000円で、執行率は90.9%であります。主なものは、次の67ページ、備考欄(2)の18節社会福祉協議会事業助成金3,456万7,000円で、社会福祉協議会職員の人件費やふれあい広場と始めとする様々な福祉事業に対する助成金であります。また、六つ下、福祉バス運営事業交付金1,170万7,000円は、社会福祉協議会で福祉バスの購入に要した経費であります。

同じページ、備考欄(4)の18節物価高騰対応住民税非課税世帯支援給付金1,141万円は、物価高騰による負担増を支援するため、令和5年度住民税非課税世帯に対する7万円の支援給付金で163世帯に支給したものであります。

下から3行目、備考欄(5)の18節、物価高騰対応住民税均等割世帯等支援給付金3,420万円は、令和5年度住民税非課税世帯支援給付金の給付世帯のうち、18歳以下の子ども1人当たりに対し5万円を57世帯に支給、また、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯へ10万円と、こども加算5万円を281世帯に支給したものであります。

次のページ、備考欄上から4行目、(6)の18節新たな低所得者支援給付金2,090万円は、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として、令和6年度に新たに住民税非課税又は均等割のみ課税されている世帯に対し、10万円とこども加算5万円を194世帯に支給したものであります。

その下、備考欄(7)の18節定額減税当初調整給付金1億1,192万円は、定額減税額が納税額を上回ると見込まれる方に対し、減税し切れない額を給付金として2,855人に支給したものであります。

次に、同じページ中段、3款1項2目障害者福祉費の決算額は5億1,067万5,000円で、執行率は97.8%であります。主なものは、次の69ページの中段、備考欄(3)の19節重度障害者(児)医療費扶助の4,466万2,000円で、重度心身障害者7,531件分の医療費の自己負担分を助成したものであります。

その下、備考欄(4)の19節障害介護給付費の3億8,196万7,000円は、障がい者の施設入所支援、生活介護、就労継続支援などの扶助費であります。

また、下から3行目、(6)の12節地域活動支援センター事業1,267万4,000円は、障害者総合支援法の規定により、町が実施する障がい者の活動機会や社会との交流を支援するための事業費であります。

次に、70ページをお開きください。3款1項3目健康福祉会館管理費の決算額は4,744万5,000円で、執行率は98.4%であります。主なものは、備考欄(2)の12節健康福祉会館指定管理料の3,042万3,000円で、指定管理者への指定管理料であります。

次に71ページ、3款2項1目老人福祉総務費の決算額は1億3,483万7,000円で、執行率は97%であります。主なものは、次の72ページ、備考欄中段(2)の18節2市1町共通利用券負担金701万円で、介護予防、外出支援を目的に70歳以上の高齢者に施設等の利用券を配布しているもので、

温泉や運動施設、デマンドバスなどに御利用いただいております。

次に、73ページ、備考欄上から3行目、(3)の19節老人措置費2,089万円は、養護老人ホームに入所している町民10人に係る措置費であります。

次に、74ページ中段、3款2項3目後期高齢者医療費の決算額は2億5,495万6,000円で、執行率は99.7%であります。主なものは次の75ページ、備考欄上から2行目、(2)の12節健康診査業務1,856万2,000円で、後期高齢者健康診査などの健康診査業務委託料であります。健診受診者は1,383人、受診率は51.5%であります。

同じページ、備考欄(3)の18節静岡県後期高齢者医療広域連合負担金1,082万8,000円と、その下の同医療給付費負担金1億7,786万6,000円は、保険者である静岡県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

次に、同じページ、3款3項1目児童福祉総務費の決算額は1億277万8,000円で、執行率は97.6%であります。主なものは次の76ページ、備考欄(5)の19節児童発達支援事業費4,332万8,000円で、障がい児利用施設への通所等に係る扶助費として国保連合会をつうじて施設に支払うものであり、年間延べ231人が利用したものであります。

その下の放課後等児童通所支援事業費3,921万7,000円は、就学児童の放課後デイサービスなどの利用に対し同じく国保連合会をつうじ施設に支払うものであり、年間延べ572人が利用したものであります。

次に、同じページ下段の3款3項2目児童手当費の決算額は2億2,005万6,000円で、執行率は99.8%であります。主なものは、次の77ページ、備考欄上から3行目、(2)の19節児童手当2億1,690万円で、年4回、延べ1万8,228人への児童手当の支給であります。

次に、同じページ、3款3項3目こども園費の決算額は8億5,207万8,000円で、執行率は97.8%であります。主なものは、備考欄(1)職員人件費3億1,915万1,000円で、町立こども園4園の正職員の保育教諭等42人分の人件費と、その下、備考欄(2)こども園管理運営費3億25万円、町立こども園のパートタイム、フルタイムの保育教諭等の会計年度任用職員62人分の報酬であります。

次に、79ページ備考欄の中段、19節施設型給付扶助費2,225万8,000円は、他市町の委託保育に要する経費であります。

同じページ、備考欄(4)民間こども園施設運営費2億2,762万4,000円は、町内の民間こども園2園の施設運営に係る補助金と扶助費として支出したものであります。

次に、80ページ、3款3項4目子育て支援事業費の決算額は1億2,420万8,000円で、執行率は98.0%であります。主なものは、次の81ページ、備考欄上から2行目、(3)放課後児童クラブ費4,389万4,000円で、五つの放課後児童クラブに係る経費であります。放課後児童クラブの年間利用者数は312人です。

その下、備考欄(4)子育て支援センター運営費2,738万2,000円は、子育て支援センターきん

たろう広場と、ペンギンランドに係る経費であります。

次に82ページ、4款1項1目保健衛生総務費の決算額は2億1,977万8,000円で、執行率は99.3%であります。主なものは、次の83ページ、備考欄(2)の18節看護学校運営費等負担金922万7,000円で、御殿場看護学校への運営費負担金であります。

その下、備考欄(3)の18節御殿場市救急医療センター負担金6,060万8,000円は、救急医療センターへの負担金で、令和6年度に救急医療センターを利用された1万2,324人のうち、小山町民の利用は1,573人で、利用者の全体の12.8%であります。

その四つ下、公的病院等運営費補助金5,500万円は、医療体制の維持及び強化を図るため、不採算医療等の機能を担う町内の公的病院等に対し交付するもので、公益社団法人有隣厚生会富士小山病院へ助成し、地域医療の充実を図っております。

次に、84ページ、4款1項2目予防費の決算額は1億2,490万7,000円で、執行率は91.3%であります。主なものは、備考欄(2)の12節個別接種6,958万3,000円で、乳幼児や高齢者の予防接種に要した経費であります。

その下、18節予防接種健康被害給付金4,450万4,000円は、歳入でも御説明しました、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害に対する給付金であります。

次に、85ページ、4款1項3目健康づくり推進費の決算額は1億2,888万4,000円で、執行率は96.0%であります。主なものは、備考欄(3)の12節保健事業3,783万5,000円で、各種がん検診等の委託料であります。

その下、備考欄(4)の12節健康インセンティブ事業7,172万円は、おやま健康マイレージアプリとデジタル地域通貨K I N C A、小山町公式アプリのシステム開発、構築費用などに要した経費であります。

次に、86ページ、4款1項4目母子保健事業費の決算額は1億2,877万5,000円で、執行率は90.7%であります。主なものは、備考欄(2)の12節保健事業938万9,000円で、妊婦・産婦・乳幼児の健康診査、訪問指導・相談業務のほか、各種産後ケア事業等に要した経費であります。

三つ下、18節出産・子育て応援給付金655万円は、子育て支援策として国の補助金を活用し、妊娠時、出産時の給付対象者131人に給付したものであります。

その下、出産給付金1,070万円は、子育て世代の経済的負担軽減と定住促進を図るため、出産祝い金として54人に給付をしたものであります。

最後に87ページ備考欄(3)の19節子ども医療費助成8,549万4,000円は、高校3年生相当までの子どもを対象とし、通院、入院全ての医療費に係る自己負担分延べ3万4,694件に助成したものであります。

以上で、住民福祉部関係の決算補足説明を終わります。

○副議長(室伏辰彦君) 次に、経済産業部長 岩田幸生君。

○経済産業部長(岩田幸生君) 令和6年度一般会計歳入歳出決算のうち、経済産業部関係の補足

説明を行います。

初めに歳入関係の主な内容について御説明いたします。

決算書の12ページをお開きください。14款1項1目1節農業費分担金のうち、備考欄上から2行目、県営中山間地域総合整備事業分担金1,423万9,000円は、静岡県が行いました阿多野地区ほか3地区の基盤整備事業において、事業に要した経費の7.5%に相当する額を受益者から徴収したものであります。

同じく備考欄下段、県営経営体育成基盤整備事業分担金1,562万5,000円は、静岡県が行いました棚頭地区の基盤整備事業において、事業に要した経費の7.5%に相当する額を受益者から徴収したものであります。

次に、14ページをお開きください。15款1項4目1節観光使用料のうち、備考欄、町民いこいの家使用料3,968万8,000円は、町の直営期間であった9月までのあしがら温泉の使用料です。なお、昨年度の入場者数は13万7,803人でありました。

次に、22ページをお開きください。17款2項4目1節農業費補助金のうち、備考欄3行目、中山間地域等直接支払い交付金629万4,000円は、農業の生産条件が不利な地域において農業生産活動を継続するために行う共同活動に対し交付されたものであります。

同じく備考欄7行目、多面的機能支払交付金530万9,000円は、農業用水路や農道の維持管理など、地域の共同活動に対し交付されたものであります。

次に、その下、2節林業費補助金のうち、備考欄、県単独治山事業補助金720万円は、大御神川久保地区の治山工事に対し交付されたものであります。

同じくその下、県単独林道事業補助金553万3,000円は、林道生土不老山線と林道中島線の改良工事などに対し交付されたものであります。

その下、林業・木材産業構造対策事業補助金（繰越明許）1億394万9,000円は、令和5年度から繰越した木質バイオマス利用促進施設の整備として、民間事業者が実施した木質バイオマスボイラー施設の整備に対する補助金であります。

その下、合板・製材生産性強化対策事業補助金（事故繰越）5億2,122万8,000円は、令和4年度から繰越した木質バイオマスエネルギー転換促進対策として、民間事業者が実施した木質バイオマス燃料加工施設の整備に伴う補助金であります。

次に、32ページをお開きください。22款5項1目2節雑入のうち、備考欄上から8行目、道の駅地域振興センター利用料4,347万円と、その下、道の駅観光交流センター利用料2,395万1,000円は、各指定管理施設における総販売額の5%相当額を指定管理者から施設利用料として収納したものであります。

33ページをお開きください。同じく2節、備考欄下から7行目、町民いこいの家利用料150万円は、あしがら温泉の指定管理移行に伴い、10月からの利用料及び販売額の3%相当額を施設利用料として収納したものであります。

以上が歳入関係であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

初めに、91ページをお開きください。5款1項1目農業委員会費の決算額は2,097万2,000円で、執行率は95.5%であります。主なものといたしまして、備考欄（1）職員人件費1,135万4,000円のほか、備考欄（2）農業委員会運営費のうち、1節農業委員報酬186万円は、農業委員10人に対する報酬であります。

次に、92ページ、5款1項2目農業振興費の決算額は1億2,973万円で、執行率は99.1%であります。主なものといたしまして、備考欄（2）農業振興費のうち、18節、次のページをお開きください。備考欄中段、小山町漬物製造等事業継続支援助成金538万6,000円は、法改正に伴い、水かけ菜漬けを含む漬物を販売する生産者に対し、施設改修に要する経費の一部を助成したものであります。

その二つ下、中山間地域等直接支払交付金838万8,000円は、歳入でも御説明しましたが、農業の生産条件が不利な地域10集落に対し、農業生産活動の継続のために交付したものであります。

次に、備考欄（6）農村公園管理費のうち、次のページ、12節指定管理料1,500万円は、指定管理者との5か年の基本協定に基づく単年度契約による指定管理料であります。

その下、14節農村公園整備事業597万3,000円は、足柄ふれあい公園見晴台の法面改修とバーベキュー施設の駐車場舗装工事などを実施したものであります。

次に、5款1項3目農業農村整備事業費の決算額は2億749万3,000円で、執行率は95.1%であります。主なものといたしまして、備考欄（2）農業農村整備事業総務費のうち、18節多目的機能支払補助金706万5,000円は、歳入でも御説明しましたが、農業用水路や農道の維持管理など、地域の共同活動を実施する9地区に対し補助したものであります。

次に、備考欄（3）農業農村整備事業費のうち、14節東富士演習場周辺用水障害対策事業4,462万7,000円は、防衛9条交付金を活用し、正倉用排水路改修工事などを実施したものであります。

その下、町単土地改良事業2,239万6,000円は、下古城農道舗装工事などを実施したものであります。

その下、18節県営中山間地域総合整備事業負担金2,897万円は、静岡県が行いました阿多野地区ほか3地区の基盤整備事業に要した負担金であります。

その下、県営経営体育成基盤整備事業負担金3,559万4,000円は、高根西部・一色地区及び小山棚頭地区の基盤整備事業に要した負担金であります。

さらにその下、県営経営体育成樹園地再編整備事業負担金1,526万4,000円は、アグリふじおやま地区の基盤整備事業に要した負担金であります。

下段、中心経営体農地集積促進事業負担金3,009万3,000円は、県営畑地帯総合整備事業、アグリふじおやま地区の受益者負担の軽減を図るため、事業費の20%に相当する額を負担したものであります。

次に、95ページ、5款2項1目林業総務費の決算額は6億7,060万円で、執行率は98.3%であります。主なものといたしましては、備考欄(3)森林整備事業費のうち、12節町有林整備事業1,006万3,000円は、上野地区で主伐再造林1.26ヘクタールと大御神地区で皆伐1.13ヘクタールを実施したものであります。

その下、森林経営管理事業1,516万3,000円と、その下、森林経営管理事業(繰越明許)398万2,000円は、森林経営管理法に基づき、地権者との協議が整った町内6地区の私有林、延べ9.18ヘクタールの森林について、間伐などの整備を実施したものであります。

96ページをお開きください。備考欄、18節林業・木材産業構造対策事業補助金(繰越明許)1億394万9,000円は、歳入でも御説明しましたが、令和5年度から繰越した木質バイオマス利用促進施設の整備として、民間事業者が実施した木質バイオマスボイラー施設の整備に対する補助金であります。

その下、合板・製材生産性強化対策事業補助金(事故繰越)5億2,122万8,000円は、同じく歳入で御説明いたしましたが、令和4年度から繰越した木質バイオマスエネルギー転換促進対策として、民間事業者が実施した木質バイオマス燃料加工施設の整備に伴う補助金であります。

次に、5款2項2目林道費の決算額は4,563万8,000円で、執行率は99.9%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)林道整備事業費のうち、14節県単独林道事業1,446万5,000円は、林道中島線と生土不老山線の改良工事を実施したものであります。

18節山村道路網整備事業負担金2,042万3,000円は、県営事業として実施した林道金時線の改良工事に伴う静岡県への負担金であります。

次に、5款2項3目治山事業費の決算額は2,429万8,000円で、執行率は98.0%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)治山事業費のうち、12節測量設計619万9,000円は、竹之下姥見地区で治山工事を行うため、地形測量と設計業務を実施したものであります。

その下、14節県単独治山事業1,260万6,000円は、大御神川久保地区で治山工事を実施したものであります。

次に、97ページをお開きください。6款1項1目商工業振興費の決算額は1億5,307万円で、執行率は77.5%であります。翌年度繰越額のうち、繰越明許費3,800万円はおやま応援プレミアム商品券事業を繰越したものであります。商工業振興費の主なものとしましては、備考欄(2)商工業振興費のうち、98ページ、12節まちなか空間活性化事業499万9,000円は、成美地区の落合・音淵商店街ににぎわいを取り戻すため、おやま秋のレトロ散歩プロジェクト企画運営業務として実施したものであります。

次に、18節賑わい商業創出支援事業助成金562万円は、空き店舗、空き家等を活用して町内ににぎわいをもたらす事業を新たに始める者に対し、補助金を交付したものであります。

その下、小山町商工会助成金875万円は、商工会の事業運営費や事務費に対する一般振興助成金と、その下、地域活性化対策助成金950万円は、同じく商工会事業に対する助成金で、商工祭や住

宅、店舗、事業所リフォーム助成事業などに対して助成したものであります。

その下、地域活性化対策助成金（繰越明許）5,135万円は、おやま応援プレミアム商品券事業を実施したものであります。

次に、備考欄（3）中小企業振興費のうち、18節中小企業経済変動対策貸付金利子補給交付金167万6,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響で経営の安定に支障が生じた中小企業6社に対し利子補給金を交付したものであります。

次に、100ページをお開きください。6款2項1目観光スポーツ推進費の決算額は1億9,613万3,000円で、執行率は98.0%であります。主なものとしまして、101ページ、備考欄（2）観光振興費のうち、次のページ、備考欄、18節小山町観光協会助成金1,320万円は、小山町観光協会の運営及び実施事業に対する助成金であります。

その下、おまつり助成金1,000万円は、富士山金太郎まつりに助成したものであります。

次に、備考欄（3）富士山観光事業費のうち、12節五合目駐車場等管理407万8,000円は、富士山須走口五合目来訪者の安全性と利便性を高めるための五合目トイレ及び駐車場の管理委託費であります。

次のページ、同じく12節富士山須走口五合目インフォメーションセンター管理381万6,000円は、令和5年度に開設したインフォメーションセンターの管理運営費であります。

18節山小屋安心・安全対策事業補助金1,859万7,000円は、富士山来訪者が安全で快適に過ごせるような施設改修を行った、山小屋4軒に対し補助を行ったものであります。

次に、備考欄（4）スポーツツーリズム推進事業費のうち、18節、下から2行目、ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ助成金1,100万円は、自転車のまち小山町のPR及び東京2020大会のレガシーを継承していくための大会実施に対する助成金であります。

次のページ、備考欄、小山町合宿誘致促進事業助成金1,622万8,000円は、スポーツ合宿を実施する団体に対する助成金で、延べ166団体8,114人の利用がありました。

次に、備考欄（5）富士箱根トレイル等推進事業費のうち、12節デジタルマップ普及事業550万円は、GPS登山地図アプリを活用し道迷い防止を図るとともに、キャンペーンなどにより富士箱根トレイルの魅力を発信することで、誘客を図ったものであります。

次に、6款2項2目観光施設管理費の決算額は7,080万8,000円で、執行率は91.4%であります。主なものとしましては、備考欄（3）町民いこいの家管理費のうち、105ページ、10節燃料費720万6,000円、光熱水費739万9,000円と、12節の下段にあります入浴施設管理1,224万7,000円であり、いずれも町の直営期間であった9月までのあしがら温泉の管理運営に係る経費であります。

14節施設改修工事（繰越明許）271万7,000円は、町民いこいの家施設内のLED照明の改修工事を実施したものであります。

次に、備考欄（4）道の駅地域振興センター管理費（繰越明許）は、14節の道の駅ふじおやま施設改修（繰越明許）524万2,000円で、道の駅ふじおやま施設内のLED照明の改修工事を実施

したものであります。

次に、106ページ、備考欄（５）道の駅観光交流センター管理費のうち10節修繕料436万9,000円は、雨漏り、内装修繕などを実施したものであります。

次に、備考欄（６）駿河小山駅前交流センター管理費のうち、12節施設管理323万6,000円は、小山町観光協会に委託した施設の管理業務であります。

次に、107ページ、6款3項1目労働諸費の決算額は811万7,000円で、執行率は98.8%であります。主なものといたしまして、備考欄（２）勤労者支援費のうち、18節駿東勤労者福祉サービスセンター負担金327万1,000円は、駿東地区の中小企業勤労者の福利厚生事業を行っている公益財団法人駿東勤労者福祉サービスセンターへの運営負担金であります。

次に、備考欄（３）雇用対策事業費のうち、18節下段、駿東地域職業能力開発協会負担金265万円は、職業訓練・講座等を実施している駿東地域職業訓練センターへの運営負担金であります。

以上で、経済産業部関係の決算補足説明を終わります。

○副議長（室伏辰彦君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（室伏辰彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長（清水良久君） 一般会計決算のうち、都市基盤部に関する決算について御説明いたします。

初めに歳入の主なものについてであります。

決算書の14ページをお開きください。15款1項5目土木使用料のうち、1節道路橋梁・河川使用料1,632万7,000円は、条例等に基づき徴収している道路占用904件、河川占用211件の占用料であります。

同じく3節住宅使用料7,073万7,000円は、町営住宅9団地376戸の家賃収入と、令和5年度以前の滞納繰越分の家賃収入及び地域優良賃貸住宅の家賃収入であります。町営住宅の現年度分の収納率は95.9%でありましたが、滞納繰越分を含め、収入未済額が1,568万4,000円と多額であることから、条例に基づく不納欠損処理も含め適切な家賃管理を目指してまいります。

次に、15ページをお開きください。2項4目1節計画調査手数料のうち、備考欄3行目、開発行為許可等申請手数料103万7,000円は、都市計画法に基づく開発行為等の許可手数料で、その処理件数は開発行為の許可等計50件でありました。

次に、17ページをお開きください。16款2項4目1節道路橋梁費補助金のうち、都市基盤部所管の主なものについて説明いたします。

備考欄の1行目、社会資本整備総合交付金（道路改築等）1,802万7,000円は、新東名高速道路

の側道となる町道3975号線の中日本高速道路株式会社への委託工事に対する補助金であります。

その下、地方道事業費補助金（スマート I Cアクセス道路等）1億6,225万円は、新東名高速道路仮称小山パーキングエリアに接続する町道3628号線道路舗装工事及び中日本高速道路株式会社への委託工事に対する補助金であります。

次に、8行目の道路メンテナンス事業補助金（橋梁点検・橋梁補修）3,795万円は、竹之下地先、向田橋の橋梁補修工事や実施設計及び道路橋梁の法定点検業務に対する補助金であります。

その下、防災安全交付金9,437万4,000円のうち637万4,000円は、町道桑木新柴線他1路線の道路法面測量設計業務に対する補助金であります。

最下行、無電柱化推進計画補助金（無電柱化）（繰越明許）2,750万円は、町道富士学校線電線共同溝設置工事に対する補助金であります。

2節住宅費補助金の主なものは、備考欄3行目、社会資本整備総合交付金888万4,000円で、町営住宅等長寿命化計画に基づく富士見ヶ丘団地の改修工事に対する補助金であります。

その他の補助金は、住宅の耐震補強等に対するものでありますが、件数等につきましては歳出において説明をいたします。

次に、22ページをお開きください。17款2項6目1節道路橋梁費補助金1,764万円は、茅沼の菅沼急傾斜地崩壊防止工事に対する県の補助金であります。

その下の2節住宅費補助金430万2,000円は、住宅の耐震補強等に対する県の補助金であります。歳入については以上であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

107ページをお開きください。7款1項1目土木総務費の決算額は7,115万円で、執行率は95.8%であります。ここでは、次の108ページにかけて、道路河川管理に関する庶務的な経費、設計積算システムや占用システムの経費、所属する団体の負担金等を決算しております。

次に、109ページをお開きください。7款1項2目地籍調査事業費の決算額は2,000万9,000円で、執行率は93.5%であります。うち備考欄（2）地籍調査事業費341万5,000円の主なものは、12節公共用地登記44万円で、一色地区の再国調範囲の増加に伴い実施した測量業務委託であります。

次に、110ページをお開きください。7款2項1目道路橋梁総務費の決算額は5,243万3,000円で、執行率は98.2%であります。うち、備考欄（2）、道路橋梁総務費4,375万5,000円の主なものは、12節道路台帳修正1,232万円と、その下、18節県営事業負担金2,397万円で、静岡県条例及び協定に基づく県道事業への負担金であります。

次に、7款2項2目道路維持費の決算額は1億3,105万7,000円で、執行率は99.8%であります。うち備考欄（2）、町道維持管理費3,235万7,000円の主なものは、備考欄最下行、12節除雪1,847万4,000円及び次の111ページ備考欄1行目の道路美化1,014万円で、冬の除雪及び凍結対策や主要道路等の除草・剪定作業の業務委託を実施したものであります。

備考欄（3）公共施設地区対応事業費9,869万9,000円の主なものは、14節道路維持補修事業8,284

万8,000円及びその下の安全施設整備事業1,400万3,000円で、主に各地区からの要望に対して小規模修繕、舗装補修等171か所の工事を実施いたしました。

次に、7款2項3目町道整備事業費の決算額は5億4,132万2,000円で、執行率は70.6%であります。うち備考欄(2)町道整備事業費の現年分は2億2,553万9,000円、その下の(2)繰越明許は3,708万7,000円であります。

それぞれ主な内容を説明いたします。12節測量設計1,319万6,000円は、町道3911号線、通称北部幹線の土質調査など5件の委託業務を実施したものであります。その下、測量設計(繰越明許)2,257万2,000円は、小山町公共残土処理場の実施設計業務など3件の委託業務を実施したものであります。

その3行下、14節道路改良舗装事業1億478万6,000円は、防衛9条交付金事業の町道原向中日向線舗装補修工事など6件の工事を実施したものであります。

その下、道路改良舗装事業(繰越明許)1,451万5,000円は、町道一色中日向線道路改良舗装工事など2件の工事を実施したものであります。

2行下、21節立木物件移転補償費1億409万3,000円は、町道上野大御神線などの道路改良事業に伴い、3件の移転補償を行ったものであります。

次に、112ページをお開きください。7款2項4目公共道路整備事業費の決算額は6億961万4,000円で、執行率は74.9%であります。うち備考欄(2)新東名関連町道整備事業費3億3,354万7,000円の主なものは、12節橋梁及び道路整備事業(特化)2億8,957万8,000円と、4行下、橋梁及び道路整備事業(一般改築)3,627万4,000円で、新東名(仮称)小山スマートインターチェンジにアクセスする町道3628号線及び側道となる町道3975号線整備事業について、NEXC O中日本に工事を委託したものであります。

次に、113ページをお開きください。備考欄(3)道路構造物長寿命化事業費1億4,562万2,000円と、その下、(3)繰越明許5,314万1,000円の主なものを説明いたします。12節測量設計1,410万2,000円は、小山町道路構造物個別管理計画に基づき実施いたしました2件の道路法面測量設計、その下の道路橋梁点検(メンテナンス)4,323万円は、町内21橋梁の法定点検を実施したものであります。14節橋梁長寿命化修繕(メンテナンス)3,436万円は、町道2181号線向田橋の橋梁補修工事と橋脚等の洗掘対策工事を実施したものであります。

続いて、舗装長寿命化修繕5,366万9,000円は、町道上野大御神線など5件の舗装補修工事、その下の法面擁壁長寿命化修繕(繰越明許)5,314万1,000円は、生土地内、県営第1団地裏手の町道1017号線道路法面擁壁補修工事を実施したものであります。

備考欄(4)無電柱化整備事業費(繰越明許)、14節電線共同溝(繰越明許)5,496万7,000円は、町道富士学校線電線共同溝設置工事を実施したものであります。

次に、7款2項5目急傾斜地崩壊防止事業費の決算額は5,222万3,000円で、執行率は97.9%であります。主なものは次の114ページをお開きください。備考欄1行目、14節急傾斜地崩壊防止事

業4,656万3,000円は、茅沼の菅沼急傾斜地崩壊防止工事を実施したものであります。

その下、18節県急傾斜地崩壊対策事業費負担金561万円は、静岡県条例に基づく県への負担金で、静岡県が藤曲地先で実施いたしました急傾斜地崩壊対策事業について、町が事業費の一部を負担したものであります。

次に、7款3項1目河川費の決算額は7,244万7,000円で、執行率は88.1%であります。うち備考欄（2）普通河川維持管理事業費6,068万8,000円の主なものは、14節河川改修事業費3,489万2,000円で、竹之下地先の普通河川湯沸沢川など3件の河川改修工事を実施したものであります。

次に、115ページをお開きください。備考欄3行目、18節県営事業負担金2,280万円は、静岡県条例に基づく県への負担金で、2級河川鮎沢川の親水護岸整備事業費に対して、その一部を町が負担したものであります。

次に、116ページをお開きください。7款4項2目都市計画費の決算額は4,078万5,000円で、執行率は99.0%であります。うち備考欄（4）都市計画再検証事業費796万7,000円の主なものは、12節都市計画再検証業務795万7,000円で、都市計画道路の見直し検討業務など3件の委託業務を実施したものであります。

備考欄（5）土地区画整理事業費3,181万1,000円の主なものは、12節土地区画整理事業調査業務3,179万円で、菅沼谷戸地区土地区画整理事業に係る測量及び組合設立に向けた調査検討の委託業務を実施したものであります。

次に、7款4項3目公園費の決算額は5,160万3,000円で、執行率は95.7%であります。うち備考欄（2）公園総務費3,336万6,000円の主なものを説明いたします。

次の117ページをお開きください。10節修繕料552万円は、金時公園高台に設置されています展望台へ至る遊歩道の修繕などを実施したものであります。12節設計委託880万円は、湯船原工業団地の造成に伴い設置されました、新産業集積エリア1号公園の整備に係る実施設計業務委託料であります。

3行下の14節金時公園LED照明設置工事540万1,000円は、金時公園の広場及び駐車場に新たにLED照明の設置を実施したものであります。

備考欄（3）須走多目的広場管理費442万8,000円の主なものは、12節施設維持管理費201万6,000円で、芝の管理、除草など計4件の委託業務を実施したものであります。

備考欄（4）誓いの丘公園管理費452万4,000円の主なものは、12節施設維持管理244万2,000円で、トイレの点検、清掃など計4件の委託業務を実施したものであります。

備考欄（5）豊門公園管理費912万2,000円の主なものは次の118ページをお開きください。10節修繕料187万7,000円は、給排水設備や通路などの修繕を実施したものであります。

次に、7款4項4目下水道整備費の決算額は1億1,615万2,000円で、執行率は100%であります。備考欄（2）下水道事業会計繰出金は、企業債の償還額を基準にしております。

次に、7款5項1目住宅管理費の決算額は1億2,081万4,000円で、執行率は98.6%であります。

119ページをお開きください。備考欄（2）町営住宅維持管理費9,051万8,000円の主なものを説明します。備考欄10節の修繕料1,855万9,000円は、町営住宅湯船団地の集約化に伴う移転先5戸の居室などの修繕費であります。12節6行目、町営住宅管理代行2,554万6,000円は、町営住宅全般に係る管理を静岡県住宅供給公社に委託しているもので、令和5年度に締結した基本協定に基づき実施しているところであります。13節住宅用地借上料950万7,000円は、町営南藤曲団地など6団地の土地借上料であります。14節住宅整備事業3,097万4,000円は、町営富士見ヶ丘団地の改修工事など2件の工事を実施したものであります。

備考欄（3）地域優良賃貸住宅整備事業2,336万4,000円の主なものは、16節住宅購入費2,305万4,000円で、地域優良賃貸住宅グランファミリア落合の施設整備に対する割賦払い及び維持管理費であります。

次に、120ページをお開きください。7款5項2目建築指導費の決算額は3,394万9,000円で、執行率は97.9%であります。うち備考欄（2）建築指導費1,713万8,000円の主なものは、備考欄18節4行目、木造住宅補強計画一体型事業補助金900万円で、耐震計画策定と補強工事を一体として、一般住宅3件、高齢者住宅5件の合計8件に対して補助したものであります。

都市基盤部に関する一般会計決算の説明は以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 次に、教育次長 大庭和広君。

○教育次長（大庭和広君） 令和6年度一般会計決算のうち、教育委員会関係の補足説明を行います。

初めに、歳入関係の主な内容について御説明いたします。

決算書18ページをお開きください。16款2項6目1節教育総務費補助金の備考欄、公立学校情報機器整備費補助金5,133万3,000円は、小中学校で使用するタブレット端末1,400台の更新に対する国からの補助金であります。

その下、2節小学校費補助金のうち、備考欄3行目、学校施設環境改善交付金5,788万円は、北郷小学校長寿命化改良工事に対する国庫交付金であります。

その下、3節中学校費補助金のうち、備考欄2行目、防音事業関連維持事業補助金320万2,000円は、須走中学校のエアコンの電気代に対する国からの補助金であります。

次に、23ページをお開きください。17款2項8目1節社会教育費補助金の備考欄、教育支援活動促進事業補助金175万4,000円は、学校支援地域本部と放課後子ども教室の運営に対する県からの補助金であります。

次に、32ページをお開きください。22款5項1目2節雑入の備考欄のうち、次のページ、2行目の職員等給食代1,791万円は、小中学校の教職員などの給食代であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書126ページをお開きください。9款1項1目教育委員会費の決算額は122万9,000円で、執行率は92.3%であります。うち備考欄（2）教育委員会費122万9,000円の主なものは、1節教育

委員 4 人の報酬96万円であります。

次に、同じページ最下段、2 目事務局費の決算額は 3 億9,191 万4,000 円で、執行率は98.8%であります。うち、次のページ、備考欄（1）職員人件費9,404 万円は、教育委員会事務局に係る正職員等 9 人分の人件費であります。

備考欄（2）事務局事務費 2 億9,036 万1,000 円の主なものは、12 節小中学校デジタル学習環境整備事業 2 億7,399 万5,000 円で、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して小中学校のデジタル環境を整備したものと、次のページ、備考欄一番上、学校施設等長寿命化計画策定業務759 万円は、当初の計画策定から 5 年経過したことから、計画内容の見直しを行ったものであります。

次に、129 ページをお開きください。9 款 2 項 1 目小学校の学校管理費の決算額は 6 億8,542 万3,000 円で、執行率は97.9%であります。うち備考欄（2）小学校管理運営費 2 億7,743 万円の主なものは、1 節小学校に勤務する38 人分の会計年度任用職員パート報酬5,235 万8,000 円と、10 節小学校の光熱水費3,652 万4,000 円であります。

また、次のページ、備考欄、17 節公立学校情報機器整備事業備品 1 億758 万円は、歳入でも説明いたしました公立学校情報機器整備費補助金を活用し、小学校のタブレット端末946 台を整備したものであります。

次に、備考欄（4）小学校給食費 1 億2,333 万8,000 円の主なものは、1 節給食員など16 人分の会計年度任用職員パート報酬1,686 万7,000 円と、次のページ、備考欄、10 節給食の賄材料費5,996 万7,000 円であります。

次に、備考欄（5）小学校施設整備費 2 億7,943 万5,000 円の主なものは、14 節小学校整備事業 2 億4,485 万7,000 円で、歳入でも説明いたしました学校施設環境改善交付金を活用し、北郷小学校の長寿命化改良工事を実施したものであります。

次に同じページ、2 目教育振興費の決算額は1,911 万5,000 円で、執行率は92.8%であります。うち備考欄（2）小学校教育振興費1,331 万6,000 円の主なものは、12 節外国人英語指導員派遣932 万8,000 円で、小学校の外国語指導助手 A L T 2 人分の委託料であります。

次に、132 ページ、9 款 3 項 1 目中学校の学校管理費の決算額は 2 億6,244 万円で、執行率は、96.5%であります。なお、翌年度繰越額のうち繰越明許費 2 億2,840 万3,000 円は、中学校体育館の空調設備設置に係るものであります。

備考欄（2）中学校管理運営費 1 億7,666 万6,000 円の主なものは、1 節中学校に勤務する15 人分の会計年度任用職員パート報酬2,481 万7,000 円と、10 節中学校の光熱水費2,904 万6,000 円であります。

また、次のページ、備考欄、17 節公立学校情報機器整備事業備品4,740 万5,000 円は、歳入でも説明いたしました公立学校情報機器整備費補助金を活用し、中学校のタブレット端末454 台を整備したものであります。

134 ページ、備考欄（4）中学校給食費4,864 万2,000 円の主なものは、1 節給食員など 7 人分の

会計年度任用職員パート報酬693万6,000円と、10節給食の賄材料費2,361万2,000円であります。

135ページ、備考欄上段（5）中学校施設整備費3,406万1,000円の主なものは、14節中学校整備事業2,230万5,000円で、北郷中学校体育館、照明のLED化工事などを実施したものであります。

次に、2目教育振興費の決算額は2,213万8,000円で、執行率は94.9%であります。うち、備考欄（2）中学校教育振興費1,877万1,000円の主なものは、12節外国人英語指導員派遣1,485万円で、中学校の外国語指導助手ALT3人分の委託料であります。

次に、同じページ、9款4項1目社会教育総務費の決算額は5,188万2,000円で、執行率は96.5%であります。うち、備考欄（1）職員人件費3,611万6,000円は、生涯学習課に係る正職員5人分の人件費であります。

136ページ、備考欄（2）社会教育費1,495万9,000円は、社会教育事業に要する経費や生涯学習課に勤務する会計年度任用職員パートの報酬などであります。

次に、137ページ、2目文化振興費の決算額は1,310万9,000円で、執行率は93.5%であります。うち、備考欄（3）文化財費1,073万3,000円の主なものは、次のページ、備考欄上段、文化財調査業務899万8,000円で、小山町文化財保存活用地域計画に基づき、阿多野用水文化財調査を実施したものであります。

次に、3目図書館費の決算額は38万1,000円で、執行率は72.4%であります。うち備考欄（2）読書活動推進費38万1,000円は、ブックスタートやセカンドブックなど、読書推進事業等に要した図書購入費が主なものであります。

次に、4目、生涯学習センター管理費の決算額は2億1,281万5,000円で、執行率は99.2%であります。うち、備考欄（2）文化会館等管理運営費2億489万5,000円の主なものは、12節指定管理料1億5,900万円で、総合文化会館など11の生涯学習施設の指定管理料であります。また、13節敷地借上料1,538万8,000円は、総合文化会館や総合体育館などの生涯学習施設敷地の借上料であります。14節総合文化会館長寿命化改修事業1,224万3,000円は、総合文化会館の防災複合盤の更新工事を実施したものであります。その下、総合文化会館長寿命化改修事業の事故繰越792万円は、令和5年度から繰越したもので、総合文化会館の吸収式冷温水発生機整備工事を実施したものであります。

次のページ、備考欄上段、総合文化会館身障者用駐車場設置工事936万4,000円は、車椅子利用者や妊産婦等の利便性向上のため、カーポート付きの専用駐車場を図書館沿いのインターロッキングに2区画整備したものであります。

次に、9款5項1目保健体育総務費の決算額は2,690万2,000円で、執行率は97.5%であります。うち、備考欄（2）保健体育総務費2,690万2,000円の主なものは、18節体育協会助成金1,080万円であります。

最後に140ページ、2目体育施設費の決算額は402万8,000円で、執行率は97.7%であります。なお、翌年度繰越額のうち繰越明許費300万円は、湯船原ジョギングコース基本計画事業に係るもの

であります。

備考欄（２）体育施設費402万8,000円の主なものは、13節パークゴルフ場の敷地借上料211万8,000円であります。

以上で教育委員会関係の決算補足説明を終わります。

○副議長（室伏辰彦君） 次に、補足説明がない認定第5号 土地取得特別会計を除いた特別会計及び地方公営企業会計の補足説明を求めます。

なお、補足説明は、各部長等の所管の会計順で行います。

それでは、初めに、認定第7号 宅地造成事業特別会計、認定第9号 小山PA周辺開発事業特別会計の2件について補足説明を求めます。

未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） それでは、未来創造部で所管いたします二つの特別会計の歳入歳出決算につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、認定第7号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

それでは、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

決算書224ページを御覧ください。1款1項1目1節不動産売払収入につきましては、須走日向町有地宅地造成事業1区画分の分譲売払い収入を計上しておりましたが、工事の竣工が年度末となったことから、売払い収入は令和7年度となるものであります。

続きまして、同ページの2款1項1目繰越金、備考欄、前年度繰越金9,251万9,000円は、令和5年度からの繰越金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

225ページを御覧ください。1款1項1目、備考欄（２）一般管理費のうち、1節報酬759万9,000円は、会計年度任用職員2人分の報酬であります。

次に、226ページを御覧ください。2款1項1目、備考欄（２）宅地造成費のうち、細節12分譲地測量設計1,258万4,000円は、用沢大畑ヶ地区宅地造成事業、須走日向町有地宅地造成事業及び菅沼沖田地区宅地造成事業の測量業務委託料であります。

その下、14節造成工事2,404万6,000円は、須走日向町有地宅地造成事業の工事請負費であります。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

228ページを御覧ください。本事業特別会計の実質収支は歳入総額9,251万9,000円、歳出総額4,813万9,000円で、差引額は4,438万円となり、実質収支額も同額であります。

以上で、令和6年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第9号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

決算書242ページを御覧ください。1款1項1目1節一般会計繰入金1,533万3,000円は、第2期工区分の物件・移転補償費分を一般会計から繰り入れた金額であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

243ページを御覧ください。1款1項1目事業費の決算額は1,181万1,000円であります。備考欄(2)事業費の内容は、第2期工区内に存する物件の補償料であります。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

244ページを御覧ください。本事業特別会計の実質収支のうち、歳入総額は1,707万3,000円、歳出総額は1,181万1,000円で、差引額は526万2,000円となり、このうち506万2,000円を繰越明許いたしました。この結果、実質収支額は20万円となりました。

以上で、令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算の補足説明並びに未来創造部所管の特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

○副議長(室伏辰彦君) 次に、認定第2号 国民健康保険特別会計、認定第4号 後期高齢者医療特別会計、認定第6号 介護保険特別会計の3件について補足説明を求めます。

住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長(小野正彦君) 住民福祉部関係の特別会計決算3会計について、順次補足説明を行います。

決算書145ページをお開きください。認定第2号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

149ページをお開きください。1款国民健康保険税は3億3,705万2,000円で、現年度分の収納率は95.6%であります。なお、不納欠損額が175万円、収入未済額が2,583万3,000円であります。

次に、152ページ最上段、5款1項1目1節普通交付金11億9,233万2,000円は、平成30年度から静岡県が保険者として財政運営を担っているため、町が負担する療養給付費等を全額県が補助するものであります。

次に、その下、2節特別交付金4,483万9,000円は、備考欄のとおり県内市町の経営努力の促進のための交付金や県内市町ごとに異なる所得水準及び医療費水準を調整する県特別交付金2号分、また、特定健診及び特定保健指導に係る定率の県負担金であります。

同じページ、7款繰入金は1億4,391万5,000円で、一般会計からの繰入金であります。国保の持つ構造的な問題を踏まえた県からの保険税軽減に対する負担金、県・国からの保険者への支援分及び職員給与費等を繰り入れたものであります。

次に、153ページ下段の8款繰越金2,636万1,000円は、前年度繰越金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

157ページをお開きください。1款総務費の決算額は3,637万8,000円で、執行率は95.2%であり

ます。主なものは、職員人件費や電算処理システム及びシステム改修費、国保連合会への負担金や国民健康保険事業の運営に関する協議会の運営費用などであります。

次に、158ページ下段の2款保険給付費の決算額は11億9,602万1,000円で、執行率は95.8%であります。主なものは、次の159ページ、1項1目18節、備考欄の1行目の(2)一般被保険者療養給付費の10億2,411万3,000円と、160ページ上段、2項1目18節、備考欄(2)一般被保険者高額療養費の1億5,834万6,000円であります。

次に、162ページをお開きください。下段の3款国民健康保険事業費納付金の決算額は4億3,525万円で、執行率は99.9%であります。これは財政運営の責任主体である静岡県が各市町の医療費の推移等を勘案して算定したものを納付したものであります。

次に、164ページ、中段の4款保健事業費の決算額は3,074万9,000円で、執行率は95.4%であります。主なものは、次の165ページ、1項1目備考欄(2)の12節特定健康診査事業1,670万円で、1,230人が町内の医療機関において、健康診査を受け、受診率の速報値は49.2%であります。また、健診の結果、特定保健指導の対象者を116人抽出し、うち68人の方を支援しており、利用率は58.6%となっております。

次に、166ページをお開きください。最下段、7款諸支出金の決算額は1,008万1,000円で、執行率は82.7%であります。主なものは、次のページ中段の3目償還金の備考欄(2)22節保険給付費等交付金返納金716万5,000円であります。これは県が全額負担した保険給付費について、前年度の医療費の確定を受け、精算し返還をしたものであります。

以上が歳出の主なものであります。

次に、169ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1の歳入総額は17億6,152万7,000円で、2の歳出総額は17億850万円、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は5,302万7,000円となりました。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

続きまして、決算書177ページをお開きください。認定第4号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

181ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は2億7,095万7,000円で、収納率は99.7%であります。なお、収入未済額が80万円であります。

次に、同じページ中段の2款繰入金の3,908万8,000円は、一般会計からの保険基盤安定繰入金で、備考欄の低所得者等に対する保険料軽減分3,877万7,000円と、社保被扶養者軽減分の31万1,000円であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

183ページをお開きください。1款後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は3億1,028万8,000円で、執行率は97.1%であります。これは歳入で受け入れた保険料を静岡県後期高齢者医療広域

連合へ納付しているものであります。

次に、185ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1の歳入総額は3億2,132万7,000円で、2の歳出総額は3億1,098万6,000円で、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は1,034万1,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

次に、決算書193ページをお開きください。認定第6号 令和6年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

197ページをお開きください。1款保険料は4億2,030万2,000円で、現年度分の収納率は99.7%であります。なお、不納欠損額が28万5,000円、収入未済額が238万4,000円であります。

次に、同じページ、2款国庫支出金は3億6,433万2,000円で、主なものは、1項1目介護給付費負担金2億9,395万2,000円で、施設給付費等の15%と、居宅介護給付費等の20%に相当する額を国が負担するものであります。

次に、2項1目調整交付金4,518万1,000円は、給付費の5%相当であります。また、同項の2目地域支援事業交付金1,820万円は、歳出4款の地域支援事業に対し交付されるものであります。

次に、198ページ中段、3款支払基金交付金4億2,850万2,000円は、第2号被保険者の保険料分で、保険給付費等の27%相当分であります。

次に、同じページ最下段、4款県支出金2億2,846万5,000円は、保険給付費等に対する県の負担金で、施設給付費等の17.5%、居宅介護給付費等の12.5%及び地域支援事業に対するものであります。

次に、199ページ下段、6款繰入金3億1,055万3,000円は、一般会計と基金からの繰入りで、主なものは、1目介護給付費繰入金1億9,052万6,000円で、保険給付費に対し、町が負担する12.5%分の繰入金です。また、次の200ページ中段、5目その他一般会計繰入金5,055万6,000円は、人件費や介護認定審査会など事務費を繰り入れたものであります。

次に、同じページ下段、7款繰越金2億2,551万1,000円は、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

202ページをお開きください。1款総務費の決算額は5,547万4,000円で、執行率は95.4%であります。主なものは、職員人件費及び電算処理等に係る費用や介護認定に要する費用などでありませ

次に、204ページをお開きください。上段の2款保険給付費の決算額は、14億6,488万1,000円で、執行率は96.1%であります。主なものは、1項の介護サービス等諸費13億6,063万4,000円で、要介護認定を受けた644人が利用したサービスであります。主な内訳は、その下の1目居宅介護サービス給付費の4億4,840万2,000円で、訪問介護、通所介護サービスなどであり、受給者数は349人です。また、下段の3目地域密着型介護サービス給付費の1億8,039万8,000円は、小規模

な介護老人福祉施設での施設サービスや認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護サービスであり、受給者数は66人であります。

次の205ページ中段、5目施設介護サービス給付費6億7,359万1,000円は、介護老人施設、介護老人保健施設、介護医療院に入所して受ける施設サービスであり、受給者数は208人であります。

また、次の206ページ中段、9目居宅介護サービス計画給付費の5,364万8,000円は、居宅介護サービスのケアプラン作成に対する支払いであり、対象者は毎月約311人であります。

次に下段、2項介護予防サービス等諸費の5,313万6,000円は、要支援と認定された方に対するサービス給付費であります。主なものは、1目介護予防サービス給付費3,927万4,000円で、自立支援や重症化を予防することを目的に利用する介護予防訪問看護や、介護予防通所リハビリテーションなどの給付費であります。

次に、209ページをお開きください。上段の4項高額介護サービス等費の2,565万3,000円は、利用者負担の月額上限額を超過した金額を払い戻すもので、対象者は毎月約169人であります。

次に、210ページ中段、7項特定入所者介護サービス等費の2,120万8,000円は、低所得者の施設利用が困難とならないよう、居住費や食費の負担限度額を超えた分を給付するものであります。

次に、211ページ最下段、4款地域支援事業費の決算額は5,204万5,000円で、執行率は90.6%であります。主なものは、次の212ページ最上段、1項介護予防・生活支援サービス事業費の2,348万円で、要支援認定者等を対象に、訪問型サービスや通所型サービスにより介護予防を図る事業であります。

同じページ下段、2項一般介護予防事業費の62万3,000円は、ふれあいサロンやおでかけクラブなど介護予防普及啓発事業と、運動教室への指導者派遣などの介護予防活動支援事業であります。

次の213ページ中段の3項包括的支援及び任意事業費の2,786万4,000円の主なものは、216ページ、最上段の7目認知症総合支援事業費の1,901万8,000円で、認知症地域支援推進員を町、地域包括支援センターに配置し、認知症の方々を早期に支援するため、住民主体で運営されている認知症カフェの支援や認知症サポーターの養成講座の開催など、地域における認知症啓発事業であります。

ページ戻りますが、213ページの中段、4款3項1目総合相談事業費、214ページの3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、215ページ中段の6目生活支援体制整備事業費は、予算額が全て減額となっておりますが、令和6年度から重層的支援体制整備事業については、全て一般会計で執行することになったため、一般会計予算を組み替えたことによるものであります。

次に、217ページの中段、5款諸支出金の決算額は9,835万8,000円で、執行率は98.6%であります。

その下、1項償還金及び還付加算金8,682万1,000円の主なものは、2目の償還金、備考欄(2)の22節国庫負担金返還金5,626万7,000円と、県負担金返還金217万8,000円、そして支払基金交付金返還金2,719万1,000円で、令和5年度分の介護給付費負担金等の精算により返還したものであ

ります。

以上が歳出の主なものであります。

最後に、219ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

1の歳入総額は19億7,902万2,000円、2の歳出総額は17億4,076万2,000円で、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は2億3,826万円となりました。

以上、住民福祉部関係の三つの特別会計についての決算補足説明を終わりにいたします。

○副議長（室伏辰彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

○副議長（室伏辰彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第8号 木質バイオマス発電事業特別会計、認定第10号 温泉供給事業特別会計の2件について補足説明を求めます。

経済産業部長 岩田幸生君。

○経済産業部長（岩田幸生君） 経済産業部関係2件の特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

初めに、認定第8号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算書は229ページからとなります。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

233ページをお開きください。1款1項1目売電収入4,259万5,000円は、木質バイオマス発電と発電所の屋根を利用して実施している太陽光発電の売電収入であります。2款1項1目県補助金371万8,000円は、木質バイオマス発電所の熱供給施設改修に対する県からの補助金であります。4款1項1目寄附金1,100万円は、8社からの企業版ふるさと寄附金によるものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

235ページをお開きください。1款1項1目発電事業費の決算額は5,490万1,000円で、執行率は98.9%であります。主なものは、備考欄（2）発電事業費のうち、10節燃料費2,736万4,000円と、修繕料408万3,000円、12節発電所運營業務1,509万9,000円で、発電所の管理運営のために支出したものであります。14節施設改修634万7,000円は、先ほど歳入で御説明しましたが、本施設から熱供給を行うため、施設改修を実施したものであります。

次に、実質収支について御説明いたします。

237ページをお開きください。本事業特別会計の実質収支は歳入総額7,061万円、歳出総額6,697万円で、差引額は364万円となります。実質収支額も同額となります。

以上で、令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わり

ます。

続きまして、認定第10号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書は245ページからとなります。

初めに、歳入について御説明いたします。

249ページをお開きください。1款1項1目温泉使用料91万6,000円は、使用量2,618立方メートルに対し、1立方メートルにつき350円を乗じた温泉使用料収入であります。2款1項1目繰越金316万8,000円は、前年度繰越金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

250ページをお開きください。1款1項1目業務費の決算額は43万2,000円で、執行率は89.6%であります。主なものとしまして、備考欄(2)温泉供給施設維持管理費のうち、10節光熱水費21万円と、12節温泉ポンプ点検業務20万7,000円で温泉供給のための電気料及び温泉ポンプ点検のために支出したものであります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

251ページをお開きください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額408万5,000円、歳出総額43万3,000円で、差引額は365万2,000円となり、実質収支額も同額となります。

以上、経済産業部関係の特別会計について、決算補足説明を終わります。

○副議長(室伏辰彦君) 次に、議案第73号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定、議案第74号 小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定の2件について補足説明を求めます。

都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長(清水良久君) 初めに、議案第73号 令和6年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。なお、水道事業決算報告書の金額につきましては、消費税及び地方消費税を含んでおりますことを御承知おきください。

決算書の3ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入から御説明いたします。

第1款第1項営業収益、左から6列目の決算額3億1,726万5,000円は、水道料金及び水道加入分担金が主なものであります。前年度と比べて、466万9,000円の減額となりました。

次に、第2項営業外収益の決算額8,430万1,000円は、固定資産取得時に充当した補助金等について、毎年度一定割合を収益化するための長期前受金戻入8,351万円が主なものであります。

次に、支出について御説明いたします。

第1款第1項営業費用、左から10列目の決算額は3億5,336万7,000円で、執行率は100.5%であります。主なものは水道事業の運営費、施設の維持管理費及び減価償却費等であります。

次に、第2項営業外費用の決算額は1,183万4,000円で、執行率は92.6%であります。主なものは企業債の利息であります。

次に、4ページをお開きください。資本的収入及び支出のうち、収入から御説明いたします。

第1款第1項企業債、左から8列目の決算額1億1,300万円は、老朽管布設替工事に対する借入れが主なものであります。

次に、第2項国庫補助金の決算額5,000万円は、配水管布設替工事等に対する防衛省からの補助金であります。

次に、第4項工事負担金の決算額6,600万円は、新東名建設工事に伴う配水管布設工事に対するNEXCO中日本からの工事負担金であります。

次に、支出であります。

第1款第1項建設改良費、左から9列目の決算額は2億7,851万3,000円で、執行率は86.2%であります。主なものは収入でも説明いたしましたが、防衛補助事業で実施いたしました用沢配水区配水管布設替及び一色配水池送水管増径工事、並びに老朽管布設替工事等であります。

次に、第2項企業債償還金の決算額2,601万円は、令和2年度までに借り入れした企業債の償還金で、執行率は99.9%であります。欄外に記載しました、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,552万3,904円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

次に、5ページをお開きください。令和6年度水道事業損益計算書であります。損益計算書の金額は消費税等を含んでおりません。下から4行目、当年度純利益は2,351万5,000円となりました。

次に、6ページをお開きください。水道事業剰余金計算書であります。計算書の金額は消費税等を含んでおりません。右から2列目の利益剰余金合計欄の下から5行目、当年度変動額2,351万5,000円は、先ほど損益計算書でも説明いたしましたが、当年度純利益を計上したもので、これにより利益剰余金の合計は2億2,072万9,000円となりました。

次に、7ページをお開きください。水道事業剰余金処分計算書の案であります。当年度末の未処分利益剰余金1億2,510万2,000円のうち、当年度純利益分の2,351万5,000円を建設改良積立金へ積み立て処分することについて議決を求めるものであります。また、建設改良積立金へ積み立て処分後の1億158万6,000円を繰越利益剰余金とするものであります。

次に、8ページから9ページにかけては水道事業貸借対照表であります。これは水道事業という企業の財政状態を表すもので、金額について消費税等は含んでおりません。まず、資産の部であります。1の固定資産の合計はページ中ほど一番右側の55億7,869万4,000円、2の流動資産の合計は下から2行目、2億4,787万9,000円で、資産合計は、一番下の行で58億2,657万3,000円となりました。

次に、9ページをお開きください。負債の部であります。3の固定負債から5の繰延収益を合わせた負債の合計は、ページ中ほど、一番右側の31億9,203万9,000円となりました。

次に、その下、資本の部であります。6の資本金は22億5,289万1,000円、7の剰余金は(1)

資本剰余金と（２）利益剰余金の合計、下から３行目で３億８,１６４万２,０００円が剰余金となります。資本金と剰余金を合わせた資本合計は、その下の行で２６億３,４５３万４,０００円となりました。負債合計と資本合計を合わせた額が、一番下の行、負債資本合計で５８億２,６５７万３,０００円となり、前のページ最下段にあります、資産合計と同額となります。

次の１０ページから１１ページにかけての注記につきましては、地方公営企業法施行規則第３５条の規定により、水道事業会計の会計の処理の基準及び手続を記載したものであります。なお、給水状況、財政状況及び工事内容等につきましては、１２ページからの小山町水道事業報告書を、収入及び支出の詳細につきましては、２０ページからの小山町水道事業会計決算付属明細書を御参照いただきたいと思います。

水道事業会計決算の補足説明は以上であります。

続きまして、議案第７４号 令和６年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。なお、下水道事業決算報告書の金額につきましても、消費税及び地方消費税を含んでおります。

決算書の３ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入から御説明いたします。

第１款第１項営業収益、左から６列目の決算額９,４９３万７,０００円は、下水道使用料及び国庫補助金が主なものであります。前年度と比べて、１,１９０万３,０００円の減額となりました。

次に、第２項営業外収益の決算額１億３,９６２万２,０００円は、固定資産取得時に充当した補助金等について毎年度一定割合を収益化するための長期前受金戻入と、一般会計からの繰入金が主なものであります。

次に、支出について御説明いたします。

第１款第１項営業費用、左から１０列目の決算額は２億２,４４７万７,０００円で、執行率は９８.７％であります。主なものは下水道事業の運営費、施設の維持管理費及び減価償却費等であります。

次に、第２項営業外費用の決算額は８９７万８,０００円で、執行率は９６.６％であります。主なものは企業債の利息であります。

次に、４ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入から御説明します。

第１款第１項企業債、左から８列目の決算額１,０８０万円は、須走浄化センター長寿命化対策事業に対する借り入れが主なものであります。

次に、第２項国庫補助金の決算額５７２万円は、須走浄化センターストックマネジメント基本計画に伴う詳細設計業務に対する国土交通省からの補助金であります。

次に、第６項他会計補助金の決算額５,５００万円は、一般会計からの繰入金で企業債償還金への補填財源として繰り入れたものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項建設改良費、左から9列目の決算額は1,534万7,000円で、執行率は54.7%であります。主なものは社会資本整備総合交付金事業で実施いたしました、須走浄化センターストックマネジメント基本計画に伴う詳細設計業務であります。

次に、第2項企業債償還金の決算額9,445万7,000円は、令和5年度までに借り入れした企業債の償還金で、執行率は99.9%であります。欄外に記載しました資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,860万3,640円につきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

次に、5ページをお開きください。令和6年度下水道事業損益計算書であります。損益計算書の金額は消費税等を含んでおりません。下から4行目、当年度純利益は383万6,000円となりました。

次に、6ページをお開きください。下水道事業剰余金計算書であります。計算書のコ額は消費税等を含んでおりません。右から2列目の利益剰余金合計欄の下から5行目、当年度変動額383万6,000円は、先ほど損益計算書でも説明いたしましたが、当年度純利益を計上したもので、これにより利益剰余金の合計は2,412万6,000円となりました。

次に、7ページをお開きください。下水道事業剰余金処分計算書の案であります。当年度末の未処分利益剰余金383万6,000円のうち、当年度純利益分の383万6,000円を建設改良積立金へ積み立て処分することについて議決を求めるものであります。

次に、8ページから9ページにかけては下水道事業貸借対照表であります。これは下水道事業という企業の財政状態を表すもので、金額について消費税等は含んでおりません。

まず、資産の部であります。1の固定資産の合計は、ページ中ほど一番右側の22億5,149万4,000円、2の流動資産の合計は下から2行目7,023万1,000円で、資産合計は一番下の行で23億2,172万5,000円となりました。

次に、9ページをお開きください。負債の部であります。3の固定負債から5の繰延収益を合わせた負債の合計はページ中ほど、一番右側の18億4,759万2,000円となりました。

次に、その下、資本の部であります。6の資本金は3億4,678万2,000円、7の剰余金は、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計、下から3行目の1億2,734万9,000円が剰余金となります。資本金と剰余金を合わせた資本合計は、その下の行で4億7,413万2,000円となりました。

負債合計と資本合計を合わせた額が一番下の行、負債資本合計で23億2,172万5,000円となり、前のページ、最下段にあります、資産合計と同額になります。

次の10ページから11ページにかけての注記につきましては、地方公営企業法施行規則第35条の規定により、下水道事業会計の会計処理の基準及び手続を記載したものであります。なお、接続状況、財政状況及び工事内容等につきましては、12ページからの小山町下水道事業報告書、また、収入及び支出の詳細につきましては、20ページからの小山町下水道事業会計決算付属明細書を御参照いただきたいと思います。

下水道事業会計決算の補足説明は以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 次に、認定第3号 育英奨学資金特別会計の1件について補足説明を求めます。

教育次長 大庭和広君。

○教育次長（大庭和広君） 認定第3号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算書は170ページからとなります。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

174ページをお開きください。中段の3款1項1目繰越金103万9,000円は、前年度からの繰越金であります。

次に、同じページ最下段、4款1項1目貸付元金収入313万4,000円は、貸付元金償還金11人分であり、収入未済額12万5,000円は、生活困窮者1人に係る収入未済額であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

175ページをお開きください。1款1項1目貸付事業費は180万円で、執行率は100%であります。これは大学生5人に貸し付けたものであります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

176ページをお開きください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額418万3,000円、歳出総額は181万円で、差引額は237万3,000円となり、実質収支額も同額となります。

以上で小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

○副議長（室伏辰彦君） 次に、監査委員から決算審査意見を求めます。

監査委員 池谷 浩君。

○代表監査委員（池谷 浩君） ただいまより、令和7年8月14日付、小監第20号にて小山町長に提出いたしました令和6年度小山町各会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業会計決算、下水道事業会計決算、財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について御報告申し上げます。なお、審査の結果は、渡辺監査委員と同意見でございますので、私が代表して御報告いたします。

審査は7月3日より7月31日まで、会計管理者及び関係部課長等関係職員の出席を求め、公正不偏の姿勢で実施いたしました。審査に当たっては、小山町監査基準に準拠して実施し、決算計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関連法規に適合して処理されているか、財政は健全に運営されているか、財産管理は適正であるか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を申し上げます。

審査の結果、財務に関する事務の執行、経営に関わる事業の管理、その他の事務の執行については、審査した範囲内において、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるといふ地方自治法の趣旨の実現のため、おおむね適正かつ効率的に執行されておりました。

一部に、改善・検討を要すると思われる点が見受けられましたので、これは口頭で指摘いたしました。改善すべき点は早めの対応をお願いいたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げます。お手元の審査意見書の1ページを御覧ください。

審査に付された各会計歳入歳出決算等の書類は関係法令の規定に沿って作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行状況及び財政運営について、予算は議決の趣旨に沿って、おおむね適正に執行されており、翌年度へ繰り越された事業を除き、所期の目的を達成しているものと認められました。

会計経理事務については、毎月行っております例月出納検査を参考に審査を実施し、おおむね適正に処理されていると認められました。

財産の管理状況については、おおむね適正に管理されているものと認められました。

令和6年度の決算の内容ですが、2ページの予算の執行状況を御覧ください。

決算収支の状況ですが、一般会計は歳入総額161億9,923万7,000円、歳出総額155億1,962万7,000円、歳入歳出差引額は6億7,961万円であります。この額から翌年度へ繰り越すべき財源、2億397万9,000円を差し引いた実質収支額は4億7,563万1,000円、これに前年度の実質収支額4億2,392万6,000円を差し引いた単年度収支額は、5,170万5,000円の黒字となりました。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算総額の状況ですが、歳入の調定額に対する収入率は98.8%で、前年度と比べて3.4ポイント増加しております。不納欠損額は356万4,000円で、前年度と比較し420万円減少し、収入未済額は2億3,758万4,000円で、前年度と比較して7億8,407万1,000円減少いたしました。

収入未済額から事業繰越しに伴う補助金等未済額を除いた滞納総額は8,787万円であります。町民の皆様にご負担をお願いしている中で公平を期するため、収入未済状況及び不納欠損について各担当者より、その対応を確認いたしました。時効期限までに、計画的、継続的な収納措置を、会計収納課を中心に図られるよう要望いたします。

財政力指数は0.902で、前年度と比較し0.009ポイント増加し、15年連続の普通交付税の交付団体となっており、経常収支比率は89.4%で、前年度と比較し0.2ポイント減少し、実質公債費比率は10.5%で、前年度と比較し0.2ポイント増加しております。

水道事業債及び下水道事業債を除く町債の残高は98億610万2,000円で、前年度と比較し5億7,967万7,000円増加いたしました。将来負担となる債務負担行為支出予定額は、令和7年度以降の支出予定額10億4,864万5,000円で、前年度と比較し1億6,189万6,000円減少しております。

決算の概要を3ページから11ページ、一般会計の詳細資料を15ページから41ページに、特別会計の詳細資料は45ページから53ページに記載いたしましたので、御参考になさってください。

各会計の実質収支は57ページのとおり、全ての事業において黒字であります。

財産の状況は58ページに記載してございます。基金の積立ては9億3,043万2,000円減少であります。財産の適切な管理をさらに進めることをお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された小山町土地開発基金運用状況です。

61ページを御覧ください。審査の結果、本基金は、公用又は公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得する経費に充てるための基金であり、これらについて計数に誤りがなく、基金の運用は条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

次に、小山町水道事業会計及び小山町下水道事業会計を一括して申し上げます。地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査を行いました。水道事業会計決算については65ページを、小山町下水道事業会計決算については79ページに記載しております。審査は7月16日、会計管理者及び関係部課長等関係職員の出席を求め、毎月の例月出納検査の結果を参考に、慎重に審査を行いました。審査の結果、水道事業会計及び下水道事業会計の経営は、地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われておりました。

公営企業会計は、全国統一の基準の下において、経営実態が明らかになります。経営課題に適切に対処するとともに、一層の収益性の向上を図り、経常経費の合理化等により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことを求めます。

水道事業会計においては、事業の経営基盤の安定を図り、将来にわたり安心安全な水道水の供給を引き続きお願いいたします。

また、下水道事業会計においては、令和5年4月1日から、地方公営企業法全部適用の事業となりました。水道事業会計と同様に、事業の経営基盤の安定を図っていただくようお願いいたします。

次に、91ページを御覧ください。令和6年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について御報告申し上げます。

審査は7月31日、関係職員の出席を求めて各比率の算出のため、法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足がないか、算定過程に誤りがなく、算定結果に客観的な妥当性が認められるか等について、令和6年度決算及び決算統計資料等と照合し、慎重に審査いたしました。

審査の結果、各比率とも法令に準拠し算出しており、その数値は正確であると認められました。健全化判断比率は、国の示す基準では、健全段階の範囲であります。決算審査は、令和6年度決算について、計数の確認、予算執行、財産管理、財政運営、基金運用状況、財政健全化比率、判断比率及び水道事業会計、下水道事業会計の決算計数について行いました。

最後に審査の意見として、審査意見書1ページ下段に記載してございますが、令和6年度は、湯船原における企業立地により雇用拡大と本町における歳入の根幹である町税収入が引き続き増収となった一方で、資源価格の高止まりや物価上昇の影響を受けました。先行きはまだ不透明な状況ではありますが、社会情勢を見極め、厳しい財政状況の中、予算執行に当たっては、住民に対

し説明責任を果たすとともに、議会の審議を経て予算として措置される繰越明許費等の制度を活用し、適正な執行に当たっていただきたいと思います。

また、デジタル化の活用による町民サービスの向上を図る一方で、事務事業の見直しを行い、経済的、効率的かつ計画的に実施することにより、最少の経費で最大の効果を上げるとともに、住民福祉の増進を図るよう努めていただきたいと思います。

以上、令和6年度小山町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況、水道事業会計決算、下水道事業会計決算、並びに財政健全化判断比率等の審査意見書の要点であります。報告を終わります。

○副議長（室伏辰彦君） これで、監査報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月2日火曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第10号までの令和6年度会計決算10件と、議案第73号及び議案第74号の令和6年度地方公営企業会計利益の処分及び決算の認定2件の計12件を一括議題として質疑を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時59分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 副 議 長 室 伏 辰 彦

署 名 議 員 石 原 和 美

署 名 議 員 牧 野 恵 一

令和7年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和7年9月2日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元
3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 遠藤 豪君 8番 渡辺 悦郎君
9番 岩田 治和君 10番 藺田 豊造君
11番 米山 千晴君 12番 室伏 辰彦君

欠席議員 13番 鈴木 豊君

説明のために出席した者

副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	勝俣 純君
政 策 監	湯山 博一君	未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君
企 画 総 務 部 長	長田 忠典君	危 機 管 理 局 長	高村 良文君
住 民 福 祉 部 長	小野 正彦君	経 済 産 業 部 長	岩田 幸生君
都 市 基 盤 部 長	清水 良久君	教 育 次 長	大庭 和広君
おやまで暮らし課長	中澤 芳文君	フロンティア推進課長	山本 尚毅君
企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
くらし環境課長	鈴木 新一君	小 山 消 防 署 長	三改木辰也君
社 会 福 祉 課 長	長田 孝代君	長 寿 介 護 課 長	野木 雅代君
住 民 課 長	渡辺 史武君	健 康 増 進 課 長	藤曲 喜久君
こども未来課長	武藤 浩君	商 工 観 光 課 長	湯山 浩二君
農 業 振 興 課 長	安部 将彦君	林 業 振 興 課 長	湯山 光司君
建 設 課 長	山口 幸治君	学 校 教 育 課 長	勝俣 暢哉君
生 涯 学 習 課 長	金子 節郎君	総務課総務法規・監查班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	杉山 則行君	議 会 事 務 局 書 記	鈴木 史幸君
会 議 録 署 名 議 員	3番 石原 和美君	4番 牧野 恵一君	

散 会 午後0時00分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和6年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和6年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和6年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 議案第73号 | 令和6年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |
| 日程第12 | 議案第74号 | 令和6年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |

議

事

午前10時00分 開議

○副議長（室伏辰彦君） 本日は御苦労さまです。

鈴木議長が本日の会議を欠席する旨届出がなされておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

ここで、御報告します。町長は公務のため本日の会議を欠席しておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は12名です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 認定第1号 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算

○副議長（室伏辰彦君） 日程第1 認定第1号 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

本議案については、8月26日及び8月28日の本会議において、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑をします。

会議運営等規程により、発言の場所について、議員は最初から議員側の壇に登壇し質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしています。また、通告に基づき、一覧のとおり順次一問一答で進めますので、よろしく願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により、発言を許します。

最初に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 一般会計決算質疑、私は、4問質問させていただきます。

まず、最初の質問に移ります。

主要な施策の成果、8ページ、下から6行目、防犯対策として町内42か所62台設置してある防犯カメラの点検で、劣化が見られるカメラの交換・修繕を行ったとのことですが、どのような修繕を行ったのか、また、町内で最近窃盗事件が多発していると聞いております。防犯カメラのデータの警察への提供はどのくらいあったのか、伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 池谷議員にお答えします。

初めに、修繕の内容についてですが、カメラ本体そのものを交換したものを4台、外部記録装置のみの交換・修繕を1台実施しました。

次に、警察へのデータ提供についてであります。令和6年度は10件提供いたしました。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再質問はございません。

2点目の質問に移ります。

審査意見書2ページ、1、予算の執行状況、(5)町債の残高は98億610万2,000円となり、前年度と比較し5億7,967万7,000円と増加しております。町民負担を軽減するため、今後どのような施策で町債を減らしていくのか伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 現在、小山消防庁舎建設事業により、地方債の残高は増加しておりますが、来年度の小山消防庁舎建設事業終了以降は、交付税措置がある有利な起債や道路などのインフラ維持のための起債など、起債する事業の精査を厳しく行うことで、町債残高及び公債費の削減に努め、町民負担の軽減に努めてまいります。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再質問はございません。

3問目の質問に移ります。

審査意見書10ページ、実質公債費比率、令和4年度は9.1ポイント、令和5年度は10.3ポイント、令和6年度は10.5ポイントと徐々に増えています。令和4年度から比べると1.4ポイントの増加をしています。この状況をどのように改善するのか、お伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 実質公債費比率は、標準財政規模に対する実質的な公債費相当額の割合で、当該年度を含めた前3年の平均値であります。

町では、近年、北郷小学校長寿命化改修工事や小山消防庁舎建設事業を進めており、実質公債費比率は増加しておりますが、いずれも、町には必要不可欠な事業であり交付税措置のある有利な地方債を活用して事業を実施しております。

今後は、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、起債事業の精査をより一層厳しく行うことにより、実質公債費比率の改善につなげてまいります。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再質問はございません。

4点目の質問となります。

審査意見書35ページ、駿河小山駅前交流センターの収入です。

レンタサイクルについて、令和5年度は16万6,000円、令和6年度が15万8,000円と減っています。その要因についてお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 令和6年度におきましては、交流センター全体の利用者数は前年度に比べ1,051人、約9.2%増加となった一方で、レンタサイクルの利用は微減となりました。

その要因としまして、利用者増の多くは休憩目的による方が多く、天候の影響などにより観光目的での自転車利用が減少したことが考えられます。特に夏場の猛暑により、自転車利用を控える傾向が見られたことも、減少の一因となっております。

なお、レンタサイクル利用者の約9割は事前予約によるものであり、前年度と同様の傾向でございます。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再質問させていただきます。

猛暑によってレンタサイクルの利用者が減っているとのことですが、春、秋、冬のレンタサイクルのPRはどのように行っているのか、お伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

夏場以外のレンタサイクルの利用につきましては、これまでどおり事前予約という利用の便利さを売りに、また町内の自然環境等を売りに、引き続き誘客を図りたいと。

夏場につきましては、利用者の所在を見ますと、神奈川、東京、埼玉の方が約6割強の利用がございますので、近年、ゴルフ場のPRの仕方なんかを見ますと、首都圏に比べてマイナス5度の地でプレーをとというような、首都圏に比べれば涼しいといったような部分を売りに誘客しているところもございますので、本町といたしましても、そういった避暑地というか涼しさを売りに誘客に努めたいと考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再々質問はございません。

私の質問は以上とさせていただきます。

○副議長（室伏辰彦君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

次に、3番 石原和美君。

○3番（石原和美君） 私からは、主要な施策の成果及び決算書より計8件の質問をさせていただきます。

まず、最初の質問です。主要な施策の成果7ページ、上から7行目、「今後は消防団員の処遇改善に向けた取組にも力を入れ」とありますが、消防団員の減少は、地域の安全を考える上で深刻です。具体的にどのような改善を想定していらっしゃるのでしょうか。改善内容と方向性を伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（三改木辰也君） 石原議員にお答えします。

現在の小山町消防団員数は、条例定数188名に対し実員167名となっており、充足率は88.8%となります。近隣市町と比較しますと、充足率は高く、大幅な減少もなく、増減を繰り返している状態です。

小山町消防団は、地域のつながりも強く、消防活動に対し御理解、御協力をいただいているため、現在の充足率は高くなっていますが、社会情勢の変化により本町も例外なく減少していくと考えられます。

現在の改善策といたしましては、機能別消防団員の積極的な登用でございます。柔軟な参加制度の導入として機能別消防団員がおり、出初め式、各種行事や訓練には参加せず、災害対応のみを行うなど一部業務を限定することで、ライフスタイルに合った消防活動を行います。

今後、機能別消防団員に関する要綱の見直しを検討するなど、機能別消防団員の上限数を増やす環境を整えてまいります。方向性といたしましては、誰もが参加しやすく誇りの持てる組織へ進化していきたいと考えます。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○3番（石原和美君） 次の質問に移ります。

主要な施策の成果13ページ、上から11行目及び13行目、現在増加傾向にある乳がん・子宮がんの検診の受診率が低いようですが、町としての要因分析、受診率アップに向けての対応策について伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） まず、要因分析ですが、自覚症状のなさ、検診に対する抵抗感等々、要因は多々考えられますが、やはり、乳がんや子宮がんの実際の罹患率や早期発見の重要性、さらには子宮頸がんワクチンの有効性など、がんに対する知識や情報不足が受診率の低さにつながっていると考えております。

こういった状況を踏まえ、今後の受診率アップに向けては、対象者全員への個別通知はもちろんのこと、乳がん検診及び子宮がん検診の節目年齢の無料化の継続や広報紙による周知に加え、今後は、若い世代にも届くように、町のLINEなどを活用したSNSによる広報もしていきたいと考えています。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○3番（石原和美君） ございません。

次の質問に移ります。

主要な施策の成果18ページ、上から12行目、「町民講座や指定管理者による多彩な趣味教室を実

施した」とありますが、定員に対して、最も多くの申込みがあった講座名は、また、その要因は何だったとお考えでしょうか。さらに、人気講座の傾向を踏まえ、今後の講座企画や講師選定等にどのように生かしていけますでしょうか。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（金子節郎君） 最も多くの申込みがありました講座は、富士山とイタリアの火山で埋もれたまちの発掘成果を解説した町民講座です。

要因につきましては、夏休み期間に開催したことにより小中学生が参加できたこと、また、令和元年度から始めております須走地区での発掘調査が周知されてきたことと考えております。

今後の講座企画や講師選定等につきましては、開催時期をはじめ講座の対象者のニーズや傾向などを調査・検討した上で、生涯学習推進委員会で協議し、魅力ある講座を開催してまいります。

以上でございます。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○3番（石原和美君） ございません。

次の質問です。

決算書歳出67ページ、3款1項1目事業2、18節福祉バス運営事業交付金1,107万7,000円について、現在までに福祉バスを利用した団体数、稼働数、利用者数を伺います。以前より要望の多かった福祉バスですが、利用団体からの反応はいかがでしょうか。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 社会福祉協議会が運営する福祉バスは、今年の1月から稼働しております。8月末までの利用状況については、利用団体数は16団体、運行稼働数は30件、利用者数は476人です。今後、9月から11月までの3か月につきましては、20件ほどの利用の予約が入っている状況であります。

また、福祉バスは、町内の高齢者や障がい者などの福祉関係団体やボランティア団体、関係機関に御利用いただいております。利用団体からの反応につきましては、移動手段の確保や団体の交流活動、研修事業など外出の機会が創出され、活動の幅の拡大に役立っているとの声をいただいております。

引き続き、多くの団体の方に安心して御利用いただけるよう、社会福祉協議会と一緒に移動支援事業を進めてまいります。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○3番（石原和美君） ございません。今後も、高齢者サービスが長期的に持続されますよう、町の支援をよろしくお願いいたします。

次の質問です。

決算書歳出72ページ、3款2項1目事業2、12節高齢者デジタル支援事業について、14万8,500

円とありますが、この予算の具体的な使途、対象人数、実施内容についてお伺いします。また、地域通貨、おやま健康アプリの導入、地域通貨によるプレミアム商品券など、加速するデジタル化に対応した事業展開をさらに進め拡充していくお考えはあるのか、町の方針についてお伺いたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 高齢者デジタル支援事業は、65歳以上の方を対象に実施した高齢者向けスマートフォン講座の開催を委託したもので、延べ132人の方に参加していただきました。

内容は、スマートフォンの電源の入れ方、電話のかけ方といった初歩的なことから、アプリのインストール方法、小山町公式LINEの使い方など、個々の希望に応じた講座を6日間で18講座実施いたしました。

今年度は、小山町公式アプリ、健康マイレージアプリの使い方の講座を新設し、町の新たな取り組みに対応するよう内容を更新してございます。今後も対応してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○3番（石原和美君） ございません。

次の質問に移ります。

決算書歳出84ページ、4款1項1目事業2、19節インフルエンザ予防接種費用助成104万2,500円について、利用した人数を、未就学児、小学生、中学生、高校生別に、また全体の人数に対する利用率、町からの周知方法について伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） まず、年代ごと、それぞれの利用人数についてですが、未就学児が181名、小学生が180名、中学生が55名、高校生が39名、合計455名であります。

次に、全体の人数に対する利用率については、20.1%となっています。

最後に、町からの周知方法については、広報おやま及びホームページによる周知、チラシの配布に関しては健康増進課窓口と町内こども園における配布に加え、各種健診等に訪れた保護者の方にチラシを配布し、周知をしております。また、医療機関にもチラシを配架することで、実際に接種に訪れた保護者の方々がこの助成制度を利用できるような体制を整えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○3番（石原和美君） ございません。

次の質問に移ります。

決算書歳出131ページ、9款2項1目事業4、10節賄材料費5,996万7,000円とありますが、物価高騰が続く中、現在、材料費は当初の予算内で収まっていますけれども、献立の品数や食材費の質への影響は出なかったのでしょうか。現場や父兄からの声を聞いたのか伺います。また、今後

も物価高騰が見込まれ、現行の給食費無償化制度は来年度以降も持続可能と見込んでいるのかについて、伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 地場産物の活用を中心として、子ども達の健全な発育のために安心・安全な食材の使用を心がけており、価格面においても予算内で品数や食材の質への影響なく、給食の提供ができております。

また、献立の検討や物資選定の役割を担っている給食委員会において、教職員や保護者からは、給食について現状で満足しているとの御意見をいただいております。

最後に、給食無償化は、子育て支援の観点から重要な施策でありますので、今後も継続してまいります。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○3番（石原和美君） ございません。

最後の質問です。

決算書歳出127ページ、9款1項2目事業2、12節小中学校デジタル学習環境整備事業2億7,399万5,000円とあり、これによりICT環境のフルクラウド化が実現しましたが、教職員の働き方改革の面で、導入前と比べ、どのような変化が見られたのでしょうか。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 昨年度までは、教員が授業や事務処理にノートパソコンとタブレット端末の2台を使用してまいりましたが、令和6年度、構築したICT環境のフルクラウド化によりまして、令和7年度からはパソコン1台で授業や事務処理が行われるようになり、働き方の点で変化が見られ始めております。

また、パソコンからのデータ移行にUSBメモリを使用しなくなったため、紛失やデータ破損のリスクから解放され、安全に利用できております。

さらに、これまで職員室でしかできなかった業務が、フルクラウド化により、教室や会議室などでデータを共有しながら行うことができるなど、効率的で働きやすい環境を実現し、働き方改革につながっております。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○3番（石原和美君） ございません。

以上で質問を終わります。

○副議長（室伏辰彦君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

次に、1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 一般会計より7件の質問をさせていただきたいと思います。

初めに、審査意見書の6ページです。実質単年度収支額でございます。

ここ数年、赤字収支の傾向であるわけですが、令和6年度は1億7,680万5,000円とさらに赤字が増大しております。財政調整基金に余裕があるとはいえ、単年度収支でマイナスが続く財政運営について、どのような見解であるのか、お伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 令和6年度の実質単年度収支額は、議員御指摘のとおり赤字となっております。単年度収支額は黒字であります。財政調整基金を取り崩している状況です。これは、財政調整基金へ4億3,149万円積み立てた一方、人件費や物価の上昇などに対応するため、不足する一般財源を補うため、6億6,000万円を取り崩したことによるものです。

今後も人件費や物価高の傾向は継続するものと思われませんが、その財源を確保するため、令和7年度は、既存事業の精査や効率化に努め、財政調整基金の取り崩し額を前年度比半減としております。引き続き、事務事業の精査に努め、ふるさと寄附金の活用などにより、財政調整基金の適正な水準を確保することにより、実質単年度収支額の改善に努めてまいります。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

審査意見書の10ページです。経常収支比率になります。

財政の弾力性を示すこの比率であります。70～80%程度に収まることが妥当とされているわけですが、小山町は90%にも迫る数値がここ数年続いているわけですが。これをどう分析し、今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 令和6年度の経常収支比率は、前年度比0.2ポイント減少をしております。

経常収支比率が上昇すれば、投資的な事業に回す予算が減少し、硬直的な町政運営となります。そのようにならないよう、今後も財政運営を行ってまいります。義務的経費である人件費、扶助費、公債費の金額は年々上昇をしております。特に、最低賃金の上昇や人事院勧告に伴う人件費の増加、児童手当や高齢者施設及び障がい者施設等への扶助費の増加は、大変大きいものとなっております。この傾向は県内各市町も同様な傾向であり、令和5年度決算の数値であります。県内市町の経常収支比率の平均は89.2%、35市町のうち14市町が90%を超えております。

この傾向は今後も継続していくと思われ、経常収支比率を容易に改善することは困難なところではありますが、引き続き、行財政改革を推進しスリムで効率的な組織運営に努めていくことで、町の財政構造の弾力性を確保できるよう努めてまいります。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

同じく審査意見書の11ページです。町債の残高についてです。

先ほどの池谷議員の質問と重なる部分もありますけれども、実質公債費比率を見ますと、今のところは安全ではあるわけなのですが、有利な特例地方債を含めた年度末残高は98億円を超えています。町民1人当たりこれを換算しますと、58万6,630円と驚くような金額でありまして、今後、利上げによる償還金利子の増大も心配な要因であります。今後の見解についてお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 現在、小山消防庁舎建設事業により地方債の残高は増加しておりますが、交付税措置率が70%ある非常に有利な地方債を活用していることから、地方債残高の増加が単純に町民の大幅な負担増加につながるものとは考えておりません。また、来年度、小山消防庁舎建設事業終了以降、大きな起債を予定している事業はないため、町債残高は抑制されるものと考えております。

また、利上げによる利子の増大については、比較的利子の低い国の財政融資や静岡県各市町村振興協会等の地方債を活用することで、償還金利子を抑えていくように努めてまいります。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問させていただきます。

消防庁舎の建設事業の終了以降、大きな起債を予定している事業はないとのことですが、町営温水プールの建設や役場の本庁舎の問題、それらをはじめ公共施設長寿命化による整備など、起債に頼らざるを得ない大型事業はむしろめじろ押しのような気がしてなりません。

小山町の人口は1万7,000人を割り、減少に歯止めがかからない状況です。高齢化率は上昇し、生産年齢人口、特に若年世代の減少が顕著であります。

静岡県が算出した小山町の標準財政規模は、令和5年度では58億4,000万円程度です。

これらを勘案いたしますと、町の財政運営は、長期的に鑑みて本当に大丈夫なのかと心配でなりません。起債の額が減らず、若しくは増えて、人口は減る、1人当たりの町債残高は右肩上がりで増えていく。町民の皆さんは、この現状をどのように感じているのでしょうか。見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 再質問にお答えいたします。

今までお答えした有利な起債の借入れや国や県の補助金の活用などを検討し、町民負担の増

加につながらないようにしてまいります。

また、町税やふるさと納税の増による自主財源の確保も見込めることから、しばらくは安定的な運営ができると考えております。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ございません。

次の質問です。

主要な施策の成果28ページの下から5行目になります。「小山町商工会優良推奨品事業を継続して支援し、ブランド力の向上と販路拡大に努めた（認定19品目）」とございますが、この主な取組と成果についてお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 商工会優良推奨品事業は、地元農産物等を主原料とした加工品について、品質、地域性、将来性などの観点から審査を行い、認定された場合、優先的に町内外のイベントや道の駅等での展示、販売支援を行っております。

その結果といたしまして、手土産や贈答品として活用されるなど、地域ブランドとしての評価が高まりつつあります。また、事業者にとっては、商品開発や品質向上への意欲喚起につながっているものと認識しております。

今後も、商工会と連携しながら、魅力発信と販路拡大に一層努めてまいります。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問させていただきます。

ブランドイメージを高める戦略といたしまして、多くの皆さんが御存じではないのかなと思いますが、香川県知事が事あるごとにPRをしております「うどん県」というのがございます。皆さん、御存じではないでしょうか。

特産品や小山町ならではの地域資源をちょっとしたアイデア、工夫を凝らして、SNSなどで日本や海外にまで飛躍的に知名度、口コミが広がって、その結果、誘客や経済的効果につながっている成功事例があると思います。この辺りの戦略について、何かお考えがあるのかお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘の香川県につきましては、親しみやすいネーミング、又はタレントやSNSを活用した情報発信力の強化、観光・誘客との直結といった点を戦略としており、大変参考になる成功事例であると考えております。

本町におきましても、特産品と観光体験、これは、例えば自分が作ったものを食すとか、そう

いったプランを組み合わせたプロモーションなどに取り組むことで、ブランドイメージの向上、ひいては誘客や地域経済の活性化につなげていければと考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

主要な施策の成果及び決算書の歳出の中からでございます。町が任用いたします地域おこし協力隊についてであります。

複数の部署において任用しておりますが、どの業務に何人、それぞれの業務の成果について伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 商工観光課では、主に富士箱根トレイル事業を推進するため、令和5年度から1名の地域おこし協力隊を任用しており、令和6年度は活動2年目となりました。

主な成果といたしましては、地元団体で構成する富士箱根トレイル推進協議会の事務局運営を担うとともに、日常的なルート巡視、保全活動を実施いたしました。併せて、観光協会や地域事業者と連携して四季折々の情報発信を行い、誘客に努めていただきました。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 林業振興課では、林業従事者を育成するため、2名の地域おこし協力隊が活動しております。

令和6年度の成果といたしましては、林業の技術を習得するため、森林測量や立ち木の調査方法を学ぶとともに、早生樹の植林や保育に関する活動を行っております。

以上でございます。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 農業振興課では、農業の担い手が不足している地域の支援・活性化を目的として、令和6年12月から1名の地域おこし協力隊が活動しております。

主な成果といたしましては、柳島地区において、地元農家の皆さんに協力をいただき、耕作放棄地を約10アール解消し、自身の就農を目指しブロッコリーなど各種野菜を栽培しております。自身のブログや町の広報紙により、有機栽培の取組や町の農産物などを広く発信し、地域や町の魅力向上に努めていただきました。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 健康増進課では、クアオルト健康ウォーキング推進事業の業務に1名従事していただいております。

成果としましては、従来の定例型のウォーキングに加え、体験型のアクティビティなどをプラスしたウォーキングの実施や団体予約型のウォーキングを受け入れるなど、積極的に取り組んでいただき、参加人数も、令和5年度の379人から令和6年度は505人と大幅に増えているところでございます。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

主要な施策の成果、それから決算書の歳入と歳出それぞれに関連がございます。主要な施策の成果では11ページ、決算書では歳入の33ページの雑入の受講料、歳出では60ページ、これは事業費ということになりますが、町営学習塾の運営についてであります。

受講料の収入を差し引きますと、1,161万円程度の町の負担となるわけですが、この事業の評価についてお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 公営塾につきましては、令和6年の3月の開設以降、令和7年8月末現在で小中学生57人が利用しております。少人数制による個別指導や科目数、時間枠の拡充、専任講師の配置によりまして、学力の向上や学習意欲の向上といった成果が見られております。

また、生徒と講師のコミュニケーションが深まり、勉強が楽しいとの声が出ている他、保護者面談をつうじた学習状況の共有によりまして、家庭との連携強化にもつながっております。

町といたしましては、希望する進路へ支援できるよう、より効率的かつ効果的な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

学力向上や学習意欲の向上といった成果が見られて、喜ばしいところであります。

広報おやまの9月号の込山町長のコメントに、他の地区からの要望があると記されております。

今後の学習塾運営の方向性について教えていただきたいと思います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 公営塾につきましては、開設から1年半が経過しておりまして、少しずつ塾運営は軌道に乗ってきていると思っております。

先ほど、小中学生57人の利用とお答えいたしました。須走中学校にあっては24人、中学校の生徒数に対しまして24.2%が利用しております。須走小学校が14人、北郷小学校が1人と。そして、北郷中学校が10人、小山中学校が8人、こちらにつきましては、まだまだ6%程度と利用が少ないわけですけれども、小山中、北郷中のニーズはあるのではないかと考えております。

こちらの少ない要因ですけれども、須走への送迎についてが非常に大変であるというのが要因の一つではないかと思っております。さらに、他地区からの要望の声も寄せられておりますので、次の塾設置に向けた検討を始めております。

まずは、運営できる場所の確保に努めていきたいと考えていることと、それからさらに指導に当たる講師の人材確保について、国の制度活用なども含めまして安定的な体制づくりを併せて検討していきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 今後の展開について、また変化、また方向性が見えたら、教えていただければというふうに思います。

最後の質問になります。

決算書の歳出の111ページ、7款2項2目3事業、主に14節の道路維持補修事業ということになりますけれども、地区の要望対応についての予算の増額を私の一般質問であるとか会派要望においてお願いをしているわけですが、要望対応の状況や決算額について、どのように実績に現れているのかお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 公共施設地区対応事業費の14節工事請負費は、各地区から受けました要望事項に対応した工事費であり、令和6年度に建設課に寄せられました要望件数は444件で、そのうち国や県に対するものが85件ありました。その残り359件が建設課で対応すべき要望で、前年度より40件多い件数となりました。

それら要望に対する対応といたしましては、公共施設地区対応事業費では、道路維持補修を133件、安全施設整備を38件、合計で171件の工事により要望対応を実施いたしました。また、昨年度は、管理瑕疵による事故防止に重点を置き、スピード感を持った対応を心がけ、要望書を受ける以前に緊急対応として修繕工事を実施したものが89件ございました。

令和6年度の地区要望の対応実績といたしましては、建設課で対応すべき要望件数359件に対し、実施件数は、公共施設地区対応事業費で対応したものが171件と緊急修繕が89件、その合計の260件を対応したことになり、前年度より63件多い実施件数となっております。実施率は、前年度比10.7%増の72.4%となります。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 質問ではございませんが、各地区から上がってきます要望につきましては、その対応につきましては引き続き積極的に実施していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長（室伏辰彦君） 次に、7番 遠藤 豪君。

○7番（遠藤 豪君） 1点お教えいただきたいと思います。

決算書の歳入でございますけれども、23ページ、17款2項9目1節電源立地地域対策交付金についてでございますが、あまり聞き慣れない名称なんですけれども、この交付金の対象となったのはどういう事業なのか、また、449万9,000円ですか、これの算定基礎が分かればお教えいただきたいと思います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） この電源立地地域対策交付金は、交付対象事業になっております地域公共交通事業であるデマンドバスの事業費に充当しております。

この算定基礎については、小山町に運転開始後15年を超えている水力発電所が所在をして、その出力の合計が1,000キロワット以上で、かつ基準発電電力量の合計が500万キロワットアワー以上の水力発電所がある市町村が交付対象となっております。小山町には該当する発電所が4か所ございまして、それぞれの基準発電電力量に国の算定単価などを乗じて、この交付額が算定をされております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○7番（遠藤 豪君） そうしますと、4か所の水力発電所があるということで、今後も、発電所が継続する限りは、こちらの歳入は見込めるということでしょうか。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 議員おっしゃるとおり、水力発電所が現にあれば、未来永劫今のところ継続的に交付金は入ってくると考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○7番（遠藤 豪君） 終わります。

○副議長（室伏辰彦君） 次に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 決算質疑ですけれども、5点ほどお伺いさせていただきます。

まず、一つ目に、決算意見書より7ページ、(2)財政の構造、1、下段に記載されております県支出金に関してお伺いいたします。

県の支出金が、前年度比で約11億9,585万円減少しているとのことですが、どのような事業、補助金のものが減額、主な要因だったのでしょうか。また、減少に伴う町の事業の縮小や先送りなどはあったのか、お聞かせください。また、今後、県からの補助金や支出金については、どういった見通しをお持ちでいらっしゃいますでしょうか。県との調整状況や町としての代替案などがありましたらお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 県支出金の減額については、農林水産業費、産地パワーアップ事業が

前年度の令和5年度に完了したことにより、県補助金が10億9,504万5,000円減額したことが主な要因でございます。

県補助金については、事業実施前に県と調整を重ね予算計上しております。しかしながら、県においても、限られた財源の中で事業を実施しており、当該事業に県の予算が満額付かない場合など、町の事業の縮小や先送りをする場合もあります。そのため、毎年、県に御協力いただきたい事業などについては、町長自ら県知事に予算の要望活動などを実施しております。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ありません。

次の質問に移らせていただきます。

決算意見書10ページ、財政力指数に関してお伺いいたします。

決算における財政力指数は、0.902と前年より0.009ポイント上昇いたしました。依然として15年連続で普通交付税の交付団体ではありますが、財政力指数は着実に上昇しており、今後の戦略的な取り組みによっては交付団体から外れる可能性も視野に入るかと考えられます。こうした指数の推移について、町としてどのように評価されているのかお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 湯船原工業団地をはじめとする企業誘致の成果等により、固定資産税などの町税が増加しており、財政力指数の分母となる基準財政収入額が増加につながり、財政力指数は増加傾向となっております。

今後は、小山PA周辺や上野工業団地への企業進出等に伴う固定資産税の増額等が見込めることから、引き続き一定程度の増加が予想されます。

財政力指数については、1を超えるほど財政に余裕があるとされている数値であり、町税収入が増加することにより、財政力指数が増加傾向である本町の財政状況はよい傾向であると言えますが、その分、普通交付税は減少していくこととなります。しばらくは、交付団体である中で限られた財源を有効かつ効率的に活用してまいります。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 財政力指数が0.902とあと僅か1.0に達する水準にありますが、先ほど答弁にありましたように、小山PA、工業団地、一定の増額が見込めるということでございますけれども、具体的に後どの程度税収等の基準財政収入額が増えますと、普通交付税の交付団体から外れる水準に達すると町では試算されておりますでしょうか。こちらの方をお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 小林議員の再質問にお答えをいたします。

基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた交付基準額というものがございまして、そち

らが4億6,925万7,000円となっております。こちらの差額がなくなると、不交付団体となると考えております。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ございません。

次の質問に移らせていただきます。

主要の施策の成果8ページ、下から5行目、消費者生活センターへの相談件数についてお尋ねいたします。

令和6年度は167件の消費者相談が寄せられたとのことですが、令和3年度では134件、令和4年度では153件、令和5年度では142件と年々増加傾向にあることが見えてまいります。

こうした相談件数の増加について、特にどのような内容の相談が増えているのか、具体的な傾向があればお聞かせください。また、それらの相談に対応するためにどのような啓発・啓蒙活動を行ってこられたのか、時代の変化や相談傾向に即してどのような改善、工夫を重ねてきたかについても伺いいたします。特に、成年年齢の引下げ以降、若年層をめぐる消費者トラブルが全国的に増加しているという統計も出ております。町として、変化する消費者トラブル対応をどのように強化されてきたのか、その点も含めて御説明していただければと思います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 初めに、増えている相談内容についてです。投資型マンションオーナーの勧誘と官公庁をかたった還付金詐欺などの電話勧誘が増えています。

次に、時代に即して変更・改善を行った啓発・啓蒙活動についてですが、以前から実施しておりました無線放送、広報紙、区の回覧に追加して、令和4年度からは町の公式LINEで情報配信を行っております。

また、小山高校での消費生活学習では、以前は2月に卒業生向けに「社会への旅立ちの前に」と題して実施しておりました消費生活講座を、成年年齢の引下げに伴い、令和4年度からは5月に前倒しし、タイトルを「18歳になったら成人」と題し、社会生活でのトラブルに巻き込まれないよう、最新の情報を取り入れた消費生活の基本知識を中心に実施しております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はございますか。

○6番（小林千江子君） ございません。

では、次の質問に移らせていただきます。

主要な施策の成果9ページ、一時保育事業に関して伺いいたします。

令和6年度の利用者数は500人、令和5年度は367人、令和4年度は207人、令和3年度は153人とこちらも年々利用者数が増加しております。この背景には、保護者の就労形態の多様化や子育て支援に対するニーズの変化があるものと考えられますが、町としては、この利用者増加や傾向

にどのような分析をされているのか、また、今後の事業の在り方や対応方針について、併せてお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（武藤 浩君） 保護者の就労形態の多様化による利用に加え、親のリフレッシュや様々な用事など保護者のレスパイト的な理由での利用が大幅に増えているものと分析しております。

一時的保育事業は、本年度から利用時間の枠を増やしております。

今後も、事業を継続しつつ利用者のニーズに合わせ対応していきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はございますか。

○6番（小林千江子君） 利用者が増えることは、非常に前向きな傾向だと捉えております。また、先ほど、一時保育の利用枠を増やして下さっているということでございますので、時代に即して対応に変化をしてくださっていることは、本当に感謝申し上げます。

その反面、人員体制や運営負担の増加、サービスの質の維持といった点において、現場が対応し切れているのかという懸念もございます。また、今後さらに利用者が増えていく可能性もある中で、町として、中長期的な見通しや先ほど利用枠を増やすなどもございましたが、対応の方針についてより踏み込んだ何かお考えがありましたら、お聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（武藤 浩君） 本年度、利用時間の枠を増やしましたので、利用時間に関しましては来年度以降もこの時間帯で事業を推進していきたいと考えております。

利用者の増加による現場での負担に関しましては、利用者の増加により対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はございますか。

○6番（小林千江子君） 大丈夫です。

では、次の質問に移らせていただきます。

主要な施策の成果10ページ、下から8行目、子育て世代包括支援センターについてお伺いいたします。

小山町における子育て世代包括支援センターは、令和7年4月1日より、小山町こども家庭センターとして新たに設置されており、母子保健機能と児童福祉機能を統合した一体的な相談窓口としてスタートしております。引き継がれた子育て世代包括支援センターとしての役割の中にある相談や支援プラン策定は、年度によって大きな変動が見られますが、町として、この動向をどのように分析されているのか、また、その相談内容と傾向に変化はあるのか、併せてお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） まず、これまでの相談件数や支援プラン策定数の動向について、町としてどのように分析されているのかについてです。これについては、年度によって、重篤化が懸念されるケースが多かったり少なかったり、また内容によって支援プラン作成にまで至らないケースが多かったり少なかったり、様々であります。よって、数そのものについては、年度によって変動することがあるものの、全てのケースに対してきめ細やかな対応をしておるということで御理解いただきたいと思えます。

次に、相談内容の傾向に変化は見られるのかについてです。これについては、核家族化の進行に伴い、産後間もないお母さんの子育て負担が大きく、特に、最近では産後鬱の傾向が多く見られるようになってきていると分析をしています。この分析は、最後の御質問の今後の支援体制の強化や取り組みの必要性、これに対する回答につながるんですけども、町では、産後のお母さんの心身のケアや育児サポートが最も重要であると分析し、本年度、産後ケア事業の充実を図るとともに、サービス利用の自己負担金額を大幅に下げています。それに伴い、現在、産後ケア事業の利用実績は確実に増えております。

また、出産祝い金の給付や妊婦のための支援給付制度といった妊産婦の経済的な支援と併せて、妊娠中から必要な情報提供や相談を丁寧に行っており、子育て不安が強くなる前に気軽に専門職に相談できる体制を構築しております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ございません。

以上で質問を終わりにします。

○副議長（室伏辰彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○副議長（室伏辰彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 2点質問をさせていただきます。

まず、1点目は、決算書の34ページ、町債についてお伺いいたします。

ここでは、充当先として人口政策推進費の多目的交流拠点整備事業に充当と書いてありますが、これは、谷戸山整備の9,500万円の内訳と理解してよろしいのでしょうか。お願いします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 牧野議員御指摘のとおり、決算書62ページの2款7項3目人口政策推進費の（2）定住促進事業の14節多世代交流拠点谷戸山のいえ整備工事費の9,496万3,000円に対

して、2分の1の交付金4,748万円を差し引いた額の90%に起債を充当しています。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○4番（牧野恵一君） 再質問願います。

今は町債ですから、町民の借金ということで財源にしたわけですけれども、そうすると、基本的に、町民全体の使用に供すべきだと考えるところであります。また、これは、国の地方創生拠点整備の交付金が充当されていると理解しておりますけれども、そうすると、当然、これは国の会計検査の対象事業になるのではないかと思います。そういった場合に、この施設の位置付け、利用の方法等については、条例で定めて、町民に等しく利用に供するということをルールとして決めておく、そういう手続をする必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 牧野議員の再質問にお答えします。

この事業は、国のデジタル田園都市国家構想交付金、地方創生拠点整備タイプの交付金の事業を受けているものであります。交付金を受けるに当たりまして、内閣府との交付申請並びに交付決定を受けているものでございますので、そういった位置付けとなっております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○4番（牧野恵一君） 条例化は必要ないという趣旨の御答弁だったと思いますけれども、それには少し疑問を持っております。ここでもって議論するつもりはありませんけれども、改めてまた、しっかり内容を調べて。最悪の場合には、交付金の返還まで求められることも想定されます。

2点目の質問でありますけれども、決算書の39ページにあります町長秘書費についてであります。

これは、昨年に比べて大きく増えておりまして、特に旅費につきましては、昨年は85万円弱でありましたけれども、今年は745万円ということで約10倍を要しているわけであります。そうすると、本当に目的がしっかりしているのかということでありますけれども、その目的、場所、日数、人数等についてはどうであったのか、お伺いをいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） この令和6年度の普通旅費につきましては、主な支出といたしまして、小山町モータースポーツ交流海外事業として、それからフランス共和国のル・マン市、そしてALT派遣事業現地調査としてフィリピン共和国のコルドバ町、企業誘致活動といたしましてルーマニアへの旅費となっております。いずれも、小山町職員の旅費に関する条例に基づき支出をしておりますので、適切な内容であったと認識をしております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○4番(牧野恵一君) 今、フランス、フィリピン、ルーマニアに行ってきたということですが、これは、要するに何人で何日かけて行ってきたのか、その辺の説明をお願いします。

○副議長(室伏辰彦君) 答弁を求めます。

○企画政策課長(勝又徳之君) まず、フランス共和国のル・マン市につきましては、5日間3名で行ってございます。そのときは、ル・マン市の姉妹都市交流の打診と交流、それからル・マンの24時間耐久レースのル・マン市の受入れ体制の視察などを行っております。

そして、フィリピンのコルドバ町ですけれども、こちらは3日間5人で視察をしてございます。このときは、コルドバ町との国際友好交流都市協定の締結、それからフィリピン人の英語講師の育成現場の視察などを行ってまいりました。

そして、ルーマニアの視察ですけれども、こちらは6日間、5人で行ってございます。ウイスキー工場の進出を図ってございました、ルーマニア、アレクサンドリア社の企業誘致活動を行っております。

以上であります。

○副議長(室伏辰彦君) 再々質問はありますか。

○4番(牧野恵一君) 費用については、金額、幾らかけたかということについては、それぞれの出張で。

○副議長(室伏辰彦君) 答弁を求めます。

○企画政策課長(勝又徳之君) まず、フランスのル・マンにつきましては、約210万円でございます。そして、フィリピンコルドバ町は約100万円、そして、ルーマニアについては約330万円の支出をしてございます。

以上であります。

○副議長(室伏辰彦君) 再々々質問はありますか。

○4番(牧野恵一君) 適切な支出であったというふうなお話でありましたけれども、町民感覚としますと、フランス、フィリピン、ルーマニアへ、それぞれ内訳が分かりませんが、3人、5人、5人でもって行って、数百万ずつかけてくるというのは、町民感覚としたらとても認められないお金の使い方だと思います。もともと、公務員の場合には最少の経費で最大の効果を上げるという基本原則があるわけですから、それとはかなり乖離した出張であるというのが、恐らく町民の方皆さんがそう考えると思います。こういったことについては、もうちょっと慎重に考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長(室伏辰彦君) 次に、5番 白井光昭君。

○5番(白井光昭君) 決算書74ページ、3款2項1目介護保険重層的支援体制整備事業についてお伺いします。

12節介護予防活動支援事業、同じく12節地域包括支援センター事業、同じく12節生活支援サー

ビス体制整備事業、18節高齢者居場所運営補助金について、令和6年度にどのような活動が実施されたのか、活動状況を伺います。また、その進捗度や今後に向けての課題についてもお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 初めに、介護予防活動支援事業についてであります。

当該事業は、各地のシニア体操クラブ等へ保健師などを派遣する事業と、介護予防教室の開催により高齢者の生きがいと社会参加を促進する通所介護予防事業がございます。

保健師等の派遣は年間194回実施し、通所介護予防事業は、おでかけクラブ、須走いきいき教室、ふれあいサロンがありまして、年間1,886人の方に参加していただきました。

次に、包括支援センター事業についてであります。

総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントといった地域包括支援センター事業を一括して委託しており、必要な専門職の配置に資するものでございます。

実績といたしましては、年間748件の相談を受け、内訳は、訪問によるもの441件、電話での相談290件、そして来所での相談17件でございます。内容は、介護保険に関する相談、ケアマネの紹介、介護保険以外のこと、医療機関からの相談など多岐にわたっております。加えて、介護予防、認知症予防事業を実施してございまして、運動機能の低下を防止する「きんたろう体操会」を72回実施し、774人の方に参加していただきました。また、認知機能の低下を防止する「元気塾」を264回実施いたしまして、4,327人の方に参加していただきました。以上が主なものでございます。

次に、生活支援サービス体制整備事業についてであります。

本事業は、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、住民主体の活動をはじめとした様々な活動を見つけ、つなげ、支援するものでございます。このため、町、社会福祉協議会、包括支援センターに、それぞれ生活支援コーディネーターを配置し、それぞれが住民の方の声を聞き、それを持ち寄り月1回の連絡会と、昨年度は、成美地区におきまして地域の皆様と一緒に考える機会を設け話し合いを3回実施いたしました。

次に、高齢者居場所運営補助金についてであります。

介護予防や地域の支え合い体制を推進する居場所を運営している団体へその運営費を補助するもので、四つの団体へ補助いたしました。いずれも、皆様の御協力の下、多くの方に御参加、御利用いただき、おおむね好評をいただいておりますが、各団体の担い手不足への懸念が聞こえてきております。

今後は、より一層丁寧に各事業等の周知を図るとともに御意見を賜りながら、よりよい事業としていきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○5番（白井光昭君） いえ。ありがとうございました。

○副議長（室伏辰彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（室伏辰彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

-
- 日程第2 認定第2号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
日程第3 認定第3号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
日程第4 認定第4号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
日程第5 認定第5号 令和6年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
日程第6 認定第6号 令和6年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
日程第7 認定第7号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
日程第8 認定第8号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
日程第9 認定第9号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
日程第10 認定第10号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
日程第11 議案第73号 令和6年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
日程第12 議案第74号 令和6年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○副議長（室伏辰彦君） お諮りします。

日程第2 認定第2号から日程第10 認定第10号までの令和6年度特別会計決算10件並びに日程第11 議案第73号及び日程第12 議案第74号の令和6年度地方公営企業会計利益の処分及び決算の認定2件の計12件については、一括質疑とすることにしたと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（室伏辰彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第74号までを一括議題とします。

本議案については、8月26日及び8月28日の本会議において、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。会計ごとに順次発言を許します。

初めに、国民健康保険特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

3番 石原和美君。

○3番（石原和美君） 決算書歳入146ページについて質問させていただきます。

歳入総額が前年度より9,070万2,000円減少しています。この減少の主因は何でしょうか。また、今後のサービスへの影響について、町の見解を伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民課長（渡辺史武君） 石原議員の質問にお答えいたします。

歳入総額の減少につきましては、被保険者の減少に伴う国民健康保険税の減少の他、県支出金の普通交付金の減少が主なものであります。普通交付金は、療養給付費の支出額に応じて算定されるもので、療養給付費の支出額の縮小に伴い減少したものであります。

なお、歳入額の減少に伴う今後の国民健康保険事業への影響についてはないものと考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○3番（石原和美君） ございません。

以上で質問を終わります。

○副議長（室伏辰彦君） 次に、介護保険特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

5番 白井光昭君。

○5番（白井光昭君） 小山町介護保険特別会計についてお伺いします。

決算書195ページ、4款地域支援事業費5,204万5,000円の事業実績と内容についてお伺いします。また、不用額539万7,000円は、どのような理由で不用となったのでしょうか。お伺いします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 地域支援事業費は、要支援の方及び65歳以上の全ての方を対象に、要介護1以上に移行しないための介護予防事業、認知症予防事業を中心に実施しております。

主なものを申し上げます。

決算書212ページを御覧いただけますでしょうか。4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄（2）、12節配食サービス事業は、65歳以上の独り暮らしの方などを対象に、栄養改善の観点から昼食又は夕食を見守りを兼ねて届けるもので、御利用者は28人、4,778食をお届けしました。

次に、決算書215ページを御覧いただけますでしょうか。4款3項5目在宅医療・介護連携事業費、説明欄（2）、12節在宅医療・介護連携事業は、介護予防に欠かせない専門職の配置に資するものであります。実績の主なものは、運動機能の低下を防止する、先ほど申し上げました「きんたろう体操会」での相談支援で、相談件数は90件、そして運動指導や助言が1,315件でございます。

そして、次のページ、216ページを御覧いただけますでしょうか。中下段、4款3項7目認知症総合支援事業費、説明欄(2)、12節認知症総合支援事業は、認知症予防に欠かせない専門職、認知症地域支援推進員等の配置に資するものでございますが、各地で開催している認知症カフェ「オレンジカフェ」の運営支援を年間92回、また認知症サポーター養成講座を6回開催し、109人の新たなオレンジサポーターが誕生いたしました。

次に、不用額について申し上げます。不用額の主なものを節単位で申し上げます。

決算書は212ページを御覧いただけますでしょうか。中段の4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄(2)、18節の不用額189万6,000円は、介護度がない方も対象となる介護予防・生活支援サービス事業で、介護予防の給付と言われるものでございます。

次に、決算書の214ページを御覧いただけますでしょうか。中段、4款3項4目任意事業費、説明欄(2)、19節の不用額75万2,000円は、介護用品支給、家族介護用品を支給する扶助費でございます。給付及び扶助費は見込むのが難しく、不足が生じないように予算を確保してございますので、結果的に不用額が多くなっているということでございます。

以上であります。

○副議長(室伏辰彦君) 再質問はありますか。

○5番(白井光昭君) ありがとうございます。

○副議長(室伏辰彦君) 次に、育英奨学資金特別会計について、質疑の事前通告の通告順に発言を許します。

3番 石原和美君。

○3番(石原和美君) 決算書歳入171ページから質問させていただきます。

歳入総額が前年度比で203万5,000円減少しております。この原因についてお伺いいたします。

○副議長(室伏辰彦君) 答弁を求めます。

○学校教育課長(勝俣暢哉君) 令和6年度は、令和5年度より償還者が4人減少したことによりまして、償還金が166万6,000円減少いたしました。また、前年度の繰越金が37万9,000円減額したことが、減少した要因でございます。

以上です。

○副議長(室伏辰彦君) 再質問はありますか。

○3番(石原和美君) ございません。ありがとうございます。

○副議長(室伏辰彦君) 次に、6番 小林千江子君。

○6番(小林千江子君) 175ページ、1款1項1目2事業20節奨学資金貸付金180万円に関してお伺いいたします。

町では、大学生5名に対して育英奨学資金貸付事業を本年度実施しております。その表裏一体となるような事業として、町は、奨学金返還支援制度としておやまライフサポート事業を設けており、令和6年度は、この返還支援に対して22件、金額にして約550万円の申請があり、充実した

制度として浸透し始めているのが感じられます。

一方で、制度の前提となる町からの奨学金貸付の利用者数は、先ほど申し上げましたとおり、現在僅か5名にとどまっており、民間や日本学生支援機構、JASSOですね、などの他の制度を選択する学生が多いということが現状としてあるのかなと推測されます。この背景には、貸付額が月額3万円と進学に必要な費用全体から見て少額であり、選択肢として見劣りすることが一因ではないのかなとも考えられます。

このような貸付利用者数が5名、また返還支援の申請は22件という状況を、町としてはどのように分析されているのでしょうか。お聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 奨学金は月の貸付額が高額になれば返還金も多額になりますので、奨学金を利用される方々は、進学に必要な費用と将来の返還金額を考慮して、自身に合った貸付制度を選択されていると考えております。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） もちろん、学校教育課長のおっしゃるところはごもっともでございます。

ただ、お金がない、貸付額が足りない、であるならば他のところを借りよう、金額が多いところを借りようと、借りているのが実情ではないのかなとは思いますが。

町の返還支援制度が手厚く、若者の地元定着の後押しになっているという点では、多いに評価できる事業を町で今取り組まれている一方で、先ほど申し上げましたとおり、制度の入り口となる貸付型奨学金そのものが、月額3万円という少額とも取れる金額から利用が広がらないのかなとも私としては考えられる要因の一つとして考えております。

特に大学進学時には、入学金、授業料、居住費、教材費など、まとまった費用が一括で必要となるケースも多く、月額支給型の奨学金だけではなかなか保護者としては対応が難しい部分もございます。実際、他市町の例では、入学金などに対応した初期費用の一括貸付けや月額5万円から6万円台の支援を行っているところもございます。昔でしたら、もしかしたら3万円月額でも成り立ったかもしれませんが、物価高騰なども社会情勢としてある中で、果たして、この3万円という金額が適しているのかどうか。そちらの方を検討する時期にも入ってきているのかなと私としては考えます。

小山町として、こうした初期費用への対応や貸付額の見直しなど、学生や家庭の実態に寄り添った支援内容へと制度の再構築を検討されるお考えはないのか、町の見解をお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 議員おっしゃることはもっともだと思います。やはり、3万円というものは決して多くはありませんので、他の奨学金をプラスアルファで借りている方もいらっしゃるのかなと私は思っております。

町の奨学金は借り終わって1年たちましてから5年間で返すことになっておりまして、あまり高額を貸しますと、その5年間の支払いが多くなって大変かなということで、この金額になっておると考えております。

そういう御意見をいただきましたので、また検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 御回答ありがとうございます。

やはり、金額が高くなれば返済することが難しくなる、また、それが若者世代に対して負担になるというのは、間違いなくそのとおりでございます。

ただ、大学生活、高校生活、その際にどうしても必要であるというのも事実かなと思います。ぜひ、返還期間の延長も含めていろいろと御検討いただければと思います。

以上で質問の方、終わりにいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 次に、木質バイオマス発電事業特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、小山町木質バイオマス発電事業特別会計の決算について、資料は実質収支に関する調書の237ページであります。

この木質バイオマス発電事業につきましては、かつて、赤字を補うためによその会計から持ってきて健全な経営にするのだという目標を立てましたけれども、その目標には到底至っていないという状況であります。今回も、最初から500万円のふるさと寄附があるということでもって予算を組み立てておりましたけれども、結局、お金がないもので、600万円の寄附を補正して辛うじて赤字を免れているという仕組みになっているわけですね。

そうしますと、普通に考えても疑問が湧いてきますけれども、寄附金600万円は自発的に出されたものなのかどうか、この事業の利害関係者において寄附がされたのではないか、そういう疑いを持つわけでありまして。その辺で質問をさせていただきます。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 企業版ふるさと納税をいただいた企業の皆様につきましては、木質バイオマス発電事業に対し利害関係のある企業はございませんでした。

以上でございます。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 了解しました。

○副議長（室伏辰彦君） 次に、小山PA周辺開発事業特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 日程第9号の小山町小山PA周辺開発事業特別会計の決算について、質問をいたします。

決算書の243ページであります。この事業については、前にも意見として申し上げさせていただきましたけれども、当初予算額が1億5,800万円であったの対しまして、支出済額が1,100万円であります。補正減額が1億4,000万円ということです。これ、あまりにも執行率が低くて、本当に計画的にこの事業が執行されているのかという疑問を持つわけであります。

瘦せても枯れても小山町議会の議会において審議をして通した予算でありますのに、このようなことが頻繁に起きるといふことについては、予算立ての仕方について、しっかり考え直す、あるいは見詰め直す必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） 執行率につきましては、当初予算ではなく予算現額に対してでございますので、予算現額1,707万3,000円に対して、支出済額1,181万円と繰越額506万2,000円合わせた形のものに対してになります。こちらの執行率は98.8%となりますので、異常に低いということはないと考えております。

また、予算についてでございますが、令和6年度の2号補正時にも御説明させていただきましたが、減額の主な理由は、第2期工区の用地買収ができなかったものでございます。こちらについても、昨年度中の購入予定として予算を計上させていただきましたが、都合により買収することができませんでしたので、今年度以降も買収に向けて協議を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○4番（牧野恵一君） 用地交渉事は、相手があることですから予定どおりにはいかないということとは分かりますけれども、でも、少なくとも町の1億5,000万円からの予算を上げるということですから、やはり、確度というものが相当程度あるという見込みがないと予算として上げることはまずいと思うんですね。元はと言えば、税金を使うという計画でありますから。そういった点では、当初予算のときに、もう少し慎重で厳密な精査をした上で予算立てをするということが必要ではないかと思うところであります。

質問は以上で終わります。

○副議長（室伏辰彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（室伏辰彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、所管の文教厚生委員

会に付託することに決定しました。

次に、認定第3号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(室伏辰彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第4号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(室伏辰彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第5号 令和6年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(室伏辰彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第6号 令和6年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(室伏辰彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第7号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(室伏辰彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第8号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(室伏辰彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第9号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(室伏辰彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第10号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(室伏辰彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第10号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第73号 令和6年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(室伏辰彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第74号 令和6年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(室伏辰彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月3日水曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後0時00分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 副 議 長 室 伏 辰 彦

署 名 議 員 石 原 和 美

署 名 議 員 牧 野 恵 一

令和7年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和7年9月3日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君
3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 遠藤 豪君 8番 渡辺 悦郎君
9番 岩田 治和君 10番 藺田 豊造君
11番 米山 千晴君 12番 室伏 辰彦君

欠席議員 13番 鈴木 豊君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 正彦君
経済産業部長	岩田 幸生君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	大庭 和広君	おやまで暮らそう課長	中澤 芳文君
フロンティア推進課長	山本 尚毅君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	社会福祉課長	長田 孝代君
長寿介護課長	野木 雅代君	学校教育課長	勝俣 暢哉君
生涯学習課長	金子 節郎君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長 杉山 則行君 議会事務局書記 鈴木 史幸君

会議録署名議員 3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君

散 会 午後1時54分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

7番 遠藤 豪君

1. 用沢大畑ヶ地区の市街地開発について
2. フロンティア推進区域・湯船原地区における企業誘致の促進状況について

5番 臼井光昭君

1. 小山町の財政の持続可能性について

(個人質問)

3番 石原和美君

1. 地域の未来をつなぐ多世代交流拠点について
2. 新たな空き家対策計画の実効性と実施体制について

1番 平野正紀君

1. 福祉団体の活動継続と再構築に向けた町の支援策を問う
2. 小学校体育館及び総合体育館への空調設備について

議

事

午前10時00分 開議

○副議長（室伏辰彦君） 本日は御苦労さまです。

鈴木議長が本日の会議を欠席する旨、届出が出されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

ただいま出席議員は12名です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初、執行機関側の段にて質問し、再質問からは議員側の段で質問をします。一問一答方式の場合は、最初から議員側の段で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁をし、一問一答方式の場合は大項目の最初の答弁は登壇にて答弁をし、次の質問からは自席にて答弁を行います。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1 一般質問

○副議長（室伏辰彦君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に7番、遠藤 豪君。

○7番（遠藤 豪君） まず、数年ぶりに一般質問できることに感謝申し上げます。

私は、小山町議会会派新政会を代表して、大きく二つの質問をさせていただきます。

初めに、用沢大畑ヶ地区の市街地開発についてお伺いをいたします。

令和7、8年度の継続事業で当地区の宅地造成が行われ、今9月議会後に1万4,600平米の宅地造成工事の発注が見込まれ、40区画の宅地が新たに生み出されると聞いております。

本地区は、北郷中学の南側に位置し、都市計画法上の市街化区域に編入されているおよそ4.5ヘクタールの地域でございます。国道246号や都市計画道路大胡田用沢線にも近接しており、道の駅ふじおやまにも近い交通の便にも恵まれているところでございます。これらのことから、近い将来、小山町の中心地として考えられる非常にポテンシャルの高い地域と言えます。

今回、1.4ヘクタールの宅地開発がされ、さらに2期工区も宅地開発が予定されているようですが、一般の宅地開発についてはその他の市街化区域でも可能であり、これだけの諸条件のそろった地域である当該区域の残りおよそ3ヘクタールについては、ぜひとも公共的な複合施設や日常生活に必要な利便施設を誘致されるよう期待を持って次の質問をさせていただきます。

まず、1点目として、今回の宅地造成以外の地域開発については、どのような構想を持ってお

るのかお聞かせ願いたいと思います。また、その開発については、どのような手法を考えているのかお伺いいたします。

2点目として、先ほど私が述べた公共的な施設を設置する考えはあるのか、あるとすればどのような施設を考えているのか。また、この地域は現在でも新規住宅の需要が高く、増加が見込まれていることから、防災面の対応として公園や防災施設の必要性も考えられるが、どのようにお考えでしょうか。

最後に、利便施設として、特に小山町にはドラッグストアがなく、子育て世代から一日も早い設置の聲が聞かれておりますことから、スーパーマーケットやドラッグストアなどの誘致も考えているかお伺いをいたします。

次に、大きな2点目の質問として、フロンティア推進区域・湯船原地区における企業誘致などの進捗状況についてお伺いをいたします。

令和7年度の一般会計予算の総額は、前年度に比べ0.8%増の148億8,000万円、また、特別会計予算総額は44億2,312万円、公営企業会計である水道事業・下水道事業会計予算の総額は12億5,776万円となり、予算の総額は205億6,089万円で、前年度に比べ0.5%の減となっております。

一般会計の歳入による自主財源では、町税では46億179万1,000円で、前年度と比べ6.1%増の2億6,648万2,000円の増収を見込んでいます。また、企業立地などによる固定資産税の増加を約1億1,900万円見込むとともに、住民税の定額減税が終了したことによる町民税の増加なども見込んでおります。

一方、一般会計の歳出、補助費等では、小山消防署の建設により、広域行政組合への負担額の増額などにより、前年度に比べて2億7,272万5,000円の増額となっております。また、普通建設事業では、町民プール整備事業費はもとより須走地区診療所等整備事業などありますが、全体では前年度に比べて1億3,407万4,000円の減額となっております。

町長が掲げる「再稼働」により様々な事業に取り組んでいることは、町の活性化につながる必要な事業であると考えております。町長は、フロンティア推進地区・湯船原地区に企業が進出したことで多くの税収が見込まれ、事業を実施していく上で財政上健全化が図られる旨の説明を様々な場所でされております。

私がフロンティア推進区域・湯船原地区の現場を確認する中、残念ながら空地も見受けられまので、3点の質問をさせていただきます。

初めに、富士山麓フロンティアパーク小山では建設されていない土地が2区画ございます。当初の計画では、ハナミスイヤ手原産業株式会社が進出する予定でしたが、進出を断念し、新たな企業が土地を取得されたと伺っております。この新たな企業2社について、企業名と業種、いつ土地を購入し、今後どのような事業を展開するのか、また建設予定時期についてお伺いをいたします。

次に、新たな企業2社の土地取得については、地域産業立地事業費補助金の対象となるのか、

また、建物が完成した場合、進出企業は町や県から補助金を受けることとなりますが、補助金の期限についてもお伺いをいたします。

最後に3点目として、造成の終了した上野工業団地は、区画の面積が湯船原工業団地の中で最大であり、国道246号にも直接アクセスできることから多用途な土地利用が可能と思われますが、いまだに企業立地が図られない状況について、今後の進捗をお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 遠藤議員にお答えをいたします。

初めに、用沢大畑ヶ地区の第1期、第2期工区の宅地造成内の開発構想と手法についてということであります。

本事業に関しまして、令和5年度から本年度までに、地権者、区の役員、近隣の皆様を対象に説明会を2回開催いたしました。また、地権者には個別にも説明をいたしております。当初は公共的な施設あるいは複合施設のエリア、商業施設のエリア等のゾーニングを検討しておりましたが、それぞれの施設の再編の成熟度、建築に当たっての用途、地権者の意向等課題が噴出し、調整の結果、第1期工区につきましては、40区画の宅地造成団地を実現させてまいります。また、第2期工区の予定ですが、今後の設計、用地買収となりますので慎重に検討してまいります。

次に、公共的な施設あるいは複合施設を設置する考えはあるのかについてであります。

先ほども述べましたが、公共施設あるいは複合施設のそれぞれの再編計画の時期、成熟度と、事業のスピード、地権者の意向等が合致せず、現在のところ大畑ヶ地区における公共的な施設の具体的な整備計画は出てきておりません。引き続き、今後の重要な検討課題と考えております。

次に、防災面の対応として、防災公園の設置についてであります。

防災公園は、非常に重要な施設と捉えております。第1期工区内に設置することはできないと思っていましたが、今後、内外の適地を検討してまいりたいと考えております。

次に、スーパーマーケット、ドラッグストアの誘致についてであります。

本件に関しましては、私の町長就任以降、用沢地区に限らず適地と思われる場所を対象に、何度となく関係事業者、地権者と誘致のための打合せを重ねてまいりましたが、議員も御承知のとおり、昨今の物価の上昇、特に建築費の上昇が著しく、なかなか出店の合意まで達しない状況であります。しかしながら、誘致の話がなくなったわけではなく、こちら最も重要課題と捉え、今後も粘り強く交渉してまいります。

次に、フロンティア推進区域・湯船原地区における企業誘致の促進状況についてのうち、富士山麓フロンティアパーク小山に新たに進出した企業名と職種等についてであります。

新たに進出企業は、株式会社ジーシーと井上運送株式会社であります。株式会社ジーシーは、株式会社ハナミスイから区画7の1を令和5年に購入し、歯科材料の生産工場を建設する計画のようですが、建設時期などの詳細は公表されておりません。井上運送株式会社は、株式会社手原産業倉庫から区画2の3を令和7年に購入し、物流センターを建設する計画であり、令和8年度

末の完成予想と聞いております。

次に、新たな企業2社の土地取得は、地域産業立地事業費補助金の対象となるのか、また、建物が完成した場合は県や町からの補助金の対象になるのか等についてであります。

今回の企業2社は、新たに工場を立地し事業を行う目的で土地を購入したため、町と県で合わせて最大4億円の補助となる地域産業立地事業費補助金の対象となります。この補助金は、対象の土地に施設が完成し操業が開始された後に支払われるため、当初土地を購入していた2社には補助金は支払われておりません。また、静岡県では、工場、研究所、物流施設等を新設又は増設する場合は、設備投資となる建物及び機械設備に対して最大10億円の補助金を助成する新規産業立地事業費補助金があり、当該企業2社については補助対象となります。

地域産業立地事業費補助金の期限ですが、造成済みの用地を購入した場合は、用地取得日から3年以内に操業開始することとなっております。ただし、期間内に業務を開始することが困難な場合、県の承認を得ることで延長することは可能となっております。

次に、上野工業団地の企業立地の今後の進捗状況についてであります。

当該団地は、令和5年に造成工事が完成して以降、数多くの問合せ、視察がありましたが、いまだ誘致には至っておりません。現在当該団地は、大和ハウス工業株式会社が土地の所有者となっており、民間主導で誘致を進めておりますが、町も協力して共に企業誘致に当たっているところであります。今後、企業立地を円滑に行っていくため、売買価格を含めた条件面について、大和ハウス工業株式会社と協議し、誘致活動を進めてまいります。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありませんか。

○7番（遠藤 豪君） 再質問させていただきます。

初めに、大畑ヶ地区の市街地開発について、3点再質問させていただきます。

公園については、内外の適地を検討してまいりたいとの考えであるとの回答をいただきましたが、私は公園は開発区域の中で都市計画上の一つの考えでもございます最も利便性の高い場所がベストだと考えていますが、当局としてはそのような考えをお持ちでしょうか。

また、防災面の向上を図る意味で、公園内にこれまでの防火水槽ではなく、飲料水兼用耐震貯水槽の設置を検討いただきたいと思いますと思いますが、どうお考えかお伺いいたします。この飲料水兼用耐震貯水槽は、現在全国的にも設置が進められており、公園の地下若しくは地上式にも可能なことから、将来的に公園が避難場所となった場合などに大きな機能を発揮できることが想定されております。

3点目といたしまして、生活利便施設について町長より粘り強く交渉しているとの回答をいただきましたが、先ほど申しましたように、残念ながら本町には現在ドラッグストアが一軒もございません。特に子育て世代は、子どものちょっとした病気、病院に行くほどでもないというようなときに、やはり近くにドラッグストアがあれば売薬でも十分可能かと思っておりますので、再度早急

な誘致についてお考えをお伺いいたします。

次に、フロンティア推進区域の企業誘致についてでございますが、新産業集積エリア工業団地は2019年9月に、上野工業団地は2023年7月にそれぞれ造成が完了しております。2027年度には、新東名高速道路の新秦野インターから新御殿場インター間が整備され、(仮称)小山スマートインターが供用開始となれば首都圏への交通アクセスは格段に向上し、国内はもとより海外からの企業進出も考えられます。そこで、今後も引き続き、町長自らがトップセールスとして交渉を行っていくべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○副議長(室伏辰彦君) 答弁を求めます。

○町長(込山正秀君) 遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、ドラッグストアの誘致の件につきましては、私のマニフェストにも掲げた北郷地区に新たな商業施設を誘致するという方針の下、進めております。先ほど答弁いたしました、誘致の件は最重要課題として捉え、スーパーやドラッグストアとの複合的な形で誘致など、様々な選択肢を探りながら、地域にとって最も効果的な形を模索しております。直近の話でございますが、ある業者からお話があったのは、商圈に人口が少な過ぎるよと、ちょっとこれじゃお店を出すにはちょっとなかなかかったるいやと、こんなお話をいただいております。これはこれとして、また新たな別の企業に対して誘致活動をやっていこうと思っております。

次に、湯船原地区の工業団地につきましては、新産業集積エリアにせよ、上野工業団地にせよ、議員が指摘のとおり新東名高速道路の開通を目前に控え、雄大な富士山を借景とした大変すばらしい工業団地であると私も思っております。昨年度も、欧州の酒造メーカーの引き合いがあり、私も自らトップセールスに参りましたが、諸般の事情で成約には至りませんでした。もちろん、今年度以降も様々な情報を集めて、土地所有者であります大和ハウス工業と一丸となって企業誘致に努めてまいります。

その他につきましては、各担当部長からお答えいたします。よろしく願いいたします。

○副議長(室伏辰彦君) 答弁を求めます。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 私からは、公園の考え方についてであります。

議員おっしゃるように、理想的な都市公園は、利便性の高い場所にあるべきと考えます。しかしながら、先ほど御答弁させていただきましたとおり、今回の大畑ヶ地区の事業は、宅地のほかに公共的な施設や複合施設、さらには商業施設のゾーニングも検討しておりましたが、様々な理由でまずは第1期工区は宅地造成が主となりました。

当該事業で残された第2期工区につきましては、設計と用地買収はこれからとなりますが、面積は7,100平方メートル強であり、今から都市公園を整備するのに十分であるかどうかは検討が必要だと思われま。また、エリアの外に整備するとしても、同じく検討が必要と思われま。

以上でございます。

○副議長(室伏辰彦君) 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 私からは、飲料水兼用耐震貯水槽の設置についてお答えいたします。

本件につきましては、令和4年3月及び令和6年3月の小山町議会定例会時に、鈴木 豊議員と米山千晴議員からの本町での設置について御質問をいただいております。その後、製品についての勉強会や現地視察なども行いましたが、高額な設備費や維持管理費、また下流域の水道利用者に与える影響から、いまだに検討の域を出ておりません。

今後も、設置場所の選定、費用対効果等も含め、慎重に検討してまいります。

以上であります。

○7番（遠藤 豪君） 用沢大畑ヶ地区の市街地開発については、地元権利者の十分な話し合いをさせていただき、積極的に誘致等を進めていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

また、新産業集積エリアについては、小山町が企業誘致を行うことで、さらに固定資産税による自主財源の増大が見込まれます。国や県からの交付金や補助金に頼ることも重要ではあるかもしれませんが、自主財源は市町村が自ら確保できる財源であり、自主財源が多いほど財政の安定性はおのずと高くなってまいります。

したがって、フロンティア推進区域・湯船原地区の企業誘致には、積極的に今後も詰めてもらうようお願いをいたしまして、私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（室伏辰彦君） ここで御報告します。

町長は公務のため、ここで退席します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

（町長 退席）

○副議長（室伏辰彦君） 次に、5番 白井光昭君。（「説明する必要はないんですか」「町長が提案した議案等、この間、やってるわけですね。それに対してね、公務といたら出張とか何かですよ。それは議会で提案した者の責任は」「議会の、議長の判断だ」「どういう公務か説明しろということだ」「公務を説明しないと。議会に出ない町長さんなんている。いるんですか、世の中に」と呼ぶ者あり）

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時45分 再開

○副議長（室伏辰彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

町長の退席について議会として確認したところ、町長は体調不良により病院に向かっておりますので御了承ください。

それでは、一般質問を続けます。

5番 白井光昭君。

○5番(白井光昭君) 通告に従い、会派町民本位の会を代表して一括質問一括答弁方式で、小山町の財政の持続可能性について質問いたします。

本日の質問は、私達の愛する小山町でこれからも安心して暮らせることができるのかという根本的な問題について、データと数字に基づいて質問し、多くの町民が安心できる答弁を期待するものです。財政問題は難しく感じられがちですが、これは私達一人一人の生活に直結する重要な課題です。子ども達の教育環境、高齢者の福祉サービス、災害時の安全確保、これら全てが町の財政状況に左右されます。町民の皆様には、御自身の問題としてこの町の財政状況を理解していただきたいと思います。そして、当局には説明責任を果たしていただき、町民が正しい判断材料を得られるよう誠実な答弁を求めます。

私がこの問題に注目したきっかけは、令和5年に策定された小山町長期行財政運営計画でした。この計画書の中で、財政調整基金の令和9年の枯渇への警鐘が鳴らされていたからです。そもそも基金には、最低でも確保しなければならない限度額があるのではないかと思います、第5次小山町総合計画を調べたところ、標準財政規模の15%の確保に努めると明記されており、これは約8億2,000万円に相当することが分かりました。つまり、財政調整基金の本来の用途は、経済の激変対応や被災復興であり、この最低限度を下回れば、災害時の緊急対応や急激な税収減少への対処が困難になるということです。

次に、「地方財政ダッシュボード」という全国の自治体の行政状況の危険度を、類似団体との比較で示した情報提供サイトがあります。特に注目したのは、実質公債費比率と将来負担比率です。これらの指標は、町の借金体質と将来世代への負担を示す重要な数値です。さらに小山町は、災害リスクの高い地域です。過去の風水害による被災実績を調査したところ、看過できない財政リスクが判明しました。これらの調査結果から、極めて深刻な問題が浮かび上がりました。

第1に、基金枯渇の現実味です。令和6年度末の財政調整基金は約8億6,000万円であり、ここ数年減少し続けていることから、最低限度額である8億2,000万円を割り込むのも近いと思います。

第2に、地方債残高の危険な増加です。令和6年度末の地方債残高は、上下水道事業会計を含めた全会計で約111億円です。長期行財政運営計画のデータに基づく私の試算によると、5年後の令和12年には一般会計だけで約140億円、上下水道事業会計を含めた全会計では約163億円の債務を抱えています。さらに、温水プール事業の債権で新たに約7億円の地方債が加わり、町全体で約170億円の債務を抱えることとなります。実質公債費比率と将来負担比率の悪化は避けられません。結果として、令和12年には債務すなわち町民の抱える借金が増加します。

第3に、災害復旧財源の危機的不足です。平成22年台風9号の実情を詳しく分析すると、被災総額は約38億4,200万円に対し、激甚災害指定がなければ町の負担分だけでも10億円を超える可能性がありました。国の特別財政措置により、実質負担は数%に軽減されましたが、激甚災害に

指定されても複数年にわたり住民への福祉・医療・教育サービスの低下は避けられないのではないのでしょうか。

実際、平成22年台風9号と、令和元年台風19号による被災は激甚災害指定を受け、町の出費は少なかったにもかかわらず、基金の大幅な減少や町の財政力指数を低下させ、町の財政構造そのものを恒久的に変える影響を持つことが実証されています。

さらに深刻なのは、富士山噴火のような大規模災害です。降灰除去だけでも数十億円、インフラ復旧を含めれば復旧費用は100億円規模に膨らむ可能性があります。また2010年、平成22年の台風9号、2019年、令和元年の台風19号、いずれも激甚災害指定を受ける大きな災害でした。

過去の実績を見ると、約10年間周期で大災害が発生しており、次の周期となる2029年は4年後に迫っています。異常気象が叫ばれる昨今、災害はいつ起きてもおかしくありません。基金が8億円程度しかない状態でこのような災害が発生したら、復旧財源をどこから調達するのでしょうか。緊急的な借りに頼れば、実質公債費比率は急激に悪化し、将来世代への負担は計り知れないものとなります。

第4に、小山町固有のリスクです。富士山直下という立地条件、火山灰、スコリアという地質的脆弱性を抱えており、豪雨による大規模土砂災害が発生したり、構造的リスク、庁舎が浸水想定域にあるという現実、これらは類似団体とは比較にならない特殊なリスクです。平均的な自治体よりもはるかに高い財政余力が必要なはずです。

以上を踏まえ、3点について質問いたします。

質問第1は、基金残高の現況評価と将来予測についてです。

町は、令和6年基金残高約30億5,000万円をどう評価しているのか。また、令和17年度までの基金残高推移を毎年度どう予測しているのか。長期行財政運営計画で示された令和9年の基金枯渇リスクを、町はどの程度深刻な問題として認識しているのかお答えください。

質問の第2は、実質公債費比率と将来負担比率の長期予測についてです。

温水プール事業を含む今後10年間の地方債発行計画により、これらの財政健全性指標が毎年度どう推移するのか。類似団体平均の将来負担比率である0%、実質公債費約7%の早期健全化基準25%、350%との比較において、どのレベルに達する見込みなのか、具体的な数値でお示ください。

質問の第3は、災害リスクへの財政的備えについてです。

富士山噴火、大規模地震、風水害、庁舎浸水などの災害を想定した場合、復旧費用は幾ら程度と見積もっているのか、現在の基金残高で対応可能と考えているのか、不足が予想される場合の追加的な財源確保策をどのように検討されているのかお答えください。

以上、町民の安心・安全な暮らしを守る観点から、これらの財政指標等の詳細については後日示されるものと考えており、これらのデータに基づく明確な答弁を求めます。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 白井議員にお答えいたします。

小山町の財政の持続可能性についてのうち、初めに基金の枯渇リスクについてであります。

令和6年度基金残高については、30億5,441万7,000円となっております。ふるさと寄附の増額により、一番基金残高が多かった平成30年度末の基金残高107億8,294万7,000円から大きく減少しております。減少の理由は、フロンティア推進区域へ進出した企業への地域産業立地補助金や、小中学校へのタブレット購入や教育施設の整備等に活用してまいりました。

基金残高は減少している一方、本町の町税は平成30年度から令和6年度にかけて6億3,586万5,000円の増となっており、企業誘致など将来への投資に基金を有効に活用してきた結果と考えております。

今後の基金の各年度の事業への活用については見込みづらいところであり、残高の推移の予測も立てにくいところではありますが、財政計画等に基づき、計画的に積み立てができるよう、事業の精査による歳出の削減に取り組むとともに、町税などの財源の確保にも努めてまいります。

次に、財政健全化指標の見込みについてであります。

令和6年度の実質公債費比率は10.5%、将来負担比率は51.2%であります。実質公債費比率とは、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合の3年間の平均値を表したものであります。10年前の平成26年度は10.3%、ここ5年間の推移は令和元年度8.1%、令和2年度8.0%、令和3年度8.8%、令和4年度9.1%、令和5年度10.3%であります。

また、将来負担比率とは、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。同様に、10年前の平成26年度は106.5%、ここ5年間の推移は令和元年度から令和2年度については将来負担比率は算出されず、令和3年度7.7%、令和4年度25.2%、令和5年度30.7%となっております。

いずれの数値も、財政健全化計画の策定と議会の議決が必要となる早期健全化の判断基準、実質公債費比率は25.0%、将来負担比率は350.0%より低い数値となっており、現在本町はこれらの判断基準には該当しないものとなっております。

令和8年度以降、小山消防署建設事業、町営温水プール建設事業の地方債借り入れの事業がありますが、事業完了予定年度の令和10年度をピークとして、地方債残高は縮小していく見込みとなっております。それ以外の事業においても、今後も事業の優先順位及び国、県の補助金、交付金等の活用を十分に検討するとともに、適切で交付税措置のある有利な起債の活用にも努めてまいります。

次に、災害リスクの財政的備えについてであります。

災害リスクについては、議員がおっしゃるとおり、大規模災害が発生した場合、復旧費用は数十億円規模になる可能性がございます。平成22年の激甚災害に指定された台風による災害では、この復旧費用の総額は約16億円で、その約80%が国庫補助金、起債を含む町債は約16.5%、約2億6,000万円となっております。

このように、大規模な災害が発生した場合の復旧費用は、国の補助金や交付税措置のある有利な地方債を活用し、町の負担が最小限となるよう手続を進めてまいります。また、財政調整基金は総合計画で定めている8億2,000万円を維持できるよう努めてまいります。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） ただいまの当局の答弁を聞いて、率直に申し上げます。私は、過去のデータを聞いているわけではありません。今後10年、20年といった将来に対してどういうビジョンを持っているかということをお伺いしているのです。

今の話を聞いて、町民の皆さんが安心できる内容であったのでしょうか。数字を羅列して、基準を下回っているから大丈夫だというだけでは、町の将来に本当に備えているのか大きな不安を覚えます。

例えば、令和6年度末の小山町の実質公債費比率は10.5%、将来負担比率は51.2%です。将来負担比率、たった1年で20ポイント以上も悪化しました。県内の令和5年の他市町のデータと比べても、突出しているというふうに思います。御殿場市は11%、裾野市は27%、森町28%、小山町のような小規模自治体で50%を超える例はほとんどないと思います。私達の町は非常に高い水準にあるのではないのでしょうか。それなのに、基準未満だから健全と繰り返すだけでは、町民の理解は到底得られません。

さらに当局の資料を見ますと、財政の将来像について主体的な戦略が感じられません。答弁では、国の補助や有利な起債を活用すると言いますが、これは要するに借金に頼り続けるということにほかならないと思います。実際、一般会計の地方債残高は既に96億円を超えています。上下水道や木質バイオマス事業を含めれば、令和12年には170億円に近い借金を背負う、そういう試算です、私の。

15歳から64歳の勤労世帯が抱える借金は、1人当たり約200万円になるという計算になります。人口が減る一方の町でこれだけの負債を背負って、将来どうやって福祉や教育、防災を維持するのか、答弁からその展望が全く見えません。

そして、この借金の多くが箱物を造ることに使われています。来年度には温水プールに8億円もの起債が計画されています。町民が本当に望んでいるのは、箱物の整備でしょうか。むしろ企業をどう再建するか、借金をどう抑えるか、安心して暮らせる町をどう守ってくれるのかではないでしょうか。

もう一つ、大事な視点は災害リスクです。令和元年10月、台風19号では、小山町は激甚災害指定を受けました。そのときの実質単年度収支は3億4,000万円の赤字でした。翌年も赤字が続きました。たった一度の災害で、小さな町の財政は数年にわたりひずみを抱えることになったのです。当局は、国の補助で対応できると言いますが、補助金は被災後に、後に入ってくるわけです。発災直後の資金繰りは町の責任だと思います。

使える財政調整基金と総合計画推進基金は、合計15億円しかない中で、また同じ規模の災害が来たらどうやって乗り越えるつもりなのでしょう。異常気象が当たり前の時代です。10年に一度の災害が、5年に一度起きてもおかしくありません。相模トラフ地震や富士山噴火リスクも現実には存在しています。そうしたときに、当座の資金がなくて町民の暮らしは守れるのでしょうか。

一方、隣の御殿場市は、住みよさランキング2024で県内1位、全国70位にランクインしました。5年連続での県内1位です。町民が住みよさと感じ、将来に安心を持っているからこそ、この評価につながっているのでしょうか。対照的に小山町は、ランキングに名前すら出てきません。この差は何を意味するのでしょうか。政策が町民の安心や満足につながっていない、この現実を直視すべきです。

町民の皆さんが本当に聞きたいのは、数字合わせの話ではありません。聞きたいのは、次の三つです。

第1に、県内市町と比べて極めて高い水準にある財政指標をどう受け止めているのか。

第2に、将来負担比率をどうやって下げ、持続可能な財政に建て直すのか。

第3に、被災地に使える約15億円で、再び災害が起きたとき本当に対応できるのか、もし足りなければどう備えるのか、町民の生活に直結するのはこうした具体的な将来へのビジョンです。

町民が安心して暮らせる町を守るため、当局には箱物ではなく、暮らしの安心を優先する覚悟をぜひ示していただきたいと思います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 白井議員の再質問にお答えいたします。

初めに、1点目と2点目についてでありますけれども、小山消防庁舎建設事業などのような、町民が安全に生活するために必要不可欠な施設や、道路や橋梁などのインフラ整備の大規模な事業については、有利な起債を活用することにより将来の世代にも負担していただき、税負担の世代間の公平性を保ち、持続的な財政運営に寄与するものであると考えております。

ただし、大型事業に伴い起債額も大きくなり、財政指標が上昇することとなりますので、今後も事業を進めていくに当たり、補助金等の財源確保を積極的に行い、起債に頼らない事業執行を行っていきたいと考えております。

また、将来負担比率が上昇する要因として、基金残高の減少も大きく関わってきますので、今後、ふるさと寄附の増額を図り、基金への積み立ての増にもつなげていきたいと考えております。

次に、災害時の復旧への備えについてであります。災害規模等により復旧費用も大きく異なるため、どの程度必要か算定は難しいところであります。ただ、先ほど申し上げた平成22年の台風災害では、4年間かかった災害復旧費用は約16億円、白井議員が申し上げた令和元年度の台風被害時の予算、10款災害復旧費は約11億円でありました。そのうち、約7割から8割は国庫補助が想定されることから、先に申し上げた財政調整基金残高の目標である8億2,000万円を確保していれば、当面は対応できると考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） ただいまの答弁の中に、私は水道事業の町民にかかる重さといいますか、それをすごく気にしておりますので、これについて再々質問という形で質問させていただきます。

町の水道事業経営戦略という書類が町から発行されています。その中身を読みますと、今後10年間で約57億円もの工事費が必要です。その後も、毎年3億円から5億円もの大規模工事が予定されています。しかし、その費用を水道料金だけで賄うことはできないと思います。

町は、借金を増やして対応するという計画になっておりますが、その結果、水道事業の企業債残高は、令和6年の約9億円から、20年後には約40億円へと4倍に膨らむ見込みです。これは、私の試算ではなくて、小山町が発行している水道事業経営戦略に幾つかのケースの中の②-3というケースで、料金とそれから投資という形でまとめられているものから引用しています。これはつまり、今の町民が負担すべき工事費を借金にして子や孫の世代に押し付けているということではないかと私は思います。人口が減り続ける中で、若者に重い負担を背負わせれば、この町では暮らしていけないと言って私の孫は町を離れてしまうと思います。

そこで伺います。町はシミュレーション上では破綻しないと説明していますが、それは借金を膨らませて次世代にツケを回しているにすぎないのではないのでしょうか。水道は、町民生活に欠かせないライフラインです。借金頼みでなく、町の一般会計や国の支援を含め、持続可能な仕組みを今のうちにつくるべきではないかと思えます。町の責任ある考えを伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○政策監（湯山博一君） 臼井議員にお答えいたします。

水道の起債も含めて、先ほど来将来ビジョンという話をされていますが、起債につきましては年度間の公平を図るということで、決して押し付けているわけではございません。ただし、いわゆる赤字国債と言われている町でも臨時財政対策債等々がありますので、それについてはやはり借金での行政ということにカウントされてしまいますので、そこは非常に考えなければいけないと思います。

一方でですね、基金については、全国の47都道府県と1,741の自治体の合計で、約30兆円ぐらい基金があって、国は今財政赤字になっています。地方交付税は国の2番目の支出になっていまして、地方自治体がお金をため過ぎなんじゃないかという議論がすごい起こってまして、交付税を減らされてしまうというような議論もありますので、臼井議員御心配のように、今後少子高齢化が進んで今後どうなるかというのはなかなか分かりませんし、将来の構想も今までの考え方というのがそれでいいのかということもありますが、やはりそこにつきましては今後の国の動向も見守りながら、財政のことを考えなければいけないなと思っています。

また、昨日の決算質疑の中で、経常収支比率の話がありましたけども、あれはやっぱり義務的経費で扶助費、人件費、公債費の金額が多くなったことなんですけども、今現在、やっぱり人件

費というのは確かに小山町上がっていますが、人件費を上げないと今度は職員の確保ができないと。近年、小山町でも若い職員が途中で辞めていってしまうという傾向も結構ありますので、逆に自治体を維持していく上では、人件費もある程度確保しなければならないといろんな要素がありますので、臼井議員の御指摘も御もっともですが、やはりこれからの考え方というのが、今までのように地方債イコール借金イコール悪いではなくて、地方債もいい地方債とちょっとまずいんじゃないかなという地方債もありますし、義務的経費についても、これはもうちょっと節約しなきゃなんないかなというものと、やはりこれは必要だなというものもあります。

例えば水道事業会計は企業会計ですので、本来は企業で回すわけですが、やはりどうしても審議会等々で、値上げについてはなかなか、数年前にも議会で否決をされましたので、それもなかなかうまくいかないところがあって、一般会計から出さなきゃならないと、いろんな要素がありますので、将来的なことをビジョンを示せという中で、今言えるのはやっぱり日本全体で自治体に対する財政状況への、何というんですかね、厳しい視点が増えてきているということだけはぜひ御承知おきを願いたいと思います。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 臼井議員の再々質問のうち、水道事業会計についての見通しでございます。

確かに水道事業会計というのは、水道事業経営戦略の中で今後ますます負担が上がっていくということは数字で出ておるわけですが、限られた予算の中で今水道事業企業管理者といたしましては、国庫補助金というものを少しでも有効活用するという、そしてあとは企業債を有効に活用しながら、少しずつですね、まず耐震化であるということで、大規模な災害に結び付くような基幹の配水管路、水道施設の方を優先して整備していくというところでございますが、まず限られた予算の中で町民の安全安心を守るためには、そのような手法を取って少しずつ水道施設の耐震化というところを図っておるところでございます。

ただし、今後の将来負担の増加ということはしっかり経営戦略の中で洗い出しておりますので、そこも国ですね、主に、国の補助金の動向、活用を今後調査研究していきたいと考えております。

以上であります。

○5番（臼井光昭君） 質問ではないんですけど、最後に。

私、民間企業からの出身なので、民間とこういう地方自治体の予算の組み方、あるいは決算の仕方を見て、すごく違和感を感じるのは、将来に対する計画を書いたもので示してないということです。総合計画というのがあって、10年先の町の施策が述べられていますけれども、それに一体幾らのお金がかかって、どういうふうに財政を運営していくのかというのは全く入っていないというふうに思うんですね。

そういう意味で、今回質問させていただきたかったのは、将来に対して町がどう考えているか、

それを数字で示してほしいということです。そういう意味で、ちょっとそういう意味での答弁に対しては、もう少し改善というか、町民が分かるような形で数字で表した、将来は確かに予測は難しいと思いますが、民間企業ではみんな予測をして事業をやっているんですよ。そういう意味で、町もぜひそういう形でお願いしたいです。

それから、町の未来を守るのは今生きている私達ですよね。そういう意味で、水道をはじめとする暮らしの基盤を借金でつないで、その返済を次の世代に押しつけるやり方は絶対やめてほしいと思います。それは結果、若者が町を去り、さらに人口減少が加速する、そういうふうな悪いサイクルに行くと思いますので、ぜひ安心して暮らせる町をつくっていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（室伏辰彦君） ここで10分間休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時28分 再開

○副議長（室伏辰彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、個人質問を行います。

通告順により順次発言を許します。

次に、3番 石原和美君。

○3番（石原和美君） 通告に従いまして、一括質問一括答弁方式で2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目の質問です。

地域の未来をつなぐ多世代交流拠点について。

現在町では、高齢化によって町民の交流の場、つながりの場として機能していた様々なグループ・団体等が存続できなくなり、地域のコミュニティが崩壊しつつあります。また、公共施設の老朽化といった課題が顕在化しています。

そんな状況の中で、赤ちゃんから高齢者また障がいのある方も含め、多世代が気軽に集い楽しく交流できる場、孤立を防ぐ居場所、そして複数の施設を集約し複合的機能を持つ多世代交流拠点の必要性は高まっています。

限られた財源の中で、税の使い道の公平性を確保するには、特定世代や特定分野に偏らない公共施設の整備が重要です。多世代が自然に集い交流できる拠点は、子育て世代から高齢者まで、幅広く恩恵を受けられる施設であり、税の使い道としても公平性の高い投資と考えます。

小山町では、年齢層ごとの福祉施策は各担当部局により着実に充実が図られていますが、縦割り行政の制約のためか、世代の垣根を越えた共通の空間づくりが取りこぼされてきたように感じます。夏の猛暑、極寒の冬、雨天等には、子ども達は戸外では遊べません。小学生、中学生、高校生が気楽に友達とおしゃべりしながら勉強したり、ママ友や高齢者が親しい友人と語り合い、

情報を交換したり心の交流を結ぶ場、安心できる居場所こそが今求められています。

さらに、以前視察した茨城県大子町の庁舎のように、有事の際には防災拠点となり、非常電源や災害時用のマンホールトイレを設置、議場は非常時に避難所や物資の保管にも利用可能となっているなど、今建設されている公の施設は防災拠点を兼ねているものが多いです。

その他、岡山県美咲町の例を挙げますと、人口減少率県内1位の状況の中で、まずは子育て支援の充実、小中一貫教育を進めながら賢く収縮するまちづくりを目標に、公共施設の集約化、効率化に取り組み、昨年、庁舎、福祉、交流、商業機能を全て一体化した複合施設「みさキラリ」をオープンし、多くの方がゆったりくつろげる居場所としてにぎわっていると町の担当課の方からお聞きしました。このような施設が小山町にも必要ではないかと考えます。

以上を踏まえ、以下の質問をいたします。

まず、1点目、地域コミュニティの再生や孤立防止、世代間交流の促進など、町としてこのような社会的課題の解決策についてのお考えをお聞きします。

2点目、赤ちゃんから高齢者、障がいのある方まで全世代が利用できる施設として、どのような機能や空間が必要とお考えでしょうか。

3点目、現在分散・老朽化している公共施設を集約し、新たな場所に町の多世代交流拠点を整備していくお考えはありますか。

4点目、現在町にある主要施設、小山町総合文化会館、健康福社会館について、避難所以外の防災機能について伺います。

5点目、世代別福祉施策が部局ごとに充実している一方で、横断的な複合施設整備がこれまで進んでこなかった理由、あるいは課題は何であったと分析されていますでしょうか。

6点目、多世代交流拠点の実現に向けた本町の今後の財政的な見通しについてお聞かせください。

7点目、今後建設予定の役場本庁舎を、現存の施設を集約した複合型また多機能型の多世代交流拠点ともなる施設にするお考えはありますか。

続きまして、2件目の質問です。

新たな空き家対策計画の実効性と実施体制について。

最近、町内を歩いていますと、空き家、空き地が多く見受けられます。また、それらに関する御相談も多いです。1年以上前になりますが、町内のある方の隣家が独り暮らしの高齢者が亡くなり木が生い茂って困っているとの御相談があり、担当課に問い合わせたところ、近々2人のお子さんに会う予定とのことでしたが、いまだに改善されず、さらに草は伸び続け家を覆い始めています。また、ある方は、秋になると前の空き地の木から風に舞ってくる枯れ葉で庭中が枯れ葉だらけになってしまい迷惑しており、地主に連絡したところ手を入れてくれたそうですが、それ以降は連絡をしても反応なし、さらに他の地域では台風の際、所有者不明の土地から大木が隣家の敷地に倒れ、御近所の方々に処理されたなど、このように空き家や所有者不明土地に関する不

安や相談が増える中、小山町では新たに空き家等及び所有者不明土地等対策計画を策定しました。

町民の暮らしに直結するこの課題について、計画の内容と今後の問題解決に向けての対応について伺います。

まず、1点目の質問です。本計画策定の背景と目的、現在町が把握している空き家、所有者不明土地の件数や分布、その具体的数値と今後の増減予測について伺います。

2点目、令和5年に改正された国の空家等対策の推進に対する特別措置法では、今まで特定空家のみが固定資産税の住宅用地特例からの除外対象でしたが、管理不全空き家の敷地も除外対象に加わりました。これらの国の動きと、このたびの小山町の計画がどのように連動し、町の課題を解決しようとしているのかについて伺います。

3点目、所有者不明の空き家及び土地の多くは相続がしっかり行われていないことが原因です。本計画の基本方針の一つである空き家等の発生予防及び適切な管理の促進について、具体的に説明願います。

4点目、放置された土地問題解決の第一歩は所有者を探すことからですが、どのような方法で特定作業を行うのでしょうか。具体的な調査方法と調査体制について伺います。

5点目、問題のある空き家や所有者不明土地への措置として、特定空家への解体の促進とありますが、所有者不明または所有者に資力がない場合の解体費用について伺います。

6点目、本計画の中には、令和6年3月末時点でそれまで情報提供のあった91戸の空き家のうち44戸が解消済みとありますが、その詳細について、また、小山町空き家活用・流動化促進助成金の現在までの実績を伺います。

7点目、国の特措法などを活用し、町が主体となって地域に必要な広場や駐車場、防災空地、菜園その他への暫定的な転用を行ってきた現在までの実績、今後の計画、転用による問題解決への具体的ビジョンについて伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 石原議員にお答えします。

初めに、地域の未来をつなぐ多世代交流拠点についてのうち、地域コミュニティの再生、孤立防止、世代間交流の促進など、社会課題の解決策についての考えはについてであります。

本町でも、人口減少や高齢化が進む中で、地域のつながりを維持し、世代や属性を超えて交流できる場づくりがより一層求められていると考えております。現在、町では、総合文化会館や健康福祉会館、子育て支援センターきんたろうひろばなどにおいて、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加できる事業を行ったり、安心して利用できるための整備を行っております。今後も関係機関と連携しながら、人口減少社会に対応した多世代交流の促進に総合的に取り組んでまいります。

また、現在、第5次総合計画後期基本計画の策定を進めている中で、複合化、複雑化する社会において全ての施策を総力を挙げて実行していくことが大変重要であると考えております。

次に、赤ちゃんから高齢者、障がいのある方まで全世代が利用できる施設としてどのような機能や空間が必要と考えているかについてであります。

赤ちゃんから高齢者、また障がいのある方まで利用できる施設には、まず安心して利用できる環境が必要です。具体的には、ユニバーサルデザインやバリアフリーを取り入れたデザインにより、誰もが利用できることが大切です。また、世代や活動内容に応じて使える柔軟な空間や、自然に交流が生まれる共有スペースを確保することも重要です。こうした工夫により、単なる施設利用にとどまらず、多世代が支え合い、交流できる場をつくっていけるものと考えております。

次に、分散・老朽化している公共施設を集約し、新たな場所に町の多世代交流拠点を整備していく考えはあるかについてであります。

現時点では、新たに拠点を設けるのではなく、既存の公共施設を最大限に活用することを基本としております。先ほど申し上げたように、総合文化会館、健康福祉会館など、既存の公共施設で多世代交流を図っております。さらに、幅広い世代が集う施設として、総合体育館隣接地に温水プールの設置を進めております。幼児から高齢者までが利用できるプールのほかに、施設整備する事業者からの提案の中には、子どもが安心して見守れる外部デッキや、エントランスホールでは健康増進と多世代交流を促すスペースを設けられております。

総合文化会館や総合体育館、子育て支援センター、運動施設が集約している場所に新たにプールが加わることで、多世代交流の拠点としてさらに発展していくものと期待しております。

次に、現在町にある主要施設小山町総合文化会館、健康福祉会館の避難所以外の防災機能についてであります。

総合文化会館は、平時では町の防災に関する事務を行う危機管理局があり、災害が発生した際には、拠点となる小山町災害対策本部となります。また、自衛隊災害派遣部隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊の受援拠点や多目的広場はヘリポート、自衛隊集結地の機能を持っております。

健康福祉会館は、防災計画の中で機能として定めておりませんが、新型コロナウイルス感染症対策においては、予防接種コールセンターなど、町の感染症対策の拠点となりました。

次に、世代別福祉施設が部局ごとに充実しているが、横断的な複合施設整備が進んでいない理由、あるいは課題は何であったと分析等しているかについてであります。

本町では、文化会館、図書館のほか、会議室、調理実習室などを備えたコミュニティ拠点施設を複合化した総合文化会館を設置し、さらに隣接地に総合体育館や野球場などを備えた生涯学習センターとして整備したところであります。さらに、子育て支援センターを同敷地内に整備し、まさに多世代にわたる交流を促す施設群となっております。今後、温水プールが加わることで、エリア全体が自然に多世代交流の拠点として機能していくものと認識しております。

次に、特定の世代に偏らない多世代交流拠点の必要性と財政的な見通しについてであります。

総合文化会館を中心としたエリアは、本町の多世代交流拠点として今後も重要な役割を担うも

のでありますが、既存施設の老朽化や社会環境の変化に応じた施設改修や拡充が必要になることも想定されます。今後、既存施設の在り方等も含めて検討していく必要があると考えております。

最後に、新しい本庁舎を既存の施設を集約した複合型また多機能型の多世代交流拠点となる施設にする考えはあるかについてであります。

本庁舎の建て替えは、町政の中でも大きな課題であり、現在候補地区の選定をするために庁内検討会を立ち上げたところであります。第一に、災害時にも機能を維持できる安全性や、業務の効率を確保する行政の拠点として、役割を十分に果たすことが基本であると考えております。複合型や多機能型の施設として整備することについては、先ほども申し上げたとおり、町全体の公共施設の在り方などの課題もありますので、今後検討してまいります。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 私からは、新たな空き家対策計画の実効性と実施体制についてお答えをいたします。

初めに、空き家対策計画策定の背景と目的、及び空き家所有者不明土地の戸数や分布と今後の増減予測についてであります。

総務省が行った住宅土地統計調査では、令和5年10月1日現在、全国の総空き家数と空き家率はいずれも過去最高となっており、また、低未利用土地や所有者不明土地は管理不全状態になりやすいことから、管理の適正化と利用の円滑化は喫緊の課題であるとされております。

国では、空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進についてを重要施策に掲げ、市町村が本対策に一体的に取り組むことがこれらの適切な管理や活用を図る上で効果的であるとして推進をしているところであります。

このような背景の中、昨年度末をもって小山町空家等対策計画の計画期間が終了となったことから、空き家及び所有者不明土地の一体的な管理の適正化等を図るため、新しい計画を策定いたしました。

現在、町が把握している空き家の戸数は53戸であり、地区別では成美地区が20戸と最も多く、次いで須走地区が25戸となっております。なお、所有者不明土地につきましては、昨年1月に国土交通省から計画策定の手引が示されて間もないことから、具体的な戸数の把握はこれからとなります。

また、今後の空き家戸数の増減予測につきましては、全国的に増加傾向にあることから、本町におきましても同様に推移するものと思われまます。

次に、国の動きと本計画をどのように連動させて町の課題を解決しようとしているのかについてであります。

本計画におきましても、地方税法に基づき勧告を行った敷地に対する固定資産税の特例除外について記載をしているところであります。町では、所有者に対し、必要な措置につきまして再三

の助言または指導を行っても改善がされない場合は、固定資産税の住宅用地における特例除外についての説明を行ってまいります。

次に、相続に関する啓発、相談窓口の設置、所有者等に対する助言・指導についてであります。

啓発につきましては、毎年納税通知書と合わせ、法務局からの相続登記の申請義務化の案内を行っているところであります。また、おやまで暮らそう課を空き家・空き地の相談窓口として、利活用や管理に関してより専門的な相談の場合は、不動産事業者をはじめ司法書士や弁護士等との橋渡しとなるように対応しているところであります。

次に、所有者に関する具体的な調査方法と調査体制についてであります。

町では、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条に基づき、住民票の写し及び戸籍の附票の写しから現住所や生存状況の確認等を行っております。また、固定資産課税台帳の確認のほか、介護保険や国民健康保険等に関する事務等で保有する情報を共有し、横断的に対応しております。

次に、特定空家の解体促進における所有者の不明や、所有者に資力がない場合の解体費用についてであります。

町では、資力のない所有者の方が特定空家を解体する際には、危険空き家解体補助金を御活用いただくことで、金銭的な負担の軽減を図っているところであります。なお、昨今の物価高騰を鑑み、本年度より補助の上限額を30万円から60万円に増額をしております。また、所有者不明の空き家解体につきましては、実績がないことや、所有者からの費用の回収が非常に難しいことから、他市町の事例等を参考に慎重に検討してまいります。

次に、本計画の中に91戸の空き家のうち44戸が解消済みとあるが、この詳細と小山町空き家活用・流動化促進助成金の実績についてであります。

44戸の解消済み空き家の内訳であります。解体によるものが26戸、売買によるものが13戸、その他倉庫として利用等の5戸となっております。また、流動化促進助成金であります。昨年度の実績といたしまして、改修工事が4件、解体工事が1件となっており、計190万円の助成をいたしました。

次に、所有者不明の空き家や土地対策におきまして、町が行ってきた転用実績、また主体となって行う個人向け住宅や店舗などへの転用による問題解決への具体的なビジョンであります。

本町では、所有者不明の空き家や土地の転用についての実績はありませんが、これまでに空き家を活用した起業支援などを実施してまいりました。今後の所有者不明土地の対応につきましては、まずは所有者を特定し協議することに全力を注ぎますが、どうしても所有者を特定できない場合は、地域の方の生活環境や土地の有効活用を考慮し、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく地域福利増進事業に関する手続も視野に入れつつ、弁護士や司法書士といった専門家と相談しながら、土地の有効活用が図れるよう努めてまいります。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありませんか。

○3番（石原和美君） 御答弁にありましたように、多世代交流拠点とは単なる施設利用にとどまらず、多世代が支え合い、交流できる場をつくっていきけるものにほかなりません。町民温水プールを例に挙げられましたが、その整備に当たっては、現在まで町民の意見を聞く機会が十分に設けられていないことを大変残念に思います。交流拠点とは、町民の声や意見が反映されて初めて成立するものではないでしょうか。

また、文化会館とその周辺施設が多世代交流拠点として機能しているとのことですが、単に複数の施設が隣接しているだけではなく、世代を超えた自然な交わりが生まれるようなユニバーサルデザインなど利用しやすい空間の設計、また運営にも工夫がされていることが交流拠点として重要と考えます。

例えば、美咲町のようにキッズスペースの隣に談話室をつなげ、自然な会話が生まれる配置にしたり、地域の歴史をテーマにしたワークショップに子どもと高齢者が一緒に参加したり、高校生がスマホ教室を開き高齢者が昔遊びを教えるなど、こうした視点に立ったとき、現在の文化会館とその周辺施設が本当に多世代交流拠点として機能していると言えるのか、単なる年代別の施設利用になっているのではないのでしょうか。そういった意味で、改めて検証が必要ではないのかと思いますが、この点についてのお考えを伺います。

2点目、新たな交流拠点の整備に関しては、既存の公共施設を最大限に活用することを基本としているとの御答弁でしたが、小山町総合文化会館は改修修繕を重ね、既に建設されて33年、同じく健康福祉会館も25年です。今後も、老朽化による修繕や改修の際、災害時に安心して使える防災機能を備えるとともに、ますます孤立化が進むであろう流れの中で、多世代が安心して交流できる運営体制と併せ、安らぎの空間づくりを目指す工夫や設計が必要と考えますが、当局のお考えを伺います。

また、既存の施設を活用するだけではなく、複合化、多機能化の視点から施設の再配置や統合を行いながら整備をしていく計画は具体的に検討されていますでしょうか。

3点目、既存の施設を使うとともに、今後建設される新庁舎に町民の希望をかなえる安心の居場所としての機能を持たせることは、行政の利便性だけでなく、町民本位の行政として象徴的な取り組みになります。町として、設計段階で町民参加の意見反映や、全世代が自然に交流できる機能を導入する可能性はありますか。

続きまして、2件目の質問です。2件目の質問に対する再質問を行います。

まず1点目、町が把握している空き家53件のうち、成美地区が20件とのことで全体の約4割です。今後、重点地域として位置付けて対策を強化する考えはありますか、町の方針を伺います。

2点目、空き家を増やさないための対策として、毎年納税通知書と合わせ法務局からの相続登記に関する案内を送付しているとのことですが、新潟県加茂市では空き家対策ガイドブックを作成し配布、空き家を放置した場合のリスクを示し、売却、賃貸、解体の選択肢別に対応できる地

元業者を掲載するなどして、空き家を増やさない対策に取り組んで効果を上げています。これらも有効と考えますが、町のお考えを伺います。

3点目、町は空き家を活用して起業支援を行ってきたとのことですが、それ以外の活用方法として、近年町内で増加する外国人住民を対象に、定住支援策として空き家を活用することについて、どのような可能性や課題をお持ちでしょうか。

4点目、所有者不明空き家・土地に関しては、現状対応が難しいということが御答弁から理解できましたが、一つの道として地域住民の福祉や利便性を高めるために活用する地域福利増進事業も視野に入れつつとの御答弁でした。実際に実現するに当たっての課題について伺います。

以上で質問は終わりです。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 石原議員の再質問にお答えさせていただきます。

初めに、交流拠点が年代別の利用にとどまっているのとはについてお答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、既に文化会館や体育館などを活用した多世代が交流する機会はつくられております。例えば、ふれあい広場と健康フェスタの同時開催であったり、町民文化祭などが行われております。

議員が申し上げた美咲町の例のように、交流する機会をつくることの方が重要であり、それを行う場所は総合文化会館や現施設を有効に使うことで十分であると考えております。

次に、既存施設の老朽化による防災交流拠点の整備、施設の再配置や統合についてであります。

現在の施設で再配置や統合を必要とする施設は、特になくと考えております。それぞれの機能を持って利活用されており、健康福祉会館を総合文化会館と統合することも、現段階では特に考えておりません。

次に、新庁舎建設に町民の意見や多世代交流の機能を持たせられるかについてであります。

新庁舎の建設については、町民サービスの向上を図るとともに、防災拠点としての機能強化、新たな行政需要にも対応した効率的、効果的な庁舎機能が求められます。建設に当たっては、基本構想から始まり基本計画を策定し、基本設計、実施設計と進んでいくと想定されます。この場合、基本計画の段階から、町民の意見を取り入れることになると考えております。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 私からは、空き家に関する再質問にお答えいたします。

初めに、成美地区を重点地域と位置付けて、空き家対策を強化するののかについてであります。

成美地区におきましては、空き家の件数が最も多い地区である一方、解消した空き家の件数も町内5地区の中で最も多い地区であります。また、現在町内全ての区長様に対し危険空き家の調査をお願いし、随時報告を受けているところであります。これらのことから、まずは地区にとらわれず、1軒でも多くの空き家の解消が進むよう努めてまいります。

次に、空き家対策ガイドブックの作成に対する町の考えについてであります。

町では、相談のあった空き家の所有者に対し、助言や指導を行っているところであります。その際、議員御指摘のとおり、空き家対策ガイドブックを所有者の方に示すことは有効な手段の一つであると考えておりますので、他市町のガイドブックを参考にしながら前向きに検討してまいります。

次に、外国人住民を対象に、空き家を活用することについての可能性と課題についてであります。

町内の空き家には、湯船原工業団地等で働いている多くの外国人の方に住んでいただいております、特に成美地区に多い傾向にあります。今後も、外国人の方の居住場所の確保に関し、空き家の利活用は大きな可能性を持っているものと考えております。一方、文化の違いなどに起因する近隣住民の方からの相談もあることも事実であります。このような問題に対しては、町が外国人の方、近隣住民、外国人を雇用している企業との間に入り、問題解決に努めているところであります。

次に、地域福利増進事業を実現するに当たっての課題についてであります。

地域福利増進事業を実施する際には、県知事の裁定を受けなければならない、裁定申請の作成に当たっては所有者の探索に対し相当な調査が必要なことや、司法書士や不動産鑑定士等の専門家の協力を得ながらの策定となることから、多くの時間を要することが挙げられます。また、全国的に見ても、知事の裁定を受けることができた取組事例が非常に少ないことから、実現に当たっては引き続き状況を注視しながら検討していく必要があると考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○3番（石原和美君） 再々質問をいたします。

まず、1件目の質問に対してです。

現在の施設で再配置や統合を必要とする施設は特にないと考えているとの御答弁でしたが、町内の全公共施設の総面積に対する町民1人当たりの延べ床面積は県内で5番目、公共建築物の大規模改修、更新費用は今後40年で103億円不足すると推定されています。一部の地域や一部の施設に限らず、町全体として集約化、統合化を進めることは必要と考えます。

また、時代の変化とともに、建物の造りやデザインもより機能的になり、町民のニーズも変化していきます。30年以上も前に建設された施設でよしとするのではなく、町民が今ある施設に満足しているのか、そしてどのような交流の場を望んでいるのか、こうした町民の実感や思いを丁寧に受け止め世代別のニーズを把握した上で、共につくり上げていく姿勢こそが町民に寄り添う行政の在り方ではないでしょうか。

新庁舎建設に当たっては、基本計画の段階から町民の意見を取り入れることになると考えているとの御答弁でしたが、町として今後の多世代交流拠点の整備について、今ある施設への満足度や、今後の要望を把握するための具体的な調査やアンケート等を行うお考えはありますでしょうか。

か。

また、今後の施設整備において、町民と共に構想を描き、共に作り上げていくプロセスを導入する意思はあるのかについて伺います。

2件目の質問に対する再々質問です。

まず、1点目の質問です。

先ほど、空き家ガイドブックの作成について前向きな御答弁をいただきましたが、実際の作成に向けていつまでに取り組みられるのか、具体的なスケジュールについて伺います。

また、2点目の質問としまして、町内全ての区長様から随時空き家に対する報告を受けられているかと思いますが、身近に住んでいる方が一番正確な情報を持っています。所有者や住民が空き家対策を進めるには、まず情報収集と相談受付の機能を持つ相談窓口の存在を町民に明確に示すことが不可欠です。例えば、町の公式サイトや広報紙での定期的な情報発信、相談事例の紹介など、住民が相談してみようと思える環境づくりが求められますが、この点についてお考えを伺います。

3点目、空き家の活用とともに空き家対策において速やかな解体が重要ですが、解体においては所有者の資力が大きく影響します。物価高騰の中、解体費用の負担は重く、所有者が解体したくても動けない状況も見受けられます。町として現在、危険空き家だけが対象となっている空き家解体補助金制度の範囲を、管理不全空き家まで広げる必要があると考えますが、当局のお考えを伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 石原議員の再々質問にお答えいたします。

多世代交流拠点の整備につきましては、先ほど答弁したとおりであります。町民の意見聴取についてであります。毎年実施しております町民アンケートや、個別施策によって意識調査、アンケートを実施して、町民のニーズ等を把握しております。また、再質問でもお答えしましたとおり、新庁舎建設の基本計画を策定するときなど、必要に応じて各年代の方が参加するワークショップや意見交換などを開催することもあると考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 初めに、空き家ガイドブックの作成に向けた具体的なスケジュールについてであります。

空き家ガイドブックの作成については、来年度には配布できるよう今年度から準備を進めてまいります。

次に、空き家に関する相談窓口の町民の方に対する情報発信についてであります。

町では、これまでに区長会をつうじ各区の班長様を經由し、町民の方に対し空き家に関する情報発信を定期的実施してきたところであります。今後は、広報おやまはもとより、町のホーム

ページや小山町公式LINEなどのSNSの媒体も利用しながら、町民の方が空き家に関する相談がしやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、空き家解体促進のための補助制度の拡充についてであります。

町では、平成25年度より特定空家いわゆる危険空き家の解体に対し、補助金を交付してきたところでありますが、最近の傾向として管理不全空き家の解体に関する相談が多く寄せられていることから、管理不全空き家への解体に対する補助金を拡充できるよう、前向きに検討してまいります。

以上であります。

○3番（石原和美君） 今ある施設で十分かどうかを決めるのは、行政ではなく町民です。人口減少の今だからこそ、未来に残すべき多世代交流拠点をはじめとする町内の施設の在り方を考えるべきと強く訴えさせていただきまして、私の質問を終わります。

○副議長（室伏辰彦君） それでは、午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時07分 休憩

午後1時10分 再開

○副議長（室伏辰彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで町長から発言を求められておりますので、発言を許可します。

町長、込山正秀君。

○町長（込山正秀君） このところ、3日ばかり高熱が続きまして、今日もやっとかき役場に出てきました。答弁につきましては、遠藤議員の答弁が終わった後、その足で病院へ行ってきました。新型コロナウイルス感染症もインフルエンザも心配ないということで帰ってきましたが、そんなことで途中退席をしたことをおわび申し上げ、ちょっと口足らずでよく説明してなかったものですから、御迷惑をおかけしました。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） それでは、一般質問を続けます。

次に、1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 私は通告に従いまして、2件の案件につきまして1問1答方式で質問をさせていただきます。

初めに、福祉団体の活動継続と再構築に向けた町の支援策を問うの質問であります。

急激な少子高齢化と人口減少が進む中で、地域の福祉を支えてこられた各種団体の活動が、今大きな転機を迎えております。小山町においても例外ではなく、地域で長年活動してきたシニアクラブや障がい者団体、さらには交流・見守り・啓発活動をつうじて幅広く御尽力いただいている団体いわゆる福祉団体の多くが、会員の減少や成り手不足に悩まされております。

中でも、シニアクラブに関しては、高齢者の生きがいや健康づくりの場として広く認知され、

多くの高齢者が参加していましたが、最近では加入を希望する高齢者が減少し、退会者も増えている状況であると聞きます。また、障がい者団体においても、中心となる世代が高齢化し、事務作業やイベント運営の担い手不足により、活動そのものが縮小を余儀なくされているケースもあるようです。

このような会員減少の背景には、地域のつながりの希薄化、担い手の高齢化と役を任される等の負担感、新規加入者の不足、高齢者の就労機会の増加など、複合的な要因があると考えられます。しかし、これらの団体は、単に趣味や交流の場というだけではなく、孤立の防止や健康維持、防災、見守りなど、地域共生社会を支える重要な役割を担っております。会員減少によって活動が停滞すれば、町全体の福祉基盤の弱体化にもつながりかねません。

このような状況に鑑み、福祉団体の活動継続と再構築に向けた町の支援策についてお伺いいたします。

初めに、町長にお聞きいたします。

町内の福祉団体全体の活動状況や会員の減少傾向について、どのような認識であるか、町として今後どのようなビジョンを持ち、どのように支援の強化と課題解決に取り組んでいかれるのか、総合的な見解をお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 平野議員にお答えいたします。

本町におきましても、シニアクラブをはじめとする福祉団体の主体的な活動や会員の減少につきましては、担い手不足が顕著となっており、町としても重要な課題であると認識しております。その背景には、地域のつながりの希薄化やライフスタイルの多様化、入会への負担感、高齢者の就労機会の増加、若年層の参加減少など、複合的な要因があると認識しております。

町としては、こうした現状を踏まえ、以下のような方向性で支援をしております。

一つ目は、地域に根差した新しいつながりの形の支援であります。世代を超えて人が集まりやすい場や、他団体との連携・協働による活動支援を進めてまいります。

二つ目は、団体の活動基盤の強化であります。人材育成や活動・運営支援、情報発信のサポートなど、団体が無理なく持続可能な形で活動を継続できるよう、町として積極的に関わってまいります。また、今後の取り組みとして、福祉団体と意見交換の機会を設け、現場の声を丁寧に聞きながら、必要な支援策を具体化してまいります。

地域福祉を支えてこられた団体の存在は非常に大きなものであり、その活動を絶やさぬよう、町としても後方支援をしております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

それでは、具体的な質問をさせていただきます。

町内のシニアクラブの単位クラブ数及び会員数がこの数年でどのように推移しているのか、またその減少の背景にある要因について、町はどのように分析しているのか伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 本町のシニアクラブは、令和4年度は20単位クラブ、会員1,406人、令和5年度は18単位クラブ、1,242人、令和6年度は16単位クラブ、1,083人となっており、減少傾向が続いております。高齢者の多様な生活様式や入会への負担感、地域行事への関心の低下、定年延長や再雇用などが大きな要因と考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問させていただきます。

要因の分析は理解するところであります。町として、クラブ、会員数共に激減している状況をどの程度深刻に捉え、何年後には会員数が半減するなど、具体的な危機感をお持ちでしょうか。

また、このまま推移した場合の将来見通しをどのように考えているのかお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、シニアクラブの会員減少がこのまま続いた場合、将来的にはクラブの運営や地域活動の継続が困難となるおそれがあります。具体的には、活動の担い手不足や行事、会費の維持が難しくなり、地域のつながりや見守り活動など、シニアクラブが担ってきた社会的役割にも影響が出る可能性があると考えます。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

シニアクラブの活動は、高齢者の生きがいづくりや介護予防にもつながる大切な役割を持っています。町として現在、シニアクラブに対してどのような支援策を行っているのか、また、今後さらに加入促進や活動の活性化に向けた支援強化を、どのように考えているのかお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 現在、町では、単位シニアクラブ及び小山町シニアクラブ連合会に補助金を交付し、活動・運営の支援をしております。また、社会福祉協議会でシニアクラブ連合会の事務局を担い、事務的な支援も行っております。

支援強化につきましては、補助金の増額が考えられますが、クラブ側の状況を考慮すると、補助金の増額のみで解決する問題ではないと考えます。まずは、時代の変化に応じたシニアクラブの在り方について、シニアクラブの皆様と検討したいと考えております。

加入促進については、各単位クラブにおいて、訪問による勧誘活動に力を入れていると聞いて

おります。町としては、シニアクラブの目的、身近な単位クラブの活動を紹介する記事を広報おやま、町ホームページへ掲載することや、シニアクラブを紹介するチラシ等を作成してイベント時に配布することなど、シニアクラブへ提案したいと考えております。

いずれにいたしましても、今後とも魅力ある活動が継続して行えるよう、引き続きシニアクラブの活動を支援してまいりたいと考えます。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

シニアクラブだけで活動を盛り上げるのには限界があると思います。町内のほかの団体との連携強化の観点から、子育て世代や地域ボランティア団体との交流事業などをつうじて、新しい魅力をつくり出す支援を町が主導する考えはないでしょうか。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 再質問にお答えいたします。

一つ目の御質問で答弁したとおり、地域に根差した新しいつながりの形を推進したいと考えております。具体的には、世代や団体を超えた交流事業や共同イベントなどをつうじて、シニアクラブの活動に新しい魅力を加え、参加意欲を高める仕組みづくりを進めることで、地域全体のつながりを広げ、持続可能な福祉活動の基盤づくりを図ってまいります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ただいまの答弁について、再々質問させていただきます。

会員の底辺を広げる一つの提案といたしまして、健康増進やデジタル講習など、若いシニアが関心を持つ活動を町が提案、支援してみたいかがでしょうか。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 再々質問にお答えいたします。

現在、町で取り組んでおります高齢者向けのスマートフォン講習では、初心者から個々に応じた内容で実施してございますが、もう一歩踏み込んだ内容の講習の開催など、若いシニア層が関心を持つような取り組みについて情報収集いたしまして、シニアクラブの方への活動に取り入れていただけるように提案したいと考えます。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再々々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 次の質問です。

障がい者団体の中心メンバーの高齢化や担い手不足、事務負担の課題はどのように把握しているのでしょうか。また、町として課題解決のためにどのような対応を行っているのかお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 町内には三つの障がい者団体があり、それぞれの団体から話を伺

ったところ、会員の高齢化や担い手不足が顕著であることは把握しております。

町では、団体の会員募集について、障がいのある方の外出促進を目的に、障がい者施設等で使える施設利用券とともに、障がい者団体の紹介や勧誘等の案内チラシを送付しています。また、今年度からは、障がい福祉制度を紹介している冊子に障がい者団体の紹介を掲載し、新たに手帳を交付した方に紹介をしております。

その他に、事務負担軽減のために、活動資金補助や関係機関との連携、サポートを行っております。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

取り組みは理解いたしました。実際に会員数の増減など、効果がどの程度出ているのか、町としてその成果をどのように評価しているのか伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 再質問にお答えいたします。

障がい者団体の会員数については、現状維持の団体もあれば、減少傾向にある団体も見受けられます。取り組みの効果が十分に現れているとは言い難い状況であると認識しております。

町が取り組んでいる団体の紹介や会員募集案内により、団体の存在を初めて知った方からの問合せはありましたが、残念ながら入会までにはつながりませんでした。しかし、こうした団体の周知につきましても、一定の効果があつたと評価しております。

また、担い手不足や高齢化の問題は大きな課題のため、今後も団体と意見交換を重ねながら、さらなる広報の工夫や若い世代の参画促進、事務負担軽減の仕組みづくりを検討してまいります。以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

障がい者団体の多くは、福祉施設や当事者、家族のつながりの中で、地域との橋渡し役を果たしてきましたが、負担が一部の人に集中しやすく、孤立しがちな構造もあるようです。町として、こうした団体の負担軽減や活動継続を支えるために、支援の充実やほかの団体との連携強化、専門的な後方支援の導入などを検討しているのか、今後の方針を伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 障がい者団体は、当事者や御家族の交流や情報共有の場として、また、地域社会と行政をつなぐ重要な役割を果たしており、障がいのある方が安心して暮らせる環境づくりに大きく寄与しております。このような活動は、町としても大変好ましいものであり、今後も継続的に支えられるよう取り組んでまいります。

活動の安定と充実を図るため、財政的支援を行うとともに、社会福祉協議会と連携して福祉施

設や専門職の後方支援を組み合わせ、必要に応じ外部人材の協力を得るなど、持続可能な活動体制の構築を支援してまいります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

I C T活用や外部人材協力は大変有効であります、予算や人材確保がなければ進みません。町としてどのような支援、情報、相談、資金などのいわゆる支援リソースを具体的に確保する計画であるのかお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 再質問にお答えいたします。

町としては、まず既存の補助金や関係事業を活用し、団体の事務支援などを検討してまいります。また、人材につきましては、社会福祉協議会や地域包括支援センター、専門職団体、さらには学校や地域ボランティアとともに連携し人材確保を進め、持続的な活動支援につながるよう体制を整えてまいります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再々質問いたします。

障がいのある方、そうでない方も、生き生きと活動する共生社会の創生に向けて、町全体で障がい者団体を支える横断的ネットワークを設けてみてはいかがでしょうか。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 再々質問にお答えいたします。

議員御提案の横断的ネットワークの設置につきましては、障がい者団体のみならず、関係機関や地域団体など幅広い主体が連携し支え合う仕組みとして有効な考えであると受け止めております。

町といたしましては、まず社会福祉協議会や関係団体との意見交換の場をつうじて、どのような形で横断的な連携が可能か検討し、ネットワークづくりの可能性についても研究してまいりますと考えております。

○副議長（室伏辰彦君） 再々々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 最後の質問です。

ほかの自治体では、シニアクラブの再編や地域支え合い拠点化、障がい者団体との連携強化、I C T活用による参加促進など、様々な先進事例が散見されます。小山町として、こうした他市町の先進的な取り組みをどのように捉え、導入・応用していく考えがあるのか伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 町といたしましては、先進事例をそのまま形式的に導入するのではなく、本町の地域特性や団体規模、住民ニーズに合う形に応用してまいります。

また、全国の成功事例や、効果的な運営方法を積極的に情報収集し、モデルとなる取り組みは

試行的に導入するなど、現場の声を反映した持続性の高い支援体制を構築してまいります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

情報収集し応用するとのことですが、既に注目している具体的な事例があれば示していただきたい、また、それをどの分野に生かすお考えか伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 再質問にお答えいたします。

現時点で特定の団体の事例を取り上げて導入を検討しているわけではございませんが、全国で進められている取り組みについては幅広く注視しているところです。特に、小規模団体の統合や活動内容の工夫によって会員減少に対応している動きや、高齢者が地域交流や見守りといった新たな役割を担っている事例などは、本町においても参考になり得ると考えております。

今後は、そうした先進的な取り組みの方向性を踏まえ、本町の地域特性や住民ニーズに合う形で応用可能性を検討し、健康づくりや多世代交流、防災といった分野を生かしてまいりたいと考えております。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再々質問させていただきます。

学識経験者や外部専門家の助言を受ける仕組みを導入してはいかがでしょうか。また、町民、団体や関係者から幅広く意見を募る機会を設けて検討していただくのも有効と考えますが、どのような見解でしょうか。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 再々質問にお答えいたします。

議員御提案の、学識経験者や外部専門家から助言をいただく仕組みにつきましては、施策を進める上で有効な方法の一つであると認識しております。今後の取り組みを検討する中で、参考にしたいと考えております。

また、町民や関係団体の皆様から幅広く意見を伺うことも重要であると考えており、その手法や機会の在り方について今後検討し、実効性のある仕組みづくりに努めてまいります。

以上です。

○1番（平野正紀君） あれこれ提案をさせていただきましたが、答弁にありますように、ぜひともシニアクラブ、障がい者団体の皆様をはじめ、数多くの福祉団体の皆様と意見交換の機会を設け、現場の声を丁寧に聞きながらその活動を絶やさぬよう、必要な支援策を具体化してほしいと願っています。

以上で1件目の質問を終わります。

○副議長（室伏辰彦君） 1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、小学校体育館及び総合体育館への空調整備についてという質問です。

本年も全国各地で体温を超えるような気温が連日各地で観測され、熱中症による救急搬送や死亡事例が相次いでいます。文部科学省も、学校施設の熱中症対策の強化を求めており、特に天井が高く換気もしにくい体育館における暑熱対策の重要性が改めて認識されています。

本町におきましても、各学校の体育館において、真夏日や猛暑日には室温が35度から40度近くまで上昇する日があり、子ども達の安全、健康が脅かされる深刻な状況となっています。特に、体育の授業や集会、クラブ活動などで体育館が使用されている現状では、熱中症の危険を常に抱えながら教育活動が行われているということになります。

こうした中で、町は中学校3校の体育館について、本年度中に空調設備の設置をするべく事業を進めており、国の特例の交付金を活用して前向きな整備が進められていることは大いに評価すべきであります。

しかし、一方で、小学校5校については、現時点で空調整備の予定がないと伺っております。小学校の体育館でも、中学校と同様若しくはそれ以上に長時間頻繁に使用されており、子ども達が熱中症のリスクにさらされている状況は変わりありません。さらに、体育館は学校教育の場のみならず、地域住民によるスポーツ活動やイベント、そして何より災害時には避難所としての重要な役割を担っています。

近年の災害では、暑さによる避難所熱中症の問題が全国的に課題となっており、特に高齢者、乳幼児、持病を抱えた方々にとって、空調のない体育館での避難生活は健康被害に直結する危険性があります。本町においても、防災計画や地域防災力の向上を進める上で、避難所としての体育館の環境整備は喫緊の課題であると考えます。

このように、小学校体育館及び総合体育館への空調設備整備は、教育、地域活動、スポーツ活動、防災、それぞれの観点から、決してぜいたくな投資ではなく、必要不可欠なインフラ整備であると私は考え、各種の質問をさせていただきます。

初めに、小学校の教育活動における安全環境の確保という視点から伺います。

体育の授業や学校行事、クラブ活動などの活用など、小学校の体育館は児童の学びと生活に密接に関わっています。その中で、40度近い環境下で活動を強いられることは、教育以前に児童の命に関わる問題です。

町として、小学校の体育館に空調設備を設置する必要性について、どのように考えているのか見解を伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 平野議員にお答えいたします。

小学校の体育館は、平日の昼間は体育の授業などで使用し、夜間や休日は地域や各種団体のスポーツ活動などで使用しております。近年は、本町においても連日熱中症警戒アラートが発令されており、児童や体育館利用者の方々を熱中症のリスクから守るためにも、小学校体育館への空

調設備は必要であると考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

防災の観点から伺います。

小学校の体育館は、明倫小学校を除き、災害時の指定避難所として位置付けられていますが、夏場の高温多湿、冬場の極寒という状況の中で、特に高齢者や体調の優れない方々が長時間帯在することは、避難所での2次的健康被害や感染症被害を引き起こしかねません。

こうした避難所環境を改善し、町民の命と健康を守るという観点から、小学校体育館の空調整備について、町としてどのように認識しているのかお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 小学校の各体育館に空調設備が設置されていれば、良好な生活環境に近づくことができ、健康被害等を抑えられることになります。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

過去に学校体育館に避難所を開設した際に、暑さ寒さに起因すると思われる苦情、感染症や健康被害の報告があったかどうか、実態を把握されていますでしょうか。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 平成22年度、令和元年度等の災害の際、町民の方が避難されたときは、お互い協力の下、避難所での生活は秩序を保たれた状態であったと当時の職員からは報告を受けております。暑さなどの温度に対する問題は、近年の気候変動に対する新たな課題でございまして、本町ではまだ経験のないことであります。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

総合体育館は、町民のスポーツ活動の拠点であると同時に、災害警戒時などは避難所として開放するケースが多く見られる施設です。近年では、夏場の施設利用中に熱中症で救急搬送された事例も報告されており、施設の安全性と快適性が問われています。

平時の健康促進と非常時の避難生活双方の観点から、総合体育館への空調整備について町の見解を伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○**教育次長（大庭和広君）** 総合体育館は、町民の健康増進やスポーツ活動の拠点として大変重要な施設であります。利用者の方に安全性と快適性を確保した上で御利用いただくためにも、空調設備は必要であると考えております。

また、非常時での使用に際し、空調設備が設置されていれば、避難生活での健康被害対策につながり、意義のあることであります。

以上であります。

○**副議長（室伏辰彦君）** 再質問はありますか。

○**1番（平野正紀君）** ありません。

次の質問です。

小学校体育館及び総合体育館の空調整備について、多額の事業費に対しての国や県の補助制度にはどのようなものがあり、補助割合はどのくらいでしょうか。また、その補助裏はどのようにお考えでしょうか。

○**副議長（室伏辰彦君）** 答弁を求めます。

○**教育次長（大庭和広君）** 初めに、小学校体育館空調整備の補助制度については、文部科学省が所管する学校施設環境改善交付金と、空調設備整備臨時特例交付金があります。

学校施設環境改善交付金の補助率は原則3分の1で、全体事業費から交付金額を除いた額の75%に起債が充当でき、その起債額の30%の額に地方交付税が措置されますので、町の実質負担は約52%となります。

また、空調設備整備臨時特例交付金の補助率は、事業費の2分の1で全体事業費から交付金額を除いた額に起債が充当でき、その起債額の50%の額に地方交付税が措置されますので、町の実質負担は25%となります。この臨時特例交付金は、令和6年度から令和15年度までの期間限定となっており、今年度実施しております中学校の体育館空調整備事業も、この臨時特例交付金を活用して実施をしております。

次に、総合体育館及び小学校に併設されている地区児童屋内体育施設への補助制度については、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金があり、補助割合は事業費の4分の3でございます。

また、総合体育館においては、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金もあり、補助割合は事業費の3分の2です。

補助金や助成金を除いた残りは、いずれも町の負担となります。

以上であります。

○**副議長（室伏辰彦君）** 再質問はありますか。

○**1番（平野正紀君）** ありません。

最後の質問です。

これまでの教育、スポーツ、防災、三つの観点を踏まえ、小学校体育館及び総合体育館への空

調整備について、町としての整備方針、今後どのように対応していこうと考えているのか、総括的に伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 小学校体育館及び総合体育館への空調設備については、今後の町の財政状況を勘案しながら、順次整備していきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。ただいまの答弁についてです。

今後の財政状況を勘案しながら順次整備するという回答では、町民の皆様は非常に抽象的で理解できないと思います。優先度の高い施設はどこなのか、おおむねいつ頃から整備するなど、見解を示していただきたいと思います。

答弁を求めます。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 現時点では具体的な計画は決まっておりません。今年度、各中学校の体育館に空調を整備することから、今後、地域や各体育館の利用頻度及び長寿命化計画などを参考にしながら、検討していきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再々質問をいたします。

地域についても検討していくとのことですが、災害時避難所を五つの地域別に考えますと、中学校体育館は成美地区、北郷地区、須走地区になります。明倫地区の避難所は、明倫小の校舎とすがぬまこども園です。足柄地区の足柄小、小山高校のそれぞれの体育館は空調がない避難所となりますから、今後、空調整備を検討する中で、足柄小を最優先にしていきたいと考えるわけですが、どのような見解でしょうか。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 先ほどの答弁の繰り返しとはなりますが、現時点では具体的な計画は決まっておりませんので、ただいまの御意見も一つの参考としながら、今後検討していきたいと考えております。

以上であります。

○1番（平野正紀君） 過日の報道によりますと、焼津市は市内22ある小中学校の体育館全ての空調設置が完了し、静岡市では市内全ての小中学校の体育館の空調設置を決め、9月の補正予算に費用の一部を計上したとのこととあります。

小学校体育館及び総合体育館の空調の必要性については、前向きな回答をいただきました。これからの時期、総合計画の実施計画の検討、それに伴う来年度予算の編成に取りかかっていくも

のと思います。

空調設置には多額の費用がかかることは承知をしておりますが、ぜひとも子ども達、体育館利用者の健康と、いざというときの快適な避難所の提供のために、早期の事業実施を要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（室伏辰彦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月5日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時54分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 副 議 長 室 伏 辰 彦

署 名 議 員 石 原 和 美

署 名 議 員 牧 野 恵 一

令和7年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和7年9月5日（第5日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	平野 正紀君	2番	池谷 元君
	3番	石原 和美君	4番	牧野 恵一君
	5番	臼井 光昭君	6番	小林千江子君
	7番	遠藤 豪君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	岩田 治和君	10番	藪田 豊造君
	11番	米山 千晴君	12番	室伏 辰彦君

欠席議員 13番 鈴木 豊君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 正彦君
経済産業部長	岩田 幸生君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	大庭 和広君	フロンティア推進課長	山本 尚毅君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長	渡邊 徹君
くらし環境課長	鈴木 新一君	こども未来課長	武藤 浩君
都市整備課長	遠山 洋行君	生涯学習課長	金子 節郎君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長	杉山 則行君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
--------	--------	---------	--------

会議録署名議員	3番	石原 和美君	4番	牧野 恵一君
---------	----	--------	----	--------

散 会 午後0時14分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

6番 小林千江子君

1. 少子化時代における持続可能なこども園運営の方針と施設の在り方に関して

2番 池谷 元君

1. 町内の中学校部活動地域展開について

9番 岩田治和君

1. 防犯カメラ設置後の成果と維持管理について

4番 牧野恵一君

1. 小山町役場の法令順守意識の欠如について
2. 公共性の低い事業は停止を

議

事

午前10時00分 開議

○副議長（室伏辰彦君） 本日は御苦労さまです。

鈴木議長が本日の会議を欠席する旨、届出が出されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初、執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問します。一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行います。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1 一般質問

○副議長（室伏辰彦君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により順次発言を許します。

最初に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） おはようございます。通告に従い、少子化時代における持続可能なこども園運営の方針と施設の在り方に関してを議題とし、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

子どもの数が減少の一途をたどっております。2023年の小山町の出生数は僅か82人、そしてその前年、2022年には何と76人と過去最低の出生数となりました。出生数が減少しているその一方で、町内には私立を含めたこども園が五つあり、今後、定員に対して供給過多となる可能性や、さらなる定員割れ、運営効率の低下などが危惧されております。

小山町における出生数の減少に対し、施設数の過多などが危惧される中、持続可能な保育・幼児教育体制を維持するために、施設の再配置・統合・多機能化などを町としてどう捉えているのか、今後の方針を検討、さらには明確にさせ、それに向かい様々にアクションを取ることが求められていると感じております。

また、経営・運営の負担として、運営コストの非効率化、老朽施設維持費の増加、保育士の調整、必要以上の人件費における町財政や保護者負担への波及の可能性なども挙げられます。

さらに、少子化が進む中、町立こども園を運営するに当たっては、私立こども園との共存も視

野に入れながら、いかに戦略的に魅力あるものにしていくかが重要です。そのためには、よりよい体制づくりが求められると考えられます。

以上のことを踏まえ、町の少子化時代における持続可能なこども園運営の方針と施設の在り方に関して具体的にお伺いいたします。

まずは、現状の把握、並びに今後のお考えについてお伺いいたします。

現在のこども園5園体制は、町の出生数や園児数の実情に即した適正配置と考えているのか。現状を踏まえ、町のお考えをお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 小林議員にお答えいたします。

こども園5園の園児数は、令和6年5月1日に467人、令和7年5月1日に463人であります。昨年度に策定した小山町子ども・子育て支援事業計画の園児数推計によりますと、令和8年度以降、園児数の大幅な減少は想定しておりません。その園児数の実情を踏まえた上で、公立の園は全園こども園化を行いました。するがおよまこども園の園児数の減少に伴い、今年度から3園体制の実態に即した適正配置といたしました。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

先ほどの御答弁に、令和8年以降の大幅な園児数減少は想定していないとの御見解でしたが、実際には、町の出生数はこの10年で約60人減少しており、2020年から2023年の間においても、こども園の利用対象となる年齢の子どもの数は確実に減少傾向にあります。

こうした中で、減少は想定していないとの御見解について、どのような推計や根拠に基づいてそうした判断をされているのか、お考えをお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（武藤 浩君） 園児数の推計は、昨年度、小山町第3期子ども・子育て支援事業計画を策定した際、国の示す手法にて園児数の見込みを出しております。その中では、町内の五つのこども園で毎年1名ずつ園児数が減少する推計で、町全体では5年間で30人弱の園児が減少すると想定しております。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ございません。

次に、再編計画・将来構想についてお伺いいたします。

町は、今後、園児数がさらに減少してしまった場合に備えた再編計画・将来構想をどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 本年度から公立こども園3園体制が始まったばかりですので、具体的な再編成などの将来構想は現時点では考えておりません。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

現時点では将来構想がないとのことでしたが、仮にこのまま子どもの数がさらに予測を超えるような減少のスピードをした場合、町としてどのタイミング、又はこういった状況を、再編を考えるきっかけとされるのでしょうか。例えば、園児数が一定以下になる、子どもの出生数が何人以下になってしまうなど、何か具体的なトリガーとなる指標があるかと思われまます。お聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（武藤 浩君） 議員のおっしゃるとおり、園児数、出生数がトリガーになると考えますが、現段階ではその具体的な数字は定めておりません。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） せっかくなので再々質問をさせていただきます。

具体的な数字は定めておりませんとの御回答でしたが、例えば、するがおやまこども園の閉園に当たっては、もちろん様々な要因はあったとはいえ、最終的な判断の大きなきっかけとなったのは、やはり御回答にもいただいたとおり、出生数が78人という少なさ、そして園児数の減少であったと受け止めております。

実際、令和6年度における同園の園児数は22名であったことから、おおむね総園児数が22名前後という数が、今後運営継続の可否を判断する実質的なトリガーとなる数値なのではないかと推測いたしますが、いかがでしょうか。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（武藤 浩君） 改めてになりますが、現段階では閉園等の可否を判断する具体的な数値は定めておりません。

以上になります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） それでは、次の質問へ移らせていただきます。

編成や閉園に際して、町独自の組織による検討会だけではなく、町民、保護者を巻き込んだ組織の将来の在り方に関する協議体の設置も有益であると考えます。町のお考えをお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 町の子ども・子育て支援に関する施策を審議し、学識経験者、保

護者等で組織する小山町子ども・子育て会議にて検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

確かに子ども・子育て会議は既に設置されているとのことですが、私自身も過去にこの会議に出席させていただいた経緯がございます。その経験から申し上げますと、同会議は制度や事業の方向性を確認する専門的な場であり、町民や保護者の皆さんが将来の子育て支援の在り方について主体的に意見交換できる場とは、やや性質が異なるように感じております。

私としては、より開かれた形で、保護者や町民の声を直接吸い上げられるような仕組みや場の設置が有効ではないかと考えております。改めて、こうした体制づくりの必要性について、町のお考えをお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（武藤 浩君） 子ども・子育て会議は、町の子育て支援に関する施策について計画、審議する合議制の会議体であります。会議の委員も学識経験者、町民代表、保護者代表の方になっています。また、必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができるとしておりますので、子ども・子育て会議が有益な協議・会議体と考えます。

さらに、状況に応じては、保護者等に対してアンケートなどを実施し、広く意見を募っていききたいと考えております。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ございません。

再々質問ではないんですけれども、ぜひ広く保護者に対して意見を募っていただける機会の創出をお願いいたします。

それでは、次の質問へ移らせていただきます。

こども園の魅力化に関してお伺いいたします。

これからさらに子どもが減る状況の中で、私立のこども園と共存する上で、町立のこども園を選んでいただける強みをどのように戦略的に考えているのか。町のお考えをお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 公立こども園3園は幼保連携型、私立こども園2園は保育所型のこども園の形態を取っています。

幼保連携型は教育・保育が一体化し、家庭の実情に関係なく利用しやすく、保育所型は保育所機能が強いので共働き家庭が利用しやすいと、それぞれの利点があります。共に特色を活かしながら、町内で共存していきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ございません。

それでは、具体的に、町内の私立こども園では実施されている一方で、町立こども園ではまだ実施されていない事業や取り組みについて確認しながら、町立こども園の魅力化・機能強化の方向性についてお伺いいたします。

町立こども園では、現在、日曜日及び祝日の預かり保育は実施されておられません。一方で、私立こども園においては、日曜日・祝日ともに午前7時半から午後5時半までの預かり保育が行われております。

近年、多様な働き方が広がりを見せており、特にサービス業や医療・介護分野など、土日・祝日に勤務される保護者の方々も少なくありません。こうした背景を踏まえますと、日曜・祝日の預かり保育が可能な私立のこども園は、保護者にとってより柔軟な選択肢として受け止められております。

今後、町立こども園における預かり保育の在り方や支援の在り方について、検討の余地があるのではないかと考えますが、御見解をお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 現在、公立こども園では休日・祝日保育を実施していませんが、月曜日から土曜日までの保育、預かりで充実した保育環境を提供しております。

日曜・祝日に家庭で子どもを見られないときは、私立こども園の休日保育等を利用させていただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

町立こども園では週末の預かり保育が実施されていないため、私立こども園を利用させていただきたいとの御回答ですが、確かに私立こども園では、在園児以外の子どもについても週末の預かり保育を実施されております。しかしながら、その利用には日額約1,600円の費用がかかります。

これを毎週例えば利用した場合、月額で約6,400円の追加負担となり、家計への影響は決して小さくありません。共働き世帯が増える中で、先ほども申し上げたとおり、サービス業や医療・福祉など、週末勤務が必要な保護者も多く、特にシングルで家庭を支えているの方々にとっては、週末の保育ニーズは切実です。

こうした保護者一人一人の生活実態に寄り添った、より柔軟な保育体制の在り方が、より町立こども園の魅力化につながると考えております。町としても改めて御検討いただけないでしょうか。見解をお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（武藤 浩君） 公立こども園は、地域の基盤施設として標準的な保育を担う役

割をしております。

休日保育などの特殊なニーズは、先ほどの答弁のとおり、私立こども園を利用いただければと考えます。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） それでは、次の質問に移ります。

病児・病後児保育に関して伺います。

私立のこども園では、看護師が常駐し、家庭ごとの多様なニーズに対応しながら、病児・病後児保育が実施されています。これも先ほど御回答いただいたように、特殊なニーズにはなってしまうかもしれませんが、保護者にとって急な体調不良や回復期にあるお子さんを安心して預けられる体制が整っていることは、非常に大きな安心材料となっているようです。

一方で、町では地域の医療機関である富士小山病院と連携し、地域医療の充実に努めております。例えば、こうした地域医療とのつながりを活かし、町立こども園に看護師を常駐させる体制や、病児・病後児保育の導入を検討することも、これからの保護者の安心感の向上に寄与すると考えております。

また、このような取り組みは、保育士の精神的・業務的負担を軽減し、保育の質と安全性の向上にもつながるのではないのでしょうか。町としてのお考えをお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 公立こども園では、病児・病後児保育は行っておりませんが、令和7年度から全園に養護教諭を配置しております。体調不良の園児、けがをした園児などは、養護教諭が中心となり対応しております。病児・病後児の預かりにつきましては、私立こども園の病児・病後児保育が利用できますので、そちらの利用を推奨していきたいと考えております。

また、公立こども園への看護師の常駐は検討しておりません。

以上でございます。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

まず、全園に養護教諭が配置されているということについては、大変心強く、感謝申し上げます。しかしながら、養護教諭と看護師では役割や対応可能な範囲に違いがあり、特に病児・病後児保育や医療的判断が必要な場面では看護師の存在が大変重要となります。

また、保育士が医療的な対応を担わざるを得ない現状では、大きな負担となる可能性もあり、保護者の安心や保育士の負担軽減のためにも、養護教諭がいるから問題ないというような考えにとどまらず、ぜひ看護師の配置や医療との連携体制の再検討をお願いしたいと考えます。

加えまして、町からは、私立こども園の病児・病後児保育の利用を推奨したいとの御回答をいただきましたが、子どもが慣れない環境や知らない園に預けられることは、子ども本人にとって

も大きな負担となることが懸念されます。

保護者にとっても安心して預けられる環境が求められており、単に利用を推奨するだけでなく、今後、町立こども園でもそのような体制や充実などを図り、子どもと家庭に寄り添った体制の整備を整えていただければと思います。町の御見解をお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（武藤 浩君） 今年度から全園に配置された養護教諭は、園医と連携し、園児の健康管理、保健指導、けが等の応急処置の職務に当たっております。その上で、養護教諭がいるから問題ないという認識はございませんが、病児・病後児保育につきましても、休日保育同様、特殊なニーズになりますので、先ほども答弁しましたとおり、看護師を配置している私立こども園の利用を推奨していきたいと考えております。また、公立こども園への看護師の常駐につきましても、先ほどの答弁のとおり、現在検討はしておりません。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再々々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 少子化の進行により、将来的には町内の私立こども園の運営が維持しづらくなる可能性も、これは決して0とは言えません。そうした場合には、町が先ほどおっしゃられていた特殊なニーズ、その制度や体制を引き継ぐなど、柔軟かつ持続可能な保育環境の構築に向けた検討も今後必要になると考えております。

ぜひ今後の議論の中で、こうした課題も視野に入れて検討を進めていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

療育事業所を利用する園児の送迎におけるこども園の一時引き取り及び預かり対応について伺います。

現在、小山町において、こども園に通園しながら必要に応じて療育を受けているお子様がいらっしゃいます。療育の通所に当たっては、保護者による送迎が必要とされており、月に数回通う児童から、週に数回利用される御家庭まで、状況は様々です。そして、送迎や通所の時間に合わせて保護者がお仕事を調整されている方もおり、一定の負担があるのが実情でございます。

そうした中で、近隣市町、これは沼津市、三島市、清水町、長泉町、そして裾野市では、療育事業所による送迎を容認する対応が取られております。

小山町においても、療育事業所が送迎を行うことを認め、事業所との連携体制を構築することは、保護者の負担軽減につながるだけでなく、子育て支援としての町の魅力向上にも寄与するのではないかと考えます。町としての御見解をお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 現在、在園児の中で児童発達支援事業所を利用している保護者から、療育後園への送迎の希望が出てきましたら検討していきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

御答弁では、保護者からの希望があれば検討するとのことでしたが、町としても、これまでも可能な限り、この療育の支援の充実に努めてこられたことは十分に承知しておりますし、感謝申し上げます。

しかしながら、療育が必要なお子さんやその御家庭に対して、こういった送迎の支援体制があるから安心して療育を受けてみませんか、町の方からも積極的に案内ができる仕組みがあると、さらに保護者にとっては安心につながるのではないかと感じております。

また、この事業が、最近まで送迎に対応できる事業所が小山町の近隣にはなかったこともあり、今回が初めての取り組みとなることの難しさやハードルの高さも十分理解しております。

だからこそ、今後は、保護者が無理なく療育を始められ、安心して継続できるような支援体制の整備について、町としても前向きに検討していただけないかと考えております。その点について、改めて町の御見解をお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（武藤 浩君） こども園在園児が発達支援事業所を利用する際は、保護者、園長、子育てコンシェルジュ、事業所、そして利用計画を作成する相談支援専門員とで、よりよい支援ができるよう利用計画の確認はもとより支援・送迎体制、連携について協議しております。

先ほどの答弁のとおり、今後、利用児童の保護者から送迎について希望が出てきましたら検討していきたいと考えます。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 再々質問させていただきます。

保護者からのニーズの声が上がっていない。なので、事業所から園への送迎が認められていないとのことですが、先ほど申しあげましたとおり、近隣市町では既に行われている取り組みです。なぜ小山町だけが希望があれば検討にとどまっているのか。受入れに向けての課題や、何かそこにハードルがあるならば、それは何だとお考えなのかお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（武藤 浩君） 園ではなく保護者の元に送り届けることにつきまして、事業所において療育を受けたお子さんのその日の状態、状況、また気づきを事業所から直接親御さんに伝え、今後の療育に活かしていくことが最も大切だと考えます。

園の体制は特に課題はないと思いますが、隣の御殿場市の状況を確認するとともに、他の近隣市町の状況を再度確認し、こちらと同じ回答になりますが、利用児童の保護者から送迎の希望が出てきましたら、検討していきたいと考えます。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再々々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 先ほどおっしゃられたとおり、確かに保護者が日々療育を受けた後の子どもの様子を、事業所と顔を合わせ話し合う機会を創出する、これは大変重要なことであると思います。

ただ、一方で、送迎の困難さから、例えば一人だけの子どもだったら、そこに全集中できるかもしれません。3人、4人とお子さんがいらっしゃる中で、また、お一人だけが療育が必要な場合もなく、2人、3人とあるかもしれません。いろいろなケースがあると思います。

そのような中で、送迎を継続して療育を継続してあげられるその体制を、少しでも保護者の負担を軽減させていただきたい、それが私からの希望でございます。

また、保護者の中には制度を知らない、声を上げにくい方もいらっしゃいます。だからこそ、町の方から積極的に情報発信をし、保護者が希望を出しやすい環境、児童が療育を受けやすい環境を整えていただければと考えます。

引き続き、より負担の少ない、そして継続しやすい療育環境の整備に向けて、前向きな検討をお願いいたします。

最後に、こども誰でも通園制度の預かり料に関してお伺いいたします。

こども誰でも通園制度は、これまでこども園の利用には保護者が働いていることが条件でした。この制度では、就労していなくても時間単位で利用できるようになり、孤立した子どもと家庭の負担軽減や、早期の子ども支援につなげることを目的とした国の新たな制度です。

小山町においては、利用料を1時間当たり300円と想定されていると伺っておりますが、町内の私立こども園、例えば菜の花こども園さんでは、制度は異なりますが、一時保育で0歳から2歳児が1日当たり1,600円、3歳から5歳児では900円となっております。これを時間単位で換算しますと、0歳から2歳児では約188円、3歳から5歳児では約105円となり、町が設定する1時間300円という金額は、町内の相場と比べてやや高めなのかなという感じも得られます。

子育て家庭がより柔軟に制度を利用できるようにするためにも、利用料などの設定について、改めて保護者目線での再検討をお願いできないでしょうか。町の考えをお聞かせください。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） こども誰でも通園制度の実施に関しましては、本定例会に、小山町乳児等通園支援事業の整備及び運営に関する基準を定める条例を議案上程しております。利用料につきましては、今後、国が示す基準を参考に規則で定めてまいります。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

国が新たに実施するこの誰でも通園制度については、利用料などの具体的な運用は自治体の裁量に委ねられる部分が多いと認識しております。

町としては、この制度の利用料や提供時間などをどのように考えておられるのか。先ほど御答弁いただきましたが、せめて保護者の負担軽減に向けた配慮について、どのような考えをお持ちでいらっしゃるのか、もう一度お聞かせいただければと思います。

また、現時点では詳細までは決まっていない部分も多いかと思われませんが、利用するに当たっての一連の流れ、こちらもちよっとお聞かせいただければ、共有していただければと思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○子ども未来課長（武藤 浩君） こども誰でも通園制度は、0歳6か月から3歳未満までの未就園児を対象に、保護者の就労条件にかかわらず、毎月一定時間まで預かりを行う制度で、令和8年度から全国的にスタートする制度になります。

利用の流れは、まず利用申請をしていただき、町が利用者へ認定証の発行を行います。その後、利用者と施設で面談を実施し、子どもの特徴や保護者の意向などを認識し、受入れが可能と判断された後に利用可能となります。なお、認定証の発行や面談、利用予約については、国が提供するこども誰でも通園制度総合支援システムを使用して行います。

町の実施の概要は、こども誰でも通園制度を公立3園で実施し、利用時間は1人当たり月10時間までを想定しております。

利用料金につきましては、現在、国が示している1時間300円を想定しておりますが、今後、令和8年度全国一斉実施に向け国が新たに利用料を示されるので、その提示を受け、近隣市町の動向を見ながら検討してまいります。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 利用料について、町としては柔軟な検討姿勢をお持ちいただいていることは理解いたしました。

今後、国の最終的な基準が示される段階で、この町独自の判断が問われる場面も出てくるかと思えます。その際には、やはり保護者の経済的負担感や、町内のほかの保育サービスとのバランス、こちらをぜひ踏まえていただきまして、できる限り利用しやすい形での制度設計をお願いできればと思います。

以上で、質問の方を終わりにいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 次に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 私は、通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

件名は、町内の中学校部活動地域展開についてであります。

昨今の少子化や教員の働き方改革の影響により、公立中学校の部活動を地域のスポーツ団体に委ねる部活動の地域展開が、新聞やテレビなどにも多く取り上げられています。町でも、広報おやま8月号に、部活動の地域展開の概念が示されたところです。

これは、従来のような活動が困難となっている部活動に対応するため、地域で活動しているスポーツ団体や文化芸術団体と連携し、地域全体で中学生の部活動をはじめとする活動を支援していくというものです。

スポーツ庁と文化庁では、部活動の地域移行について有識者会議を継続的に開催しており、本年5月には、今後の方針についての提言を取りまとめました。

提言では、部活動を地域全体で連携して支えるという理念を示すため、地域移行の名称を「地域展開」に変更することや、令和8年度からの6年間を改革実行期間とし、休日については原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指し、平日の課題を解決しつつさらなる改革を推進していくこととしています。また、費用負担の在り方については、各家庭が支払う受益者負担と公的負担のバランスを検討する必要があるとした上で、費用負担が自治体間でばらつきが出ないように受益者負担の金額の目安を国が示す必要があることなども盛り込まれました。

国は、今後、各自治体間の取り組み状況などの調査を行い、今冬を目安にガイドラインの改定を行う方針とのことでした。

急激な少子化が進む中、現在の中学校の部活動のように、生徒が継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保することが必要であり、学校単位での部活動として行われてきたものを地域全体で連携して、活動を支えていくことが必要であると私は考えております。

現在、町では、生徒数が少なく、多くの種目では部活動が成り立たないことや、平日に部活動を指導してくれる方々が町内にいच्छゃらないこと、教職員の負担が増大していることなど、部活動の運営や中学生の放課後の活動について直面している問題が幾つか見受けられる状況であると推察しております。

以上のことから、町内の中学校部活動地域展開について具体的に伺います。

最初の質問です。

町の中学生の部活動に関する実態につきまして、中学生の人数や部活動の加入状況、主な部活動の種目などはどのようになっているのか伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 池谷議員にお答えいたします。

本年8月1日現在の町内中学校の生徒数は411人です。そのうち、部活動への加入者は299人であり、加入率は72.7%となっております。

主な部活動の種目につきましては、野球部とサッカー一部、吹奏楽部が3中学校の生徒を集めた合同部活動となっておりますが、今年度の合同野球部につきましては、部員数が1人となったため休部状態となっております。

また、その他には、各中学校により異なりますが、テニス部、バスケットボール部、バレーボール部、卓球部などがあり、そのうち女子バスケットボール部は、部員数減少により北郷中学校、須走中学校の合同チームで中体連に出場している状況であります。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再質問いたします。

411人の全生徒のうち、部活動への加入は299人とのことです。残り112人については部活動に参加していない生徒となります。その生徒は外部団体に所属していたり、部活動にも外部団体にも所属していないものと思いますが、それぞれの人数はどのようになっているのか伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（金子節郎君） 再質問にお答えいたします。

112人の部活動に所属していない生徒の内訳ですが、外部団体へ所属している生徒が65人、所属していない生徒が47人となっております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再々質問いたします。

部活動にも外部団体にも所属していない生徒が47人いるとの答弁でしたが、部活動にも所属していないことで体力不足やゲーム依存、コミュニティ能力の低下などが懸念されますが、このような懸念のある中、この生徒達をどのように今後フォローしていくのか伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（金子節郎君） 再々質問にお答えいたします。

部活動や外部団体に所属していない生徒が、皆体力不足やゲーム依存になっているとは考えておりませんが、今後は、中学校で本来部活動を実施しております午後4時30分までは、学校内の様々な活動をつうじて仲間づくりや人格の形成、生きがいややりがいの発見などを教員の指導により育んでいきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々々質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 次の質問に移ります。

町における部活動の地域展開の具体的な進捗状況について伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 本町では、少子化や教員の働き方改革を受け、校長会や、令和6年1月に立ち上げた小山町立中学校これからの部活動のあり方検討会で検討、協議を重ねた上で、部活動の地域展開を進めております。

これまでの状況を具体的に説明いたしますと、部員の減少により活動が困難となった野球部、サッカー部につきましては令和5年4月から、吹奏楽部につきましては令和6年1月から、合同部活動を開始いたしました。

また、令和6年3月には、部活動の地域展開の実務を担う団体として、NPO法人おやまアレ

グが設立されました。

本年2月には、2回目となる小山町立中学校これからの部活動のあり方検討会を開催し、学校と地域の役割について協議いたしました。部活動の存在意義の確認のほか、既存のスポーツ団体と連携しながら地域展開を進めていくことなどを明確にいたしました。

今年度は、校長会との意見交換会や教職員への説明会を開催し、部活動を地域展開した際の問題点の洗い出しなども協議したほか、町で活動しているスポーツ団体、文化芸術団体に対し、地域展開についての協力依頼などを行っております。

このように、学校側と地域側双方からの意見聴取やアドバイスなどをいただきながら、部活動の地域展開を進めております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再質問はございません。

次の質問に移ります。

昨年3月には部活動の地域展開の実務を担う団体としてNPO法人おやまアレグが設立されましたが、このおやまアレグの活動内容とその実績はどのようなものがあるのか、具体的に伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 活動内容につきましては、スポーツや文化に関するクラブ活動について、その立ち上げや運営に関する相談などの積極的な支援を行っております。

また、NPO法人おやまアレグの趣旨や活動に賛同された団体の求めに応じて、事務局機能を受託して事務処理なども取り扱います。

その他、指導者やコーチ等の人材育成をすることや、地域住民の理解促進や会員団体や協力団体を増加させる普及啓発も積極的に行っています。また、指導者バンクを設置し、指導者の確保を行うとともに、学校や団体の要請に応じて指導者の派遣を行っています。

主な実績といたしましては、昨年度は、陸上競技に特化した「おやまアスリートクラブ」の設立と参加者募集の周知や運営の支援だけでなく、吹奏楽部に所属する生徒が使えるよう、町民から使わなくなった楽器を回収し、修理を行うなどの活動も行いました。

さらには、卓球の指導者講習会を北郷中学校で開催し、部活動指導員としての資質の向上に努める後押しをしているほか、各種団体のホームページの作成支援や、町内で活動している各種団体に対し部活動の地域展開の説明を行いました。

NPO法人おやまアレグには、町民のスポーツ活動・文化芸術活動を支援し、部活動の地域展開における学校と地域、そして子ども達をつなぐ役割をこれからも担っていただくことを期待しております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再質問いたします。

ただいま答弁にありましたおやまアスリートクラブが、昨年度に開催しました教室の実施日や参加した子ども達の人数と内訳などについて伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（金子節郎君） 再質問にお答えいたします。

おやまアスリートクラブは、陸上教室として毎週木曜日に開催いたしました。昨年度は、41回開催し、延べ569人が参加しました。

登録している子ども達の人数は29人で、小学生が26人、中学生が3人です。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再々質問いたします。

おやまアスリートクラブの登録者29人のうち、中学生は3人とのことで、非常に少ないと推察しますが、この現状についてはどのようにお考えか伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（金子節郎君） 再々質問にお答えいたします。

中学生の登録者数が3人という現状から、中学生段階で陸上競技を希望する素地が小山町にはあまりないということが想像できますが、今後も陸上競技を行いたい中学生の活動場所の確保は必要であると考えております。

また、今後、中学生を受け入れてくださる各種団体と同様に、おやまアスリートクラブの活動に期待をしております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々々質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 次の質問に移ります。

現時点での中学校の部活動地域展開に係る具体的な見通しについて伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 先ほど申し上げました、小山町立中学校これからの部活動のあり方検討会において、町スポーツ協会、町文化連盟の代表者の方々など多方面から御意見を集めるとともに、部活動に係る業務を委託しているNPO法人おやまアレグにより、地域内で活動している団体が今後いかに部活動の地域展開に参画できるのかを調査してまいりました。

部活動はこれまで学校が担ってきたものであり、人間形成を行うことや競技力の向上など、様々な目的や狙いがありました。

これらの目的や狙いのうち、何を学校教育に残すのか、また何を地域に展開していくのかを検討、精査をしてまいりました。

その結果として、午後4時30分までは学校活動の時間、それ以降を地域展開の時間と明確に区別することといたしました。特に学校の受け持つ時間帯は、仮称ではありますが、諸活動とし、これまでの部活動の目的でありました人間形成を行うための異年齢を含むコミュニケーション能力を高めること、共同してスポーツや文化活動に取り組む中で助け合う喜びや達成感などの充実感を得ること、体を動かすことの楽しさを知り生涯学習につなげることなどの活動を、教員主導で行います。

また、競技力の向上などそれぞれの種目の専門性を求められる部分は、地域内で活動されている団体などに展開していく方向で考えております。

こうした活動については、準備の整った中学校や団体から順次進めてまいります。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再質問いたします。

ただいまの答弁にありました、午後4時30分までの中学校の諸活動とありましたが、具体的な説明をお願いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（金子節郎君） 再質問にお答えいたします。

諸活動は、火曜日、水曜日、金曜日の週3日間を考えています。午後3時30分から午後4時30分までを活動時間とし、この活動時間内では、従来の部活動、もしくは学校クラブ活動を全員参加で行います。この学校クラブ活動につきましては、今後、ALTによる英会話教室や、シーズン制で各種球技に取り組むなど、学校により柔軟な取り組みを提案していきます。

また、午後4時30分以降は、従来の部活動に所属する生徒は、学校との活動とは切り離し、部活動指導者などの指導者がいる場合に限り、部活動延長型地域クラブとして午後5時30分を目安に活動を継続することも可能となります。それ以外の生徒は、外部団体や地域で活動されている地域クラブなどに所属して活動をすることができるという、生徒にとって選択肢の広がる活動を考えております。

なお、土曜日、日曜日の諸活動につきましては、部活動は土曜日、日曜日のいずれか1日のみとし、地域クラブなどに所属する生徒は、各クラブの活動計画に従うことを考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再々質問はございません。

最後の質問です。

これからの中学生の放課後以降の時間帯の望ましい在り方について、小山町の現状に即した在り方をどのように考えているのか、最後に教育長に伺います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○教育長（勝俣 純君） 日本全国において、かつての部活動は、中学生の成長期における健康保持や仲間づくり、公共心の芽生え、生涯にわたるスポーツに関わる姿勢づくり、忍耐力の醸成など、重要な教育的意義を有していました。しかしながら、ここまでの答弁のとおり、3中学校連合チームにしても野球部員が1人になるなど、本町では少子化問題の波を受け、昭和・平成時代のような部活動は実施できない現状にあります。また、コロナ禍を経て明らかになった、子どもを預かるという学校の保育的な機能等を含めて考慮しますと、本町におきましては、小山町のスタイルで、これまで部活動の担ってきた教育的な役割を、新たな方法「小山方式」で創出していかなければなりません。

今後、令和9年度までに、3中学校ともに、16時30分までは先生方が子ども達を学校でしっかりと預かる中で、これまで部活動が担ってきた教育的な役割を代替できる諸活動を取り入れたり、希望者が多い従来型の部活動につきましては、精選して継続する方向で調整に入ります。

また、社会問題となっている教職員の働き方改革を効果的に進めるため、教職員の勤務時間である16時30分までは、本来、人間づくりのプロである先生方に子ども達を任せ、4時半以降は、スポーツや文化面で秀でた力を持つ地域にいる指導者に、地域の場で御支援いただくことをお願いしたい。また、学習面におきましては、現在、須走地区で好評を博している公営塾の全町展開を視野に入れながら、中学生にとって、4時半以降も公正公平で多様な選択肢が広がる支援をNPO法人おやまアレグが軸となり進めてまいります。これが、小山町における部活動の地域展開と言えます。

いずれにいたしましても、人口減少をはじめとする世の中が激変していく中であって、これまでの教育の質を担保しようとする場合、前年踏襲やこれまでどおりのやり方では通用しません。

小山町で育つ子ども達が、よりよい環境の下、充実した中学校生活を送ることができるよう、今後速やかに保護者や町民に対し、小山方式の部活動改革について広く広報に努め、学校のみならず、保護者、地域の皆様方に御理解と御協力をお願いすることを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再質問はございません。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（室伏辰彦君） ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

○副議長（室伏辰彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） 通告に基づきまして、防犯カメラ設置後の成果と維持管理について質問い

たします。

近年、防犯カメラ、監視カメラは、犯罪の抑止や証拠となるだけでなく、地域に安心感をもたらすという重要な役割を担っています。

犯罪事件の解決はもとより、犯罪を未然に防ぐためにも欠かせない存在となっています。

また、家庭内においても空き巣、窃盗などの犯罪が立証された例も多く、さらに万引き等の不正行為を立証するのに大変有用な証拠品となっています。

しかし、多くのカメラの設置箇所は十分に満足できる範囲ではなく、地区によっては1か所程度であり、死角となる場所や映りの状況を細部まで把握できるものではないようであります。

本町においては、令和元年度より令和4年度までに町内全区に48基が整備され、既設の14基を含め町内42か所に62基が設置され運用されています。

さらに公共施設では、駐車場、屋内外に50基強が設置されています。

防犯カメラの映像が犯人逮捕や犯罪の未然防止に欠かせない手段となっていることは、町民の安全と安心を確保する上で欠かすことのできないツールであると思われています。

また、防犯カメラが設置されている表示板だけで犯罪を抑止する効果があると指摘されています。

このようなことから、次の点について答弁を求めます。

まず、1番目には、防犯カメラ設置後の犯罪件数の減少はどうか、お伺いいたします。

次に、設置時に比べ、記録画素数の増加や記録装置の容量数の増加の対応はどのようになっているのか伺います。

3番目には、設置後、経年劣化による破壊等による更新はどうか、お伺いします。

四つ目には、今後、防犯カメラ、監視カメラの増設がさらに必要と考えますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 岩田議員にお答えいたします。

初めに、防犯カメラ設置後の犯罪件数の減少についてであります。

本町での盗難、空き巣、車上狙い等の身近な犯罪件数ですが、防犯カメラ設置前の平成30年が25件でありました。令和元年以降の件数を申し上げますと、令和元年が10件、令和2年が8件、令和3年が14件、令和4年が14件、令和5年が16件、令和6年が15件となっております。

増減はありますが、減少傾向であると考えております。

次に、設置時に比べ、記録画素数の増加や記録装置の容量数増加の対応はどうかについてであります。

現在、設置している防犯カメラの有効画素数は200万画素で、人物の顔の判別やナンバープレートの確認など、証拠として十分な映像を記録でき、また広い範囲を撮影した後、部分的に拡大しても精細さを保つことができるものとなっております。

また、記録装置のSDカードは、メーカー側の動作保証がされている最大容量の64ギガバイトを使用しており、警察の捜査協りに十分対応できております。

次に、経年劣化による更新についてであります。

耐用年数を過ぎ、保守点検の結果等で不具合が生じているカメラについては、順次、交換修繕を実施しております。平成28年度に設置した須走地区の14台につきましては、令和4年度と令和5年度で全て新しいカメラに交換済みであります。引き続き適切な維持管理を行いながら、機器の耐用年数に応じて適宜、更新を実施してまいります。

次に、今後、防犯カメラ、監視カメラの増設がさらに必要と考えるかについてであります。

令和元年度に現在の設置箇所を選定してから既に5年が経過しており、インフラ整備の状況や町内での犯罪状況を鑑み、増設や移設の必要性について、本年度、御殿場警察署と協議を進めております。その協議結果を踏まえ、増設等について検討してまいります。

今後も町民のプライバシー保護に十分留意し、厳正な管理を行いながら、防犯カメラの運用を行ってまいります。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 今回の答弁の中で、ちょっと私、まだ疑問に思っているようなことが幾つかあるんですけど、ちょうど令和元年度あたりで、私も防犯カメラのことに興味がありましたので、いろいろ教えてもらったわけなんですけど、防犯カメラの有効画素数は200万画素で、人物の顔色の判別やナンバープレートの確認など証拠として十分な映像を記録できるというような答弁をいただいたんですけど、現在、各区に設置されている防犯カメラは、区内の入り口部分に設置されているようなところが多いわけです。実際の住宅部分では死角となっているところが多いものですから、実際にそれが役立つのかどうか大変疑問に思っております。

実は、今年12月になりますけど、明倫地区と足柄地区では警察の派出所が廃止されます。住民の防犯に対する関心は高くなっております。

ですから、先ほど答弁の中でも、犯罪件数が少なくなる、減少傾向であるというようなことを言われていましたけど、実際に犯罪の件数はそれほど以前から多くないものですから大きな比較にはならないわけなんですけど、警察の派出所がなくなることによって住民の不安がなくなるような対応を私はぜひ取っていただけることを思っております。この辺について答弁がいただければ、ぜひお願いしたいと思います。

もう一つ、先月のことなんですけど、函南町で、道路脇に設置されている消火栓のノズルの先端部分の真ちゅう製のものが80個まとめて盗まれたという事例が報道されています。本町では、このようなことは十分な対応が取れているのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

また、先週のことですが、神戸市で若い女性がストーカーに襲われ、殺人事件がありました。これも防犯カメラのおかげで、防犯カメラの有効性が十分に発揮できてすぐに逮捕されたという

ような事例も出ていますし、同様に、東京の世田谷区でも殺人事件があって、防犯カメラのおかげで羽田空港までの間に緊急逮捕されたということも報道されています。

ですから、現在、防犯カメラが、警察との連携がどの程度できているのかということをお答えしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 再質問にお答えします。

駐在所の関係なんですけど、まず初めに、今回設置するときに、令和元年度に各区からの要望を受けて、142か所の要望を受けました。その中で、各区偏りがありましたので、御殿場警察署と協議をした中で、町内で犯罪が起きたときに逃走経路となり得る箇所、その辺に重点を置いて設置箇所を決めた経緯があります。

今回、菅沼駐在所と足柄駐在所が小山交番に統合されるという計画があります。その辺りも含めまして、今年度、御殿場警察署と防犯カメラの増設また移設についての協議を実施しているところであります。

二つ目の函南町のノズルの例におかれまして、現在、今年度から町の方で、各区が防犯カメラを設置する際に、1件当たり10万円の補助というものを設定しております。ですので、各区で管理するような施設、また、そういうところに設置する際は、その助成を使っていたらと考えております。

また、3点目の警察との連携ですが、令和2年度から防犯カメラの画像提供の運用を開始しております。警察署の方には、現在この42か所、62台のカメラの設置箇所の書類を渡してありますので、具体的に令和2年度から申し上げますと、令和2年度には3件、令和3年度には5件、令和4年度には3件、令和5年度には7件、令和6年度には10件、そして、今年度は8月末までに5件の警察からの画像提供申請がありまして、提供して協力を行っているところであります。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありますか。

○9番（岩田治和君） 答弁の中で一応出ております件数も、犯罪件数はそれほど多くないものから、比較にはちょっとなりにくいようなところがあるんですけど、ただ私の考えでは、令和元年あたりに設置したとき、全部で48か所で設置が始まったわけですけど、どうしても死角部分というのがだいぶあるわけなんですね。それで、画素数の方も、その当時に比べてSDカードの記憶容量が増えたものから、だいぶ詳細にはなっていると思いますが、その当時には1週間は録画することができないというような回答がありました。ですから、どうしても私は、画素数が増えるのはいいんですけど、その分記憶される時間が短くなるということも考えますと、かなり答弁の中では十分な対応ができているような言い方もされていたんですけど、まだ足りないんじゃないかというような感じはいたします。

それで、再々質問ということなのですが、今後、私は自分の個人的なところでは既に付けているんですが、個人宅にも防犯カメラを付けるような対応、どちらかといいますと、町からの助成金が出ないかどうか、そういう予算対応ができないかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 再々質問にお答えします。

現在、個人の住宅等への防犯カメラの際の助成金等は検討しておりませんが、今後、状況等を見ながら、また検討する時期がありましたら検討していきたいと考えております。

以上です。

○9番（岩田治和君） 以上で終わります。

○副議長（室伏辰彦君） 次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、大きく2点について、一括質問一括答弁方式で質問をいたします。

1点目は小山町役場の法令順守意識の欠如について、2点目は公共性の低い事業は停止をの2点で質問いたします。

まず、1点目ですけれども、ふるさと納税の増額を図って立ち上げた株式会社まちづくり公社おやまへの職員派遣については、あまりに初歩的な誤りがあり、こうした行為が横行している現状は行政機関としての役場の信頼を著しく損なうこととなります。

原因は込山町政下で行われてきた不正な事務処理にあると考え、その経過を振り返り、猛省及び正常化を求める趣旨で質問いたします。

まず、株式会社まちづくり公社おやまへの役場職員2名の派遣について伺います。

地方公務員は全体の奉仕者であり、営利を目的とする法人等で働くことはできません。法律で認められているのは、公益性が高い法人等に限られており、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の第2条で示された法人等に限定されています。

現在、小山町でこの公務員派遣法に基づいて職員派遣が認められているのは、社会福祉協議会と商工会のみであります。

それは、この法律で明示されている113の法人の枠内に、社会福祉法人と商工会が公務員の派遣先として認められているからであり、役場が派遣を行えるのもこの範囲に限られているのであります。

町民本位の会で、この株式会社まちづくり公社おやまへの派遣について適法性を有識者に確認したのかと尋ねたところ、このレベルの法律は確認するまでもないとの答えでありました。

また、小山町の条例、規則を改正し、株式会社まちづくり公社おやまを派遣先として追加したとも説明しています。

しかし、法律を読めば明らかなおお、「次に掲げる団体」と限定されており、役場が独自に派遣先を追加するなんていうことはできないのであります。役場は、法律に示されていなくても条例で示せばよいと考える初歩的なミスを犯しているのではありませんか。

したがって、役場職員2名を株式会社まちづくり公社おやまへ派遣した行為は、地方公務員法等に抵触する人事措置であり、直ちに公務に復職させなければならないと考えますが、町長の見解を伺います。

また、この2人に支払われた給与等は、元が公金でありますけれども、2人は公務に従事していないのでありますから支払いの法的根拠がありません。よって、任命権者である込山町長が2人に支払った分を町の会計に返還すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、足柄地区でのアクアイグニスの開発について伺います。

足柄サービスエリア周辺地区開発道路の開通式が華々しく行われましたが、私は小山町役場の行財政規律が崩壊し始めたきっかけが、アクアイグニスの社長と込山町長が結んだ協定にあると考えています。

それは、民間企業の業務を役場が請け負うという、地方公務員法に違反した前代未聞の内容だったからであります。

協定に基づいて業者選定等を町が手伝った令和2年度の開発道路整備では、施工業者は4億3,000万円を投じたにもかかわらず、アクアイグニスは本来支払うべき3億数千万円を払わなかったのであります。

もともと工事の発注者であるアクアイグニスと道路施工業者との問題なのに、事もあるうに、小山町役場はアクアイグニスに代わって一般会計から3億数千万円を調達して施工業者に支払ったのであります。

これは明らかに財務規律を著しく逸脱した不正行為で、町民に対する背任行為です。

予算に計上されていない3億数千万円余の支出を、どのような手続で行ったのでしょうか。役場から出金をする場合は、1円たりとも請求がなければ支払いできません。請求が正しいか、予算に計上された支払いか、財源構成に間違いがないかなどを複数の担当者がチェックするはずで

す。

このような不正を企てた者の罪が一番重いのですが、小山町役場が組織としても機能しなかったというのは残念なことであります。

この不正な会計処理は町議会議員が発見したようでありますけれども、町議会は、後でアクアイグニスから入金されたので問題はないと結論づけたと聞いております。しかし、3億数千万円もの公金を不正に取り扱った時点で犯罪が成立しており、この判断は町民の信任を大きく裏切るものであります。

アクアイグニスの開発道路に係る公金の不正支出事件は、刑事事件として扱われるべき事案であったと思います。刑事訴訟法によれば、公務員は不正を発見したときは告発義務があります。小山町はなぜ告発しなかったのですか。答弁願います。

次に、アクアイグニスの開発地内に存在した、町長の親族が経営している産業廃棄物処理場の移転問題について伺います。

込山町長がウエルカムで呼んだアクアイグニスの開発計画地には、町長の親族が経営する富士総業の産業廃棄物処理場があり、移転が必要になったのであります。なかなか移転先が見つからなかったのですが、事もあるうに棚頭工業団地の町有地である都市公園の一角に決まったではありませんか。当然ですが、都市公園の用途変更は厳しく規制されていて、公園としての機能をなくす産業廃棄物処理場は許可されないはずで。

そもそも、民間事業者が町民の財産である都市公園内に産業廃棄物処理場を造る計画を立て、町へ申請を出すこと自体、極めて異例で、異常であります。この申請者には、役場はきっと特別な計らいをするという見込みがあったのでしょうか。

町の土地利用委員会は一旦保留にしましたが、最終的には承認をしています。令和5年5月末日までに永久建築物を建築し、その中で廃棄物処理の作業を行うことという条件を付けております。そして、この条件が実行されないときは承認を取り消しますとしているのであります。

しかし、いまだに現地には建築物は建っていません。土地利用委員会の付けた条件が実行されないときは、承認は取り消されるはずで。周辺住民も注目しています。どのように対応するのか伺います。

次に、湯船原工業団地の開発に伴う役場の不祥事についてであります。

込山町長らは、現地に大量のごみが埋められているのを知りながら工業団地造成に着手し、町民はごみの処理に30億円の税金を投じざるを得なくなりました。しかも、ごみの埋まった土地を21億円で買収しているのであります。

この土地にごみが埋まっていることを知らないことにしなければ、用地費21億円は予算化できません。

そこで、役場は、富士市の不動産鑑定士に、この土地には土地の価格に影響する事情はないという鑑定書を書かせたのではありませんか。

その鑑定士は、地域の情報を収集し、小山町史も調べたと役場への報告書には書いているのであります。しかし、小山町史には、現地の大量産業廃棄物の投棄を記載されており、役場をはじめとして大変苦勞したと記述されているのであります。国家資格者にはあるまじきずさんな鑑定書であります。

しかし、鑑定を依頼する役場も、鑑定に影響する事情については事前に鑑定士に情報を提供する義務もあります。

こうしたことを考えれば、小山町役場は、意図的に情報隠しをしたとしか考えられません。

込山町長の施策の工業団地の実現のためには有償で用地買収をしなければならず、現地にごみが埋められていることを知っていたが、問題がない土地だとの鑑定書を作るよう指示をしていたとしか考えられません。

結局、小山町は、ごみの処理に30億円を要する土地を、21億円で買ったのであります。

この事務処理は、町民に対する背任行為になると思いますが、どのように考えますか。町長の

見解を伺います。

次に、町有地売却における価格漏えいについて伺います。

先の6月議会で、菌田議員が、ホテル会社への町有地売却は予定価格の漏えいにより違法であり、契約は無効ではないかとただしたのに対し、担当部長は、価格漏えいはなく、正規の手続であると答弁しました。

しかし、静岡地方裁判所は、「小山町役場職員は予定価格をホテル会社に漏れ伝えていたことが認められ、その過ちは見過ごすことはできない。違法の程度も重大であるので売却は無効」とまで判決文に書かれているのであります。

動かし難い事実であるのに議会において誤った答弁をしたのは、町民に対する悪質な情報操作でもあります。

こうした公務員としての倫理感も矜持も喪失した幹部職員の態度は、そのまま小山町役場の職場風土に影響してきます。抜本的な対策を早急に講ずる必要があると思いますが、考えを伺います。

次に、2点目の公共性の低い事業は停止をについてであります。

小山町が実施している公共性の低い事業は、制度設計がずさんなために様々な場面で問題を起こしています。

工業団地の造成事業、木質バイオマス発電事業、小山P A周辺開発事業などは、違法性が強く疑われる事務処理が行われてきました。

問題は、この流れは何の反省もなく継続していることであります。

通常、役場は、用地買収が伴う事業の場合は、その事業が公共性、公益性があるという証しとなる県知事の認可をもらいます。知事の認可を税務署に示すことによって、この土地は公共のために売却した土地だと認められ、地主さんは5,000万円の税控除が受けられるのであります。小山町は県知事の認可を受けないので、1,500万円の控除しか受けられないのではありませんか。

県知事の事業認可を受けるためには、事業の目的、区域、資金計画、そして周辺住民の意見などの審査があります。

今、小山町は、温水プールをはじめとして10億円を超す事業がめじろ押しであります。しかし、県知事の事業認可の話は全く出ていません。事業の目的、資金計画などで県知事の認可を得る見込みが立たないのではありませんか。

全て町民の税金が投入される事業なので、公共事業としての条件を満足させた計画を立て、県知事の認可を受けて事業を行うのが、町民のためにも本来の行政の姿だと思いますが、いかがお考えでしょうか。答弁願います。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員にお答えいたします。

初めに、一つ目の質問の株式会社まちづくり公社おやまへの役場職員の派遣についてでありま

す。

地方公務員の民間部門への派遣についてであります、二つの制度があります。

一つ目は、牧野議員が認識しておられる公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条の規定に基づく公益法人への派遣、二つ目に、同じ法律の第10条の規定に基づく特定法人への派遣であります。

まず、身分につきましては、一つ目の派遣は、公務員としての地位及び身分を保持したまま移籍するもので、二つ目の派遣は、一旦退職してから移籍し、一定期間の出向後に再任用として公務員に戻るものであります。

また、派遣先についてであります、一つ目は、公益法人や特別の法律により設立された法人であり、二つ目は、地方公共団体が出資し、公益の増進に寄与する特定法人で、どちらも派遣できる法人が限定されております。一般的な株式会社への派遣はできません。

株式会社まちづくり公社への派遣については、今説明しました二つ目の制度によるものであり、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に定められており、その法律に基づき、小山町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び同規則で定めております。決して法に抵触する人事措置ではございません。

また、派遣している2人の給与については、株式会社まちづくり公社が支払いをしております。

次に、二つ目の質問の公共事業として県知事の認可を受けて事業を行うのが本来の行政の姿だが、どう考えているかについて、先にお答えいたします。

議員御指摘の租税特別措置法の所得控除を受けるためには、土地収用法第3条に掲げられていることが前提となり、税務署との事前協議を行い、当該事業が最高5,000万円控除の該当事業であるか確認を受けます。用地買収後には、公共用資産の買取り証明書を発行いたします。

税務署から事業認定庁である県の見解を求められるケースもありますが、県知事の認可は直接的には関連しないものと考えております。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 私からは、足柄S A周辺地区開発道路整備事業の道路整備工事の支払い、湯船原の廃棄物、そして足柄の町有地売却の3点についてお答えをいたします。

足柄S A周辺地区開発道路整備事業における令和2年度の町道整備工事に対する支払いについてであります。

本事業は、足柄サービスエリア周辺地区開発道路建設事業に関する協定に基づき、当該年度の事業進捗を受けて、開発事業者と年度契約を締結し、事業者の負担額を決定しておりました。

しかしながら、令和2年度はコロナ禍による事業計画の見直し等によりまして、年度内の契約締結がかなわず、結果的に収入調定ができないまま次年度に持ち越すこととなりました。

一方、計上された歳出の予算につきましては、実施された工事請負費として一般会計から支出

をいたしました。

令和2年度の事業者負担金は、令和3年度に納付していただいております。

以上のことから、公金を不正に取り扱ったということは全くございません。

次に、湯船原の廃棄物処理についてであります。

本件につきましては、令和6年6月定例会時に菌田議員に御答弁をいたしております。

内容ですが、湯船原地区に産業廃棄物が投棄されているということは、当時の広報おやまでも取り上げられていたようですが、そのことを断定し、場所や量を特定することもできなかったため、今回の開発前に町で対応することができませんでした。開発における造成工事にて発見されなければ、未来永劫、埋設したままとなってしまうということを考えますと、町の水を守るという意味におきましても、今回の措置は必要なことであったと考えております。従いまして、これらの一連の処理は背任行為ではございません。

次に、町有地売却についてであります。

こちらも本年6月の小山町議会定例会時に菌田議員の御質問に答弁いたしておりますが、当該不動産の売却は、小山町議会の議決をいただき、正規の手続を踏んで宿泊施設の事業者と契約を締結しておりますので、手続をやり直すことは考えておりません。

また、裁判を通し、一貫して予定価格の漏えいはないと主張してまいりました。今から対策を講じる必要はないと考えております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 次に、富士小山工業団地内の産業廃棄物処理施設の設置について、土地利用対策委員会が付した条件に対する対応についてであります。

議員御指摘のとおり、当該廃棄物処理施設設置に係る町の土地利用事業承認申請につきましては、令和2年10月22日に開催した土地利用対策委員会で審議した結果、令和5年5月末日までに永久構造物を建築し、その建築物内で廃棄物処理の作業を行うことを条件として、令和3年1月12日に承認し、この条件が履行されないときは本承認を取り消すこととしております。

その後の対応につきましては、条件の期限が迫る中、令和5年4月20日に開催した土地利用対策委員会において、事業者からの事情聴取、ヒアリング及び対応を協議した結果、建築物の建築期限を取りやめ、大きな状況の変化がない限り当面の間様子を見るという方針を土地利用対策委員会として決定し、事業者に書面で通知したものであります。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 再質問はありますか。

○4番（牧野恵一君） 再質問いたします。

まず、株式会社まちづくり公社への職員の派遣についてでありますけれども、答弁では、2人の職員は一応退職という形を取っていくという話でしたよね。それは、私が最初から言っていた

ことですよ、ね、「退職ならいいけど、派遣はできないでしょう」と。ところが、あなた方は「派遣でいいんです。今までやっていました」というふうに、議会で、議員の説明会で言いましたよね。しかも、公社の経過報告の文書にも残っていますけれども、「役場から2人の職員の派遣を受け」と書いてありますよね。だから、「派遣じゃないじゃないか、退職だろう」と言ったところ、「いや、今までやっていたとおりの派遣です」とおっしゃったんです。だから、「それは違法です」と言って、私がおもて質問したんですよ。

だから、公務員としての職を辞して行くなら、退職ですから問題はありませんけれども、ただ、この場でなくてもっと早く「いや、実は退職だったんだ」ということを言ってもらえれば、こんなところで質問する事項ではありませんよ。そういった点では、ちゃんと訂正なら訂正で早いときにする機会があったと思うんですよ。それはぜひ真剣に考えてください。

ただ、1点質問がありますけれども、役場を退職した職員は、多分、規定の年数がたつと役場に戻れるというふうな約束の下に退職していくと思います。しかしながら、1人については、株式会社の代表者として行っていますよね。ちょっと会社の経営のためにのみ仕事をしなきゃならない。一方、戻ってきたときには、今度は町民の福祉のためにしか活動できないというふうな、立場がまるっきり逆転しますが、これは要するに、戻ってきたときに採用する際に町への利益相反という問題が出てこないか、その辺についてはちょっと答弁をお願いします。

次に、足柄サービスエリアの周辺地区開発道路整備事業ですけれども、コロナ禍による事業計画の見直しによって年度内に締結ができず、結果的に次年度に持ち越すと、何か見直しをしたというんですが、計画の何を見直し、何を締結できず、何を持ち越すことにしたのか分かりません。工事は着々と進められて、4億円以上の工事をしてしまったではありませんか。

過日示されたこの道路整備事業の精算報告においても、令和2年度はアクアイグニスからの負担金3億7,000万円が収入不足であったと報告されています。この穴埋めに一般財源から3億7,000万円を充てたと説明しているではありませんか。

今の小山町役場にとって、これは公正な公金の取扱いなんですか。答弁をお願いします。

それから、次は、棚頭の都市公園内に町長の親族が経営する産業廃棄物処理場を建設した件です。

答弁では、建築条件となっている令和5年5月末日の直前の4月20日に開催した土地利用委員会で、事業者からの事情聴取及び対応を協議した結果、建築物の建築制限を取りやめ、大きな状況の変化がない限り当面の間様子を見ると決定し、業者に書面で通知したと。しかしながら、なぜ事業者から事情を聴く必要が出てきたのか。処理場を建物で覆う必要があるかないか。当面様子を見るというふうに判断をしたのか。

実は、この4月20日というのは、たしか池谷町長の任期中だと思います。池谷町長からかつて聞いた話ですけれども、この産業廃棄物処理場に土地利用委員会が付けた条件を外したいというふうな要望があったけど、それは断ったというのを私は耳にしています。それに、これは池谷町

長自身が建物の図面を示して、地域にこういうことをするから理解してくれと、町長自身が自ら回った件ですよね。

そういう経緯を考えると、今回の一度下した行政処分を不正に覆したと、そういうことではないのかということの確認の答弁を願います。

次に、湯船原工業団地の用地買収に際して、不動産鑑定士に虚偽の鑑定書を書かせたのではないかという疑いについてであります。

ごみの埋立てを知っていながら、知らないと議会に説明して、ごみの処理に莫大な税金を支出したことはもちろんですが、不動産鑑定士に工業団地は問題のない土地だと虚偽の鑑定書を書かせたことは、町民に対する背任行為に当たるのではありませんかと質問しているのであります。端的に答弁願います。

ホテル会社に町有地を売った件ですが、裁判所が、小山町との契約は違法であって売買は無効だと結論したのは、判決文の36、37、38ページで述べています。裁判所の判決をねじ曲げて解釈するなんて、町民は小山町役場はどういう集団なのかと疑問を持っています。

裁判所が、役場は価格漏えいをしたと判決した理由の一部を紹介します。

町は、土地の予定売却価格を1平米当たり1万3,000円と決めた。ホテル会社Aの提示価格は1平米当たり1万3,030円で、不自然に近い。金融機関から切りよく30円カットしたらと勧められたが、どうしても欲しい土地だから30円を残したとホテル会社の社長が供述をしています。審査委員会の採点では、350点満点中、最低基準点は280点だった。Aの採点は291点でした。30円残したことで40点が加算され基準点を上回った。こうしたことが、るる書かれているわけであります。

この判決内容に反論も控訴もしなかったではありませんか。小山町役場で予定価格漏えいがあったということは、法律的に確定してしまったことではありませんか。

1点目の再質問については以上です。

2点目の質問ですが、小山町の事業は公共性が低いのではないかという点であります。

ごく一般的に考えて、公共事業では、用地買収に当たっては、5,000万円の控除が受けられるわけであります。ところが、小山町はほとんど1,500万円の控除しか受けていません。それは、小山町の事業の選択や執行方法に問題があるからではありませんか。

どんな理由があって小山町民は5,000万円の控除を受けられないのでしょうか。明確な答弁をお願いします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、まちづくり公社への職員の派遣についてであります。

本年6月20日の議員懇談会におきまして、まちづくり公社への職員派遣については、企画政策課長から退職派遣と申し上げたところですが、私の方で割愛職員の例を挙げるなど、紛らわしい説明をしてしまいました。

その後の7月9日の午前中、企画政策課長と町民本位の会の会派室にて、藺田議員、臼井議員同席の下、牧野議員へ先日の説明についておわびして訂正し、関連した資料を基に、このたびの答弁と同様の説明をさせていただいたところではございますが、御理解いただけなかったところは誠に残念であります。

さて、まちづくり公社の代表者が、派遣の一定期間後に職員として採用されることについてであります。

公益法人等の一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条の規定により、当該特定法人である株式会社まちづくり公社の役職員の地位を失って、退職派遣前の小山町職員、公務員として採用となるので、利益相反の関係はございません。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） 再質問のうち、足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業における公金の取り扱いについてと、湯船原工業団地の不動産鑑定についてお答えいたします。

最初に、足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業についてですが、本事業は特別会計による事業ではなく、一般会計による道路整備事業であります。そのため、先ほどの答弁と同様になります。実施した工事請負費は、予算計上されている一般会計から支出したところであり、通常行っている公正な公金の取り扱いになります。

次に、湯船原工業団地の不動産鑑定についてであります。

湯船原の廃棄物につきましても、先ほど答弁いたしましたとおり、不動産鑑定士に虚偽の鑑定書を書かせたことはございませんし、一連の処理は背任行為ではございません。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 私からは、富士小山工業団地内の産業廃棄物処理施設についての再質問にお答えします。

土地利用対策委員会における事業者からの事情聴取については、条件の期限が迫ってきたため、状況確認の目的で実施したものであります。

また、建築物で覆う条件につきましては、当初は近隣事業者の同意が得られなかったことから、それらに配慮して条件を付したわけですが、令和3年1月の土地利用承認時から2年以上が経過し、操業開始後も当初反対されていた隣接事業者や地域住民からの苦情はなく、また、環境面を含めた土地利用上の問題も発生していないという状況を鑑みて、令和5年4月20日の土地利用対策委員会で、条件の見直しにより期限取りやめの決定をしたものであります。

次に、その後の事務手続の経緯ですが、委員会の審議結果報告及び承認の決裁をしていただくため前町長の日程を調整し、令和5年4月27日に説明しましたところ、その際には決裁をいただ

くことができませんでしたが、その後、5月8日に町長の決裁をいただき、同日付で事業者に対して承認書を通知しております。

以上であります。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○政策監（湯山博一君） 私から、1問目の5番目と、それから2番目の質問についてお答えをいたします。

まず、一つ目ですけれども、裁判の結果といたしますか、判決文は主文と事実と理由、いわゆる判決理由という二つに分かれておまして、なぜ控訴しなかったかといいますと、主文で原告らの請求をいずれも棄却するというので、全て被告、私ども小山町側の主張が通りましたので、当然控訴はいたしませんでした。

それから、主文の二つ目の訴訟費用につきましては、小山町の場合、恐らく10万円程度の訴訟費用がかかっているんですけども、これについても、裁判所に申立てが必要な手続になってまいりますので、これについても費用は請求しておりません。

判決理由につきましては、一切法的拘束力がありませんし、かつ私どもの方では控訴の対象にもなっておりませんので、それに対する反論する余地というか、すべが全くありません。いわゆる、なすすべがなく、裁判官の言いつ放しの状態で、私達から何にも抵抗することはできませんので。例えば、こういう本会議の折にいろいろな御意見がありますけれども、それについては私どもは価格漏洩はしていませんよと主張するのが精いっぱいということになりますので、御理解をいただければと思います。

それから、2番目ですけれども、まず用地買収等々、役場の業務でするときに、今それに携わっている職員の皆さんも含めて、何を最優先するかといいますと、一番は貴重な土地を提供してくださる地権者の皆さんの利益です。それをまず最優先に考えて、議員御指摘の5,000万円控除があるとか、1,500万円控除があるとか、まれに2,000万円控除というものもありますけど、そういうものを提供していくというのが基本的な考え方です。

5,000万円控除がないから問題だよではなくて、例えば今回のプールのことを申し上げますと、プールにつきましては、一番大きい地権者の方も二百数十万円でした。なおかつ、地権者の希望によっては全筆買ってくれと、いわゆる、残さんでいいよという話がありまして、そこら辺もいろいろな交渉をすると、例えばこれを、仮に5,000万円控除の適用で税務署と事前協議をすると、いわゆる事業用地以外については所得税が発生してしまいます。つまり、これについては、今回1,500万円控除の手続をしたんですけども、1,500万円控除の、いわゆる公有地の拡大の推進に関する法律に基づいた1,500万円控除を適用したからこそ、今回のプールの地権者の方は所得税は0円。もしこれを5,000万円を適用する手続をすると、残地に対して所得税がかかりますので、恐らく数十万円の税がかかってしまいます。

あと、冒頭申し上げましたように、私どもの仕事は、地権者の利益を最優先しますので、5,000

万円控除を適用するというのではなくて、1,500万円控除を適用した方が地権者の利益になるということで、そのような手続をいたしました。

以上です。

○副議長（室伏辰彦君） 再々質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 再々質問をいたします。

まず、私の質問でいうと2点目の、足柄サービスエリアの道路事業の関係ですけれども、そもそもこの事業は協定に基づいて、協定そのものが違法だと思いますけれども、金を出すからやってくれということでもって予算をつくったんじゃないんですか。最初から一般財源3億7,000万円を充てるつもりでもって予算を組んだんですか。3億7,000万円あったら、町民のためだったら10億円ぐらいの町民サービスに向けられますよ。小山町役場の予算立てというのは、そういうことなんですか。じゃあ議会もそういう心積もりでもって審査しなきゃ駄目だということなんですか。アクアイグニスが出すというものを一般財源にしたというだけであって、だからアクアイグニスが出さなかったら一般財源も出したということは、正当な会計処理だということにはちょっと私からは理解できません。

それから、棚頭の条件を外したということですが、今現在は、あの後造った産業廃棄物処理場なんかを全部建物で覆ってますよね。なぜここは外すことにしたのか。5月8日の決裁というのは誰なのか。その2点については、ちょっと再々質問します。

それから、不動産鑑定書のことですが、じゃあ役場の皆さんは、あの鑑定書が正しいと思っているんですか。だから受け入れたんですか。ところが、皆さんはあの後、ごみがあるということはみんな知ってたと、町長以下みんな言ってんじゃないですか。だったら、あの鑑定書は虚偽ですよ、ないって言ってるんだから。それを受け入れたということ自体が、役場の皆さんのちょっとミスじゃないかと思います。それは指摘しておきます。

それから、ホテル会社へ売った件ですが、これは主文で勝ったということと内容でもって負けたということの、二つ面がありますよね。主文が、なぜこれ町が勝ったかと、その理由は分かっていると思いますけれども。

町民の皆さんは、あの取引は不正だから、直ちに町の方へ戻しなさいといって訴えたわけですね。ところが、裁判長は、あの土地の売買は一応町議会も通っていると、だから町が買い戻すためには1億6,000万円を用意しなきゃならない。そういうことを考えると、直ちに町の名義に変えなさいということについては、その主文ということについては、否決、棄却しますよという内容ですよ。だから、内容的には全面的に役場の方が敗訴されている。厳しく指摘されている内容だというふうに私は読んでおります。

それから、5,000万円控除のことですが、私は特に5,000万円の控除というのは大きなあれですから、普通なら公共事業なら5,000万円控除が受けられるということです。ほかのプールについては、借地とかいろいろあるようですが、その他の土地では買収がありますけれども、

今まで協力が得られないから一般財源から繰り入れるというようなことをやっていますけれども、それはすなわち公共事業としての計画性の欠如だと思います。その点については、ぜひ考え直してもらいたいと思います。

再々質問の答弁をお願いします。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） まず、最初の足柄S Aの開発事業について、この事業は協定に基づくものではないのか、3億円を一般会計で出すということはどうなのかという質問についてですが、この事業は、議員御指摘のとおり、アクアイグニスの方と協定を組み、国庫補助金等以外の分につきましては、事業協力者の方から協力金を充てるということになっております。

こちらにつきましても、先日、議員懇談会で説明をさせていただいたとおり、事業完了時におきましては、国庫支出金等以外の支出につきましては、全て事業協力者からの協力金で賄ってございます。

2点目の不動産鑑定書が正確だと思っているのかという御質問についてですが、こちらにつきましても、鑑定を行う当初につきまして、湯船原地区には廃棄物があったという情報は得ておりましたが、その場所も量も特定をされておられませんでしたので、正確な情報をつかめていなかったということもあり、正確な情報は全て鑑定士には提供しておりますが、ごみについての記載をしていなかったところでございます。

以上となります。

○副議長（室伏辰彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 3点目の廃棄物に関する再々質問にお答えいたします。

一つ目の条件を外したのはなぜかということですが、判断理由につきましては、先ほどの答弁のとおりですが、町の土地利用事業の指導要綱に基づく指導を行う上で、苦情や問題が発生していない状況にもかかわらず、事業者側に多額の負担を強いてまで建築物の設置を求めることは過大な要求であるとの考えでございまして、委員会として判断したものでございます。

2点目の、5月8日の承認の文書は誰が出した文書かということですが、承認の手続につきましては、先ほど順番を説明させていただきましたが、4月27日に前町長に決裁をお願いした際に、理由は分かりませんが決裁をいただくことができませんでした。ただ、委員会の承認決定内容について、それを取り消すようなことの指示もございませんでしたので、その後、改めて決裁をもらう機会もなく退任されたため、5月に入り現町長に改めて説明させていただきまして、決裁を受けて、現町長の名前で文書を出したものでございます。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） 質問を終わります。

○副議長（室伏辰彦君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月19日金曜日 午前10時開議

議案第62号から議案第74号までの合計23件を順次議題として、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後0時14分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 副 議 長 室 伏 辰 彦

署 名 議 員 石 原 和 美

署 名 議 員 牧 野 恵 一

令和7年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和7年9月19日（第6日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 平野 正紀君 2番 池谷 元君
3番 石原 和美君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 遠藤 豪君 8番 渡辺 悦郎君
9番 岩田 治和君 10番 藺田 豊造君
11番 米山 千晴君 12番 室伏 辰彦君
13番 鈴木 豊君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 正彦君
経済産業部長	岩田 幸生君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	大庭 和広君	おやまで暮らしそう課長	中澤 芳文君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長	渡邊 徹君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長	杉山 則行君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	3番 石原 和美君	4番 牧野 恵一君	

閉 会 午後1時22分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第62号 小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第2 議案第63号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第64号 令和7年度小山町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第65号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第66号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第67号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第68号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第69号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第70号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第71号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第72号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 認定第1号 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第13 認定第2号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第14 認定第3号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第15 認定第4号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第16 認定第5号 令和6年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第17 認定第6号 令和6年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第18 認定第7号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第8号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第9号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第10号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第22 議案第73号 令和6年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第23 議案第74号 令和6年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第24 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第75号 工事請負契約の締結について(令和7・8年度用沢大畑ケ地区宅地造成事業)
- 追加日程第3 議案第76号 工事請負契約の締結について(令和7・8年度小山町温泉プール造成工事)

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鈴木 豊君） おはようございます。本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。

小山町議会傍聴規則第7条第4号の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 議案第62号 小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第2 議案第63号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第64号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第65号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第66号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第67号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第68号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第69号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第70号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第71号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第72号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 議案第62号から日程第11 議案第72号までの議案11件を一括議題とします。

それでは、8月26日に、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 小林千江子君。

○総務建設委員長（小林千江子君） ただいまから、8月26日、総務建設委員会に付託された6議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

9月9日、午前10時から会議室において、当局から副町長、政策監、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第63号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第3号）を報告します。

委員から、農業水産業費分担金31万3,000円は、ポンプ取り替え工事に係る受益者負担金とのことであるが、どのような内容か。との質疑に。

海苔川用水の取水ポンプに故障が発覚し、一色区からの要望によりポンプを交換するもので、費用の12.5%を受益者が負担するものです。との答弁がありました。

委員から、給与費明細書の補正後の給与総額が24億8,900万円ほどになっているが、これは職員227人分のものか。との質疑に。

常勤職員227人と会計年度任用職員の給与、職員手当や共済費を含んだ金額です。との答弁がありました。

委員から、給与費明細書において、198人となっている職員数は何か。との質疑に。

再任用短時間勤務職員と会計年度任用職員のパートタイムで働いている職員数です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第64号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）、議案第71号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された6議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、町営住宅湯船団地、町道3628号線について、現地確認と視察を実施しましたことも併せて御報告いたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、8月26日、文教厚生委員会に付託されました6議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

9月11日、午前10時から会議室において、当局から副町長、教育長、政策監、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第62号 小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第3号）について報告いたします。

委員から、健康福祉会館空調改修事業の改修場所はどの部分か、また今までの修繕状況は。との質疑に。

今回の補正で対応するのは、1階の消毒準備室、電話相談室、健康相談室、授乳室などの一連の系統と、2階の事務所の一部です。また、平成27年度に大規模修繕を行い、その後も空調トラブルについてはその都度対応してきました。今回の修繕工事により、当面は大丈夫であると予測しております。との答弁がありました。

委員から、事業は入札にかけるのか。との質疑に。

予算が通れば、その後入札になります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第64号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）を報告いたします。

委員から、繰越金が毎年変わっていないようであるが、償還金は順調か。との質疑に。

返していただけていない方が1人います。毎年少しずつ返済していますので、何年か後には完済の予定です。との答弁がありました。

委員から、返していない人の事情は把握しているのか。また、時効の制度は設けているのか。との質疑に。

事情については把握しています。また、民事で奨学金の債権は、10年で時効です。その方は返し続けていますので、返す意思があり、時効には当たりません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第66号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を報告いたします。

委員から、財産運用収入の補正額6万1,000円は利子かと思うが、何%を想定しているのか。との質疑に。

介護給付費準備基金利子は、普通預金の利率が上がっていますので、0.2%を見込んで金額を算出しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第68号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会終了後、小山中学校体育館及び成美小学校体育館の現状について、現地確認と視察を実施しましたことを併せて御報告いたします。

○議長（鈴木 豊君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第62号 小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第63号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第64号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第3号）について、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立多数です。したがって、議案第64号は、各委員長報告のとおり可決さ

れました。

日程第4 議案第65号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第67号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第68号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第69号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第70号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立多数です。したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第71号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)

について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立多数です。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第72号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

-
- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第12 | 認定第1号 | 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第13 | 認定第2号 | 令和6年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第14 | 認定第3号 | 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第15 | 認定第4号 | 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第16 | 認定第5号 | 令和6年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第17 | 認定第6号 | 令和6年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第18 | 認定第7号 | 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第19 | 認定第8号 | 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第20 | 認定第9号 | 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第21 | 認定第10号 | 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第22 | 議案第73号 | 令和6年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |
| 日程第23 | 議案第74号 | 令和6年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |

○議長（鈴木 豊君） 次に、日程第12 認定第1号から日程第21 認定第10号までの令和6年度決算10件と、日程第22 議案第73号及び日程第23 議案第74号の令和6年度地方公営企業会計利益の処分及び決算2件の合計12件を一括議題とします。

それでは、9月2日、各常任委員会に付託した認定等につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 小林千江子君。

○総務建設委員長（小林千江子君） 9月2日、総務建設委員会に付託された令和6年度決算関係の、委員会での審査の経過と結果を御報告いたします。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係8件の審査を行いました。

初めに、認定第1号 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、ふるさと寄附金9億7,069万5,000円は、昨年度に比べ1.87倍、約4億5,000万円の大幅な増加であるが、その要因と寄附金の使い道は。との質疑に。

アイリスオーヤマの水が、件数、金額ともに増大しました。また、楽天ポータルサイトにより、楽天ユーザーからの寄附金が増えたことが増額の要因です。使い道については、寄附された方が選んだ使い道に応じて、事業に充当しています。主なものは、公共交通、町道整備事業、少子化対策としての出産祝い金、教育では給食費、小中学校のデジタル学習環境整備事業に充てています。との答弁がありました。

委員から、職員手当の数値が前年度に比べ7,150万円ほど上昇しているが、どのような理由か。との質疑に。

人事院勧告による給与改定と、期末・勤勉手当の引上げによるものです。との答弁がありました。

委員から、経常収支比率がここ3年間上昇傾向にあるが、人件費を抑制する方法を考えているのか。との質疑に。

経常収支比率については、人件費の割合が非常に大きくなっています。このところ人件費が上昇傾向にあり、職員の年齢構成が高いことから、この構成が落ち着くまでは一定程度人件費が上昇するものと考えています。との答弁がありました。

委員から、県営中山間地域総合整備事業負担金、県営経営体育成基盤整備事業負担金について、これらの基盤整備率はどのくらいか、また、今後予定されている地区はあるか。との質疑に。

基盤整備率は把握できていませんが、基盤整備は順調に進んでいます。新たな地区要望はありませんが、過去実施した地区から二度目の基盤整備の要望があり、今後地元の意見を聞いて進めていく予定です。との答弁がありました。

委員から、地域公共交通活性化事業費について、費用が9,500万円であるが、利用実績はどうか。また、巡回バス実証実験の効果はどうであったか。との質疑に。

定時運行とデマンドバスがあり、定時運行は年間1万2,239人、デマンドバスは1万4,618人の

利用がありました。巡回バスの実証実験は昨年8月から4か月間実施し、5地区のうち乗車率の低かった北郷と足柄を統合し、町内4ルートとして今年7月からの運行を実施しています。との答弁がありました。

委員から、土木使用料の地優賃使用料3,000万円余は、落合優良賃貸住宅の家賃収入か。また、この事業で町がSPCに支払う金額は幾らになるのか。地域優良賃貸住宅基金積立金588万円余は、家賃収入からSPCへ支払った余りを積み立てたものか。との質疑に。

地優賃使用料は、落合地域優良賃貸住宅グランファミリア落合の家賃収入等で、共益費や駐車場代を含んでいます。また、SPCへの支払いは、住宅購入費2,300万円余であり、家賃収入等からSPCへの支払額等を差し引いた余剰額を基金に積み立てています。との答弁がありました。

委員から、町営住宅使用料の収入未済額が1,568万5,000円であるが、滞納額を削減するのにどう努力しているのか。との質疑に。

督促状、催告状の送付、保証人への催告状の通知、個別の納付相談の順に実施し、各戸の事情に配慮しつつ分納による納付等により、納付額を減らすよう対応しています。との答弁がありました。

委員から、小山町漬物製造等事業継続支援助成金538万6,000円について、実績と今後も助成事業を継続する考えがあるか。との質疑に。

令和5年度から助成事業を開始し、令和6年度は6件の申請があり、538万6,000円を助成しました。事業は令和5年、6年の事業として実施したものです。現在、要望等はありませんが、今後要望があれば検討します。との答弁がありました。

委員から、道路構造物長寿命化事業費について、橋梁長寿命化は今後何年くらいかけて行うのか。との質疑に。

橋梁長寿命化修繕は、国が定めた法定点検の結果から、修繕の必要な橋梁の個別計画を策定し修繕しています。点検結果により、優先順位を付けて順次進めていますが、あと数年はかかると考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和6年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算、認定第7号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算、認定第9号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第73号 令和6年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定を報告します。

委員から、損益計算書の年度別比較において、減価償却費が増加傾向にある。今後どの程度増えていくのか。との質疑に。

令和6年度減価償却費は1億8,886万3,479円で、前年度より1,634万5,216円増加しました。これは施設の維持管理費や建設改良投資を積極的に行った結果です。将来にわたって安心安全な水道水を安定的に供給するために必要な投資であると認識しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第73号は、全員賛成で原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、議案第74号 令和6年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された令和6年度決算関係8議案の審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） 9月2日、文教厚生委員会に付託された令和6年度決算関係の、委員会での審査の経過及び結果について御報告いたします。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係5件の審査を行いました。

初めに、認定第1号 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算を報告いたします。

委員から、保健師等就学資金貸付金の償還免除金374万4,000円について、人数、免除月数、免除事由は。との質疑に。

この奨学金は、最長3年間、36か月間借りた場合、36か月間町内事業所で働くと償還が免除になるというものであります。今回該当した方は3人で、合計で374万4,000円になります。との答弁がありました。

委員から、ふるさとおやま同窓会応援事業補助金34万円について、内訳とその概要は。との質疑に。

3小学校と2中学校の7グループ140人に対して助成したものです。との答弁がありました。

委員から、少年スポーツ活動助成金52万円について、内訳と概要は。との質疑に。

北郷スポーツ少年団や北郷成美ミニバススポーツ少年団など八つの団体に対して助成しました。助成金額は、指導者の人数や団員数によって異なりますが、5万6,000円から8万4,000円の間で助成しました。との答弁がありました。

委員から、教育費国庫補助金の理科教育等設備整備費補助金が小学校、中学校ともだいぶ上がっているが、その理由は。との質疑に。

理科備品をそろえるために国庫補助金が交付されたものであり、理科備品の更新等により増額しました。小学校では48万8,070円の申請に対し19万4,000円、中学校では31万420円の申請に対し11万円の補助金がありました。との答弁がありました。

委員から、姉妹町等富士登山交流事業交付金200万円について、どこから何人来たのか。との質疑に。

8月5日から7日まで中学生が小山町に来て富士登山をする事業であり、福知山市から15人、勝央町から16人、北茨城市から19人、上山市から17人、境町から15人、三芳町から13人に、小山町の子ども14人が加わり、登山ガイド、町の職員等を合わせ、129人で登山を行いました。との答弁がありました。

委員から、御殿場市ことばの教室負担金26万6,000円は、何人分か。また成果はどうか。との質疑に。

2人の児童が通いました。成果には個人差があります。ことばの教室の担当教諭が保護者と面談したり学校長と相談し、毎年経過を見ながら継続するかを教育支援委員会で判定しています。との答弁がありました。

委員から、観光友好都市交流事業交付金50万円の内容は。との質疑に。

小学生が福知山市へ行って研修する事業です。8月3日から5日まで、福知山市の鬼伝説交流学习の事業に参加しました。との答弁がありました。

委員から、埋蔵文化財保存処理業務61万8,000円と、文化財調査業務899万8,000円の内容は。との質疑に。

埋蔵文化財保存処理業務は、須走地区の日向遺跡から出土した鉄鍋、銅製の急須などの保存処理を静岡県埋蔵文化センターに委託したものです。文化財調査業務は、阿多野用水の取入口から文化会館に出るまでを、株式会社フジヤマへ委託してトンネルの中を調査し、図面を作成したものです。との答弁がありました。

委員から、富士山噴火に対する避難計画の問題点や対策の検討を行ったとあるが、その内容は。との質疑に。

問題点として、噴火時には徒歩避難に加えて、あらゆる手段を使用して避難を検討すること、降灰時の避難では堅牢な建物避難だけでなく立ち退き避難を検討すること、また避難対象エリアごとの避難ではなく地域一帯の避難を検討することが上げられ、年度末には小山町富士山噴火避難計画の改定につなげています。との答弁がありました。

委員から、クアオルト健康ウォーキング推進事業費の新しいコースの調査について、取組内容と今後の見込みは。との質疑に。

現在、須走コースと足柄コースがあり、残りの成美、明倫、北郷地区について新しいコースの可能性を調査しました。今後クアオルト研究所と新しいコースの可能性、今後の方針を検討していく考えです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を報告いたします。

委員から、脳ドック受診扶助が19人であるが、どう評価しているのか。また、周知の方法は、との質疑に。

脳ドック受診は希望制であります。著しく低い状況ではなく、受診の結果、医師の所見では要観察2件、治療の勧め1件が報告され、早期発見・治療が可能となり、医療費の抑制につながっていると考えています。周知の方法は、広報おやまへの掲載と、住民課窓口でチラシを配架しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第2号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を報告いたします。

委員から、保険料、一般会計繰入金、広域連合納付金ともに令和5年度、令和6年度と上がっているが、どのように分析して、今後の推移をどう見ているのか。との質疑に。

令和6年度から保険料率が増額改定され、被保険者数も増加しているため増額となっています。今後も団塊の世代が75歳を迎えたことから増加するものと考えています。との答弁がありました。

委員から、保険料収入未済額80万円について、どのような方が未納か。との質疑に。

普通徴収について、その時々々の生活の状況により、どうしても未納の方がいます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第4号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和6年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された令和6年度決算関係5議案の審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

○議長（鈴木 豊君） 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第12 認定第1号 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算について、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、認定第1号 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算について、反

対の討論を行います。

反対の理由は、役場の税金の使い方が良識を欠いていて、税金を納める町民に対して誠実さを欠いていると考えるからであります。

町長秘書費のうちの普通旅費の使われ方についてであります。令和5年度の決算が85万円弱であったものが、令和6年度は745万円まで膨れ上がっている所以であります。私の公務員としての経験からすると、市長や町長の海外出張は1任期中に1回、あっても2回。それは危機管理上の観点から求められる配慮と教わってきました。ところが、小山町長らは、令和6年度には3回も海外へ出かけているのであります。

フランスのルマン市へ3人で5日間、210万円をかけています。フィリピンのコルドバ町へ5人で3日間、100万円。ルーマニアへ5人が6日間で330万円であります。

出張の目的は掲げておりますけれども、なぜこれほどの人数で現地まで行く必要があるのか、全く理解ができません。今は、テレビ電話、リモート会議、こうした手段での海外との情報交換は当たり前となっております。

最少の経費で最大の効果を上げるのが公務員の使命です。この基本を理解しない税金の使われ方は容認できません。

以上の理由で、反対をいたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、通告に従い、本案に反対者の発言を許します。

1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 私は、認定第1号 令和6年度小山町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論いたします。

役場職員の皆様の御努力、頑張りの成果であるこの決算につきまして反対いたしますのは、大変残念であるわけですが、以下に述べる点について認めることができませんので、討論させていただきます。

反対の理由は、町営温水プール基本計画及び関連事業1,300万円余の執行についてであります。

現在、町が進めている町営温水プールの建設事業は、15億円以上もの建設事業費に加え、毎年1億円を超えるであろう維持管理費や修繕費を要する大型プロジェクトであります。事業にかかる予算は議会承認されたものの、町民への十分な説明や情報公開、また意見聴取の機会がほとんどないまま、建設ありきの姿勢で進めていることに、多くの町民が不安と不信を抱いています。

小山町自治基本条例第4条には、「町民がまちづくりの主体であることを認識し、参加と協働によるまちづくりの推進を図る」と明記されています。

本来であれば、町の将来に関わるような大きな事業ほど、町民の理解と納得を得ながら進めるべきです。

現在、五つの小学校のプールは老朽化しておりますが使用可能であり、天候条件を除けば水泳

授業に支障はありません。今後、急激な児童数の減少や学校再編も見込まれる中、今まさに温水プールを建設する必要性があるのか、多くの疑問の声が上がっています。加えて、誰もが等しく使える施設かという観点でも税金投入についての公平性が問われており、高齢者や車を持たない方、水泳に関心のない方からは、利用できる人が限られるとの指摘もあります。

町の財政を30年以上も圧迫する可能性がある本事業を、このまま十分な議論もなく進めることは、将来世代に対して大きな責任を残すこととなります。

町民の声を丁寧に聴き、合意形成を図った上で進めることが、健全な地方自治の姿であります。議会の意見も伯仲しております。議会で議決を得たから粛々と、いやスピード感を持って進める町政運営と、町民感情との乖離は計り知れないものがあります。

最後に、多くの方が御存じかと思いますが、町民の有志の皆様が、明日9月20日から温水プール建設の賛否を問うための住民投票条例制定請求の署名活動を行うとのことです。今後の状況を注視したいと思います。

以上、私の反対討論を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は認定です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

お諮りします。日程第13 認定第2号から日程第21 認定第10号までの令和6年度特別会計決算9件並びに日程第22 議案第73号及び日程第23 議案第74号の令和6年度地方公営企業会計利益の処分及び決算2件の合計11件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第10号、並びに議案第73号及び議案第74号を一括質疑とします。

それでは、認定第2号から認定第10号、並びに議案第73号及び議案第74号について、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13 認定第2号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

日程第14 認定第3号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

日程第15 認定第4号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

日程第16 認定第5号 令和6年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

日程第17 認定第6号 令和6年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。ここで10分間休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時17分 再開

○議長(鈴木 豊君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 認定第7号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

日程第19 認定第8号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

5番 白井光昭君。

○5番(白井光昭君) 私は、認定第8号 令和6年度木質バイオマス発電事業特別会計決算の認定に反対の立場から討論いたします。

本事業は、「持続可能な地域循環型林業の構築」、「再生可能エネルギーによる未来のまちづくり」という立派な理念を掲げて始まりました。森林資源を活用して環境に優しい取り組みを進めるという構想は魅力的であり、多くの町民も期待を寄せたことと思います。

しかし、実際の経営状況は大きく異なります。平成29年度の開始以来、黒字になったことは一度もなく、令和6年度決算においても歳入4,259万円に対し歳出6,709万円、差引き約2,437万円の赤字でした。累計では既に約2億1,000万円の赤字を抱えています。固定価格買取制度という有利な条件を活用しても赤字が続くことは、事業そのものに根本的な問題があることを示しています。

さらに問題なのは、この赤字を補う方法です。企業版ふるさと納税による寄附が繰り返し投入され、累計で約4,160万円が穴埋めに使われています。寄附金は本来、町の新しい挑戦や町民の暮らしを豊かにする事業に活用されるべきであり、毎年の赤字を補填するために消えていくのは趣

旨から外れています。また、過去には他の特別会計から3,500万円が繰り入れられました。こうしたやり方は町民に十分説明されていませんし、公平性の面からも大きな疑問があります。

燃料である木質ペレットの供給が一部の特定企業に依存している点も看過できません。本来、地域循環と言うのであれば、多くの林業関係者や町民が関われる仕組みにすべきですが、現実には一部に偏っているのです。町民から見れば、特定の関係者だけに有利な事業と映るのは当然であり、このことが事業全体への不信感を広げています。

また、当局は、令和7年度から売熱収入を見込み黒字化に転じると説明していますが、その前提は過去の実績を大きく超える稼働率を想定した数字合わせにすぎません。これまで火災や故障で長期停止を繰り返してきた現実を考えれば、安定した稼働は簡単に約束できるものではありません。熱供給先の増加もまだ具体化しておらず、黒字化を期待するのは町民を安心させるための空約束に近いと言わざるを得ません。

町は、県からの補助金を受けて始めたからやめられないと説明しますが、補助金を理由に赤字事業を延命することは町民への説明になっていません。町民にとって大切なのは、これから先も税金や寄附金が赤字の穴埋めに使われ続けるのかという点であります。その疑問に真正面から答えていないこと自体が大きな問題です。

自治体の役割は、限られた財源を町民全体のために公平に使い、暮らしを支えることにあります。赤字を垂れ流しながら、説明不足のまま、一部の関係者に依存して事業を続けるのは、この原則に反します。町民に隠さず事実を説明し、事業を続けるのか見直すのかを町民と一緒に議論するのが本来の姿です。

結論として、木質バイオマス発電事業は理念と現実の乖離が大きく、赤字と依存体質を抱えたまま続けています。このままでは町の財政にとっても町民にとっても大きなリスクであり、持続可能な事業とは言えません。私は町民への説明責任を果たし、公平で健全な財政運営を守る立場から、この決算を認定することはできません。強く反対を表明し、討論を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、通告により、本案に反対者の発言を許します。

10番 藪田豊造君。

○10番（藪田豊造君） 私は、今議会に提出されている認定第8号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について、以下の理由をもって反対します。

先ほど臼井君が大変細かい数字でもって申し上げましたので、私は大ざっぱな数字ですけども述べたいと思います。

まず、この事業は、平成29年度より始まり、営業開始は平成30年度からでした。その初年度から赤字で、令和元年からの決算は繰上げ充用などの方法で赤字補填をしまいいりました。その後、ここ2年は、企業からの寄附金、また特別会計からの繰入金などで黒字化をしまいいりましたが、実質的にはこの単独だけでは赤字経営であります。

すなわち、反対の理由の一つは、経営が成り立っていないということでもあります。

もともと私達が森のエネルギー研究所よりレクチャーを受けたときには、小山町に2,000万円の黒字化が、この収入が入るといようなレクチャーを受けています。いまだそのようなことに至っておりません。

次に、私が指摘するのは、SDGs、あるいはCO₂の削減について申し上げます。

物を燃やせば二酸化炭素が出るのは当たり前です。今まで二酸化炭素を吸収していたからよいとの考えが木質にはあるようですけれども、それを続けることよりも出さないことの方が、私はよい考えの方だと思います。当然のことです。ちなみに、二酸化炭素の排出量は、石炭より多いとの、木質バイオマスについてはそういうデータもあるようです。地球温暖化防止に役立っているとは思えないと私は思っています。

3点目に、この事業において、より不透明な点があります。

先ほども臼井君が指摘していましたが、まずこの事業は、木質ペレットを燃焼させガス化させてタービンを回し発熱させるというものです。原料、すなわちペレットは、町長の親族の会社で製品化されたものであり、わざわざ静東森林経営協同組合に迂回させて町へ納入するという方法を取っています。この静東の事業内容を見ますと、ペレットの販売などというものは1行も書かれておりません。明らかに潜脱であり、利益相反というものを逃れようとしているだけだと思います。また、この静東森林経営協同組合には、富士総業も組合の構成員の一員であるとなっています。利益相反と言えなくもないと思っています。

もう一つ付け加えれば、この事業を黒字化させている寄附行為があります。それら寄附者の多くが、小山町との契約で事業に従事している者達です。町内に本社がなければよいとの法律もありますが、それがいいという世間はありません。そもそも癒着と論じられることもあると思います。そのような評判が立つことは、町として大きなマイナスになると私は考えております。町民による町民のための町民の政治は、民主主義の根幹であります。町民のためになっていないこの事業を、私は断固反対いたします。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立多数です。したがって、認定第8号は、認定することに決定しました。

日程第20 認定第9号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立多数です。したがって、認定第9号は、認定することに決定しました。

日程第21 認定第10号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、認定第10号は、認定することに決定しました。

日程第22 議案第73号 令和6年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第73号は、可決及び認定することに決定しました。

日程第23 議案第74号 令和6年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第74号は、可決及び認定することに決定しました。

日程第24

議員の派遣について

○議長（鈴木 豊君） 日程第24 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配布しましたとおり、10月17日に静岡市で開催されます静岡県町村会議議長会10月総会に遠藤 豪議員を、10月22日から24日までの間に香川県、愛媛県及び岡山県で行う県外行政視察に全議員を、10月28日に清水町で開催されます駿東郡町会議議長会健康増進事業に全議員を、11月4日に御殿場市で行う2市1町議員研修会に全議員を、11月11日に清水町で開催されます東部地区6市4町会議議長連絡会に副議長を、11月17日に沼津市及び西伊豆町で行う県内行政視察に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第75号 工事請負契約の締結について（令和7・8年度用沢大畑ケ地区宅地造成事業）、議案第76号 工事請負契約の締結について（令和7・8年度小山町温水プール造成工事）の2件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号及び議案第76号の2件の議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配布されておりますので、よろしく願います。

追加日程第1

町長提案説明

○議長（鈴木 豊君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第75号及び議案第76号の2件について、提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 今回、追加提案いたしますのは、工事請負契約の締結2件であります。

初めに、議案第75号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和7年・8年度用沢大畑ケ地区宅地造成事業の請負契約を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第76号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和7年・8年度小山町温水プール造成工事の請負契約を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第75号 工事請負契約の締結について（令和7・8年度用沢大畑ケ地区宅地造成事業）

○議長（鈴木 豊君） 追加日程第2 議案第75号 工事請負契約の締結について（令和7・8年度用沢大畑ケ地区宅地造成事業）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第75号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は2ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和7年度・8年度用沢大畑ケ地区宅地造成事業につきまして、工事請負契約を締結しようとするため、小山町議会の議決を求めるものであります。

本事業は、令和7年度・8年度の継続費により、用沢大畑ケ地区の市街化区域を有効活用するとともに、富士山の眺望を活かした利便性の高い宅地を供給し、定住人口の拡大と地域活性化を目的とした宅地造成工事を実施するものであります。

事業の主な内容は、宅地造成工事として、約1万4,600平方メートルの区域に、40区画程度の宅地を造成し、幅員6メートルの区域内道路、排水施設や擁壁等を整備するものであります。

工事入札は、去る9月16日に、町内業者7者による指名競争入札を執行いたしましたところ、臼幸産業株式会社が、3億400万円で落札決定し、消費税相当額3,040万円を加え、3億3,440万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成期日は、令和9年3月19日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（牧野恵一君） 2点、質問いたします。

まず、1点目ですが、この場所は、こども園、小学校、中学校という公共施設が集まっているところで、大勢の子どもが周辺を行き交うわけですが、そういった点での交通安全対策に

ついてどのように考えているのかということが1点。

それから、今回議案で計画平面図を見ましたけれども、何と申しますか、普通の利益を追求する宅地分譲事業者がつくった絵、レベルであって、行政がヒト・モノ・カネという行政資源をたくさん投ずるのにふさわしい土地利用計画ではないというふうに思うんですね。公園も、本来ならあの辺は都市施設がないわけですから、都市公園もこんなちっぽけな、法的に通る最低必要な公園をぽつんぽつんと置いただけでは、行政としてこの地域を、先ほど言われましたけれども、多分小山町にとっては最もベストでもって、グレードの高い住宅地が建設されるということが期待される場所だと思うのに、その割にはそういう理念が伝わってこない。例えば児童公園ではなくて、もう一段階、二段階グレードが開いた都市公園を整備する。せめてそういった計画でないと、今目指しているようなまちづくりというものが、絵からは伝わってこないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 牧野議員の質問にお答えいたします。

まず、一つ目の質問であります安全対策についてであります。この工事区域は近くに都市計画道路も走っておりまして、あと、それともう1本平行な道が、これちょっと狭いんですけども走っておりますので、それぞれに交通整理人。あともう一つ、一番東側のところにも出口がありますので、そういったところで、中と工事の分断をしっかりと、工事の方を対策していきたいと考えております。

次に、2番目の質問で、都市利用計画上の最低限ということで、理念ということなんですけれども、まず第一に宅地造成事業特別会計ということがありまして、一つに採算性というものをまず一つ考えなければならないということから、基本的には宅地を多く造っております。

それと、あともう一つ、都市公園といいますと、都市公園というのを一区画とかですと、児童公園のような形になってしまいますので、都市公園というところある程度の敷地面積が必要となりますので、先ほど言った採算性という意味で、ちょっとこの区画についてあまり大きな公園を造るというのは不可能かなと考えておりますが、ほかの区域や土地がありますので、それらとともに今後検討していきたいと考えております。

理念といたしましては、全部これは区画として売るんですけども、店舗併用住宅だとか、そういうことが誘致できれば、なおいいかなと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（藺田豊造君） お金の支払い方について聞きます。

今回の場合、3億4,000万円ということですが、これは2年度にわたって事業を行うということで、当初予算においては、令和7年度については1億1,000万円、2年度には2億7,500万円の当初予算が付いていました。今回の場合、3億4,000万円をどのように分けてやるのか。

また、前渡金の問題がありますけれども、前渡金はどのように払われるのか。

その2点についてお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 藪田議員の質問にお答えいたします。

今回の金額の支払い方ではありますが、契約金額が3億3,440万円といった中で、予算よりも若干入札の効果も得られて少し安くなっている状態ですけれども、入札条件の中で、令和7年度の支払いについては1億1,000万円を限度額とするという契約条件、また仮契約の中でもうたっておりますので、令和7年度については1億1,000万円を上限として支払うという年割額で考えております。

1億1,000万円というのは、今回の前払金の金額より未満なんですけれども、契約条件の中でうたってますので、それを前払金に充てるものであります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（小林千江子君） 造る以上は売り切らなければならないわけですけれども、令和9年に完成をするということですが、完成の前からいろいろと戦略を持って、広報ですとか販売に向けていろいろと町は動き出す計画を立てられていると思いますが、そのタイムラインをどのようにお考えでいらっしゃるのか、お聞かせください。

また、この1区画当たりどれくらいの金額を想定しているのか、こちらもお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 小林議員の質問にお答えいたします。

まず、令和9年に完成したときの、完成前からの販売に関するタイムラインということなんですけれども、普通にこの40区画を売り切るということが使命だと考えております。そういった中で、例えば地場の建築業者との協定や、また不動産業者との協力を得るための法定等の準備を、工事がある程度進んだ段階から始めていきたいと考えております。

販売価格なんですけれども、最終的な売出しというのは、やっぱり近隣の状況だとか、工事費の最終的な損益分岐点等あります。この段階であまり、シミュレーションの中ではある程度考えておりますけれども、この金額というのは土地を買うお客様にとっての資金計画に大きな影響を与えるものですから、ちょっとこの段階ではまだ未定ということをお願いしたいです。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 一番最初の質問に対する御答弁に対して、非常に不満を感じます。

というのは、やはり宅地分譲事業というのは、そもそも民間の仕事ですよ。そこに対して役場の職員から何から行政資源を投ずるわけですから、安く供給するとかということ以上に、どういうまちづくりをするのかという基本理念を持っているのかどうかということが一番問われてい

るはずですが。先ほども言いましたけれども、恐らく小山町の中で上った最後の優良な宅地だと思います。であれば、富士山の麓の云々というようなことも言われましたけれども、それにふさわしい、しっかりした理念を持って造っていただく。そうでなければ、やめてもらった方がいいですね。というのは、先ほどの法律で都市計画で定められた最低の3%の公園を余ったところにだけ張りつける。経済性を優先してそれでは、そういう人にあの土地をいじくってほしくないですよ。しっかりしたまちづくりの理念を持って、一つのまちをつくるというしっかりした理念をつくって、ぜひ現地ではかかっていたきたい。したがって、公園を最低の余った土地で造るなんということではなくて、しっかりしたところへ、地域の住民の方が利便性、快適性を向上することのできるいい宅地だなど思うような住民住宅地に向けて進んでいただかなければいけないと思いますが、どうでしょうか。再度、答弁願います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 牧野議員の質問にお答えをいたします。

御説ごもっともでございますけれども、遠藤 豪議員の一般質問のときにも答弁いたしましたけれども、今回の事業は、まず中澤課長が申し上げたとおり、宅地の供給ということを第一に置いて考えてございます。

それから、都市公園の在り方、都市公園の必要性というものは、私達も重々認めているわけでございますけれども、スピード、それから地権者との合意形成、これらをいろいろ考えて勘案しておりますと、今回のような形になってしまいました。地権者には説明会等を何回も開きまして、御理解をいただいていると考えてございます。ぜひとも御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（小林千江子君） 確かに民間が住宅を造成して造っていただくのが一番のよい手法であるかもしれません。しかしながら、町には、今の小山町の状況では、民間の住宅業者が造成をして、よりよい魅力的なまちづくりにお力添えをくださるというのは、なかなか難しい状況ではあるのかなというふうに私自身は感じております。その中で過去、小山町が分譲を整地してきた中で全て完売させております。私は、この町が自発的にこのようなまちづくりに取り組んでくださっていることを賛成しております。

でも、そのよう中で、やはり移住・定住の促進に関しては、一番やはり近隣の御殿場市からの移住が多いというふうに、このような宅地造成では聞いておりますが、やはり都内の方から来てくださったり、遠方の方からもこの小山町の魅力を感じて移住・定住をしていただければなど感じております。先ほどの課長の答弁ですと、地場の建築業者、また地元の不動産などと協定を組んでということですが、遠方からの移住・定住促進に関して、この住宅供給をどのようにもっと魅力的に伝えていこうか、どう考えていらっしゃるのか、その点をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 小林議員の質問にお答えします。

宅地の魅力、また特に都心部へのアピールなんですけれども、おやまで暮らそう課では、静岡県とともに東京都の方の移住・定住のイベントだとか、そういったところにも参加しております、その中で売れた宅地造成地も実績としてかなりあるのも事実であります。そういったことでのPR、また、最近やはりインスタとかそういったSNSとかでの周知というものもよく図られている状況も確認しておりますので、そういったことで広く周知していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（藺田豊造君） もう1点聞きます。

今、小山町ではガレージに使うという宅地がだいぶ多いようですけれども、ガレージなどが要るという方が入ってきた場合、どういうふうな対応をするのか教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 藺田議員の質問にお答えいたします。

最近、確かにガレージを建てている場所が多いというもの承知しておりますが、我々の開発の中では、1戸建て、戸建て住宅ということで販売の方を進めておりますので、ガレージのみのお客様というものはお断りする方針であります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第75号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立多数です。したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩します。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3 議案第76号 工事請負契約の締結について（令和7・8年度小山町温水プール造成工事）

○議長（鈴木 豊君） 追加日程第3 議案第76号 工事請負契約の締結について（令和7・8年度小山町温水プール造成工事）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第76号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は5ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和7・8年度小山町温水プール造成工事について、工事請負契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、令和7年度から令和9年度までの継続費による温水プール整備事業の中で、本年度から来年度にかけて造成工事を実施するものであります。

工事の主な内容は、約1万平方メートルの事業エリアの造成、町道の付け替えに伴う道路整備施工延長86.25メートル、排水路整備施工延長96.12メートルを整備するものであります。

工事入札は、去る9月16日に、町内業者7者による指名競争入札を執行したところ、白幸産業株式会社が、1億7,500万円で落札決定し、消費税相当額1,750万円を加え、1億9,250万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和8年8月31日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（牧野恵一君） 質問いたします。

温水プールの造成工事に入るということでありますけれども、そもそも区域の決定ですね、法的な意味の決定というのは、告示等をされたという記録がないんですが、そもそもこの施設は、そういう都市施設としての位置付けをする予定があるのかどうか。都市施設とするのであるならば、すなわち敷地そのものも法的な意味でもってコンプライトする必要があると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○政策監（湯山博一君） 牧野議員にお答えいたします。

牧野議員の御質問の中に都市施設という言葉がありましたけれども、この施設につきましては、今後供用開始までに公の施設としての設置及び管理に関する条例を設定します。

土地については、先日の御質問の中でもちょっとお答えしたんですけれども、当然地権者の方は譲渡処遇の税は発生をしておりますので、今後この作業としましては、繰り返しになりますけれども、公の施設としての条例を供用開始までをお願いをするということになります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 私は、今議会に提出されている議案第76号 小山町温水プール造成工事に、以下の理由をもって反対いたします。

町はこれまでもこの事案に対して1,500万円の予算立てをし、1,350万円を設計その他に使ってきました。今回1億9,250万円が決まると、2億円余になってしまいます。このようなことを含め、町民の皆様には大きな不安が広がっていることを私は知っています。普段おとなしい町民からも、この不安を形に変え、町民の意思を町政に直接届けようとする動きが始まっています。そもそもこうしたことは、町長の意思がもともと町民の声の集約でないところに問題があります。

さて、私がこの事案に対して最も警戒するのは、町民生活に直結する負担が全く不透明であることです。さらに付け加えれば、町は現在も5校ある学校のプールを老朽化で使用不可能とイメージコントロールしているところです。私は、そういうことが事実であるかどうか、昨年、教育長とともに、会派全員の方とともに、全てのプールを回ってきました。今でも立派に使用されているではありませんか。今年も全ての授業に支障がないということを各学校へ行って確かめてきました。学校教育のためであったものが、今では誰のためと、その根幹に関わるものの議論は中途半端なんです。

物を造れば人件費や、その維持管理に大きな負担がかかることは明らかです。また、時には大規模改修なども考慮に置かなければなりません。これらは全て町民の税金で負担されます。

さらに最も発表されるべきは、熱源について、いまだ発表されていません。

また、さらには、減少していく町のにぎわい創出に、この政策を取り上げられている発想です。

まず、第一に、毎日の利用者が200人という、この根拠はどこから出てきたものでしょうか。人口減少の施策ならば、もっと後世に負担がかからず、そして今でもよいと言われるような発想がなぜできないのか。それが町民の期待であります。

いずれにせよ、私は、町民の意思のあるところに自分を置くことが、私は政治家としての使命であります。ですから、この議案に賛成することはできません。

付け加えるならば、教育というものは、もっと物を大事にするということを教えるべきじゃないでしょうか。現在、小山町では、教育が政治の具になっています。私はそのことを決して認めません。

以上をもって、私の反対討論といたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

5番 白井光昭君。

○5番(白井光昭君) 私は、今回の造成工事契約に反対いたします。

その理由の第一は、議会を軽視した手続にあります。これほど大規模な事業であるにもかかわらず、委員会での十分な審議を経ず、9月議会最終日の追加議案として提出されました。これでは議員も町民も、議案内容を十分に吟味する時間を与えられません。

ごく常識である行政マンなら、町民の関心が高い案件であることは間違いなのであればこそ、議員にも町民にも十分な情報公開に落ち度がないように努めるでしょう。

第二に、事業の方式そのものに問題があります。本事業は、DBO方式、すなわち設計・建設・運営を一体で事業者委ねる仕組みです。既に事業者は運営まで含めて決定されています。しかし、議会に上程されたのは造成工事のみであり、全体像は隠されたままです。形式上は部分的な議案に見えながら、実際には将来の運営契約まで縛られてしまう。これは議会制民主主義の根幹を揺るがす大問題です。

議会は町民の代表として全体像を審議する責務があります。当局が情報を小出しにし、造成だけを先行させて既成事実化するのには、町民を軽視した異常行政にほかなりません。

制度的にも政治的にも不当なやり方である以上、私は強く反対いたします。

○議長(鈴木 豊君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

3番 石原和美君。

○3番(石原和美君) 私は、これまで一貫して町民温水プールの建設に反対してまいりました。

議案第76号は、その建設に向けた造成工事の請負契約に関するものであり、反対の立場から討論をいたします。

利用者数の根拠や費用対効果の検証も不十分であり、町民の意見や要望が十分聞かれないまま計画は進められ、現在、町民の理解と納得を得られる状況にはありません。

今回の造成工事契約は、指名競争入札により白幸産業に決定されたとのことですが、契約金額に加え、将来的な維持管理費・更新費用まで含めると、町財政への影響は極めて大きいものとなります。物価高騰や人口減少が進む中で恒常的な支出を伴う施設整備は、将来世代への負担を残す可能性が高く、慎重な判断が求められます。私達議員は、町民の声を受け止め、将来を見据えた政策判断を行う責任があります。今回の造成工事契約は、町民の理解と合意形成が不十分なまま進められるものであり、政策的にも財政的にも容認することはできません。

よって、本議案には反対をいたします。

○議長(鈴木 豊君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） 私は、本日追加上程された温水プール造成工事契約に反対いたします。

まず、この事業の目的性、計画性が極めて乏しいことを指摘せざるを得ません。昨年は小学校プールの維持管理には年間190万円程度しかかかっておらず、温水プール新設は本来、町の最重要課題ではありませんでした。それにもかかわらず、町長のマニフェストに掲げられたという理由だけで、巨額の税金を使う方向へと突き進んでいます。当局は、途中から、小学校プールを全て建て替えると費用がかさむから1か所にまとめる方がよいと説明をし始めましたが、これは必要性を後付けしただけにすぎません。少子化や学校統合という基本的で優先すべき議論を先送りし、形ばかりの理屈で町民を納得させようとする姿勢は、計画行政とは到底呼べません。

さらに、今回議案化されたのは造成工事だけであり、町民が心配している中身は一切示されていません。建てること自体が目的化し、中身が空っぽのまま進む異常さに強い危機感を覚えます。

町民が将来にわたり利用する施設である以上、必要性や採算性を丁寧に検討し、町民の理解を得て進めるのが筋です。説明責任を果たさないまま造成を先行させるやり方は、断じて認められません。私は反対を表明いたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、この造成工事契約に強く反対をいたします。

本事業の進め方は、想定されている様々な課題、問題を町民に隠したまま、今日も重要な内容であるのに最終日の追加議案として提示するなど、議会を追認機関におとしめる異常な政治姿勢を示しています。町民説明会は1回のみ、アンケートは無駄だと切り捨てられ、町民の声は初めから顧みられていません。小山町自治基本条例に掲げる「町民がまちづくりの主体」という理念は、役場自身の手によって完全に踏みにじられました。

12億円もの大事業でありながら、役場内部で、教育関係部門も、福祉部門も、都市整備部門も、自分ごととして利活用の方向を議論した形跡はありません。だから、温水プール建設の目的が曖昧であります。しっかりとした町民のための公共施設にしようとするなら、手間をかけて町民との共同作業で仕組みづくりをするはずですが、しかし、町民との会話を避け、1分1秒を競って早期着工を目指す役場のやり方からは、完成はしても、乗客のいないバスが燃料を垂れ流して走る、そういう情景しか浮かんでこないのであります。

私は、この異常行政に強く抗議し、本議案に反対を表明いたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第76号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 可否同数と認めます。地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決します。議案第76号については、議長は可決と裁決します。したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和7年第4回小山町議会9月定例会を閉会します。

午後1時22分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鈴 木 豊

署 名 議 員 石 原 和 美

署 名 議 員 牧 野 恵 一